

令和6年 第4回定例会

南種子町議会会議録

令和 6年 12月 5日 開会

令和 6年 12月 13日 閉会

南種子町議会

令和6年第4回南種子町議会定例会会議録目次

第1号（12月5日）（木曜日）

1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 議長諸報告	5
1. 日程第4 町長行政報告	6
1. 日程第5 提案理由の説明	10
町長説明	10
1. 日程第6 一般質問	12
9番 濱田一徳議員	12
1. 再編交付金活用事業について	
2. 前之浜の防風林保護対策について	
3. 令和6年を振り返り	
1. 休 憩	29
4番 福島照男議員	30
1. 子牛生産農家、今支援しないでいつ行う！	
2. 宇宙の町宣言。その目的とグランドデザインを伺う	
3. 高速船乗船キップ手続きの行列解消策	
1. 休 憩	47
2番 野首久教議員	47
1. 南種子町堆肥センターの運営改善について	
1. 休 憩	53
8番 上園和信議員	53
1. 農業の振興対策について	
2. 合併処理浄化槽への転換推進と課題改善について	
1. 散 会	66

第2号（12月6日）（金曜日）

1. 開 議	69
1. 日程第1 議案第53号 南種子町子ども医療費助成条例の一部を	

改正する条例制定について	69
福祉事務所長説明	69
質疑	70
4 番 福島照男議員	70
討論	70
採決	70
1. 日程第2 議案第54号 南種子町水道事業の設置等に関する条例	
の一部を改正する条例制定について	70
水道課長説明	71
質疑	71
4 番 福島照男議員	71
8 番 上園和信議員	72
討論	72
採決	72
1. 日程第3 議案第55号 南種子町役場課設置条例の一部を改正す	
る条例制定について	72
総務課長説明	73
質疑	73
討論	73
採決	73
1. 日程第4 議案第56号 普通財産の無償譲渡について	73
総務課長説明	74
質疑	74
2 番 野首久教議員	74
8 番 上園和信議員	75
3 番 平嶋 強議員	76
9 番 濱田一徳議員	76
討論	77
採決	77
1. 日程第5 議案第57号 財産の取得について	77
総合農政課長説明	77
質疑	77
4 番 福島照男議員	78
6 番 柳田 博議員	79

3 番 平 嶋 強議員	79
討論	80
採決	80
1. 日程第 6 議案第58号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する 地方公共団体の数の減少及び同組合理約 の変更について	80
総務課長説明	80
質疑	80
討論	80
採決	81
1. 日程第 7 議案第59号 令和 6 年度南種子町一般会計補正予算 (第 7 号)	81
総務課長説明	81
質疑	83
2 番 野首久教議員	83
4 番 福島照男議員	84
8 番 上園和信議員	87
6 番 柳田 博議員	89
1. 休 憩	90
質疑	90
討論	90
採決	90
1. 休 憩	90
1. 日程第 8 議案第60号 令和 6 年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計補正予算 (第 2 号)	90
くらし保健課長説明	90
質疑	91
討論	91
採決	91
1. 日程第 9 議案第61号 令和 6 年度南種子町介護保険特別会計補 正予算 (第 3 号)	92
くらし保健課長説明	92
質疑	93
討論	93

採決	93
1. 日程第10 議案第62号 令和6年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算（第2号）	93
くらし保健課長説明	94
質疑	94
討論	94
採決	94
1. 日程第11 議案第63号 令和6年度南種子町水道事業会計補正予 算（第2号）	95
水道課長説明	95
質疑	96
4番 福島照男議員	96
討論	96
採決	96
1. 日程第12 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につ いて	97
町長説明	97
質疑	97
討論	97
採決	97
1. 日程第13 同意第3号 教育委員会委員の任命について	98
町長説明	98
質疑	99
討論	99
採決	99
1. 散 会	100

第3号（12月13日）（金曜日）

1. 開 議	103
1. 日程第1 認定第1号 令和5年度南種子町一般会計歳入歳出決 算認定について	103
1. 日程第2 認定第2号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計歳入歳出決算認定について	103
1. 日程第3 認定第3号 令和5年度南種子町介護保険特別会計歳	

	入歳出決算認定について……………	103
1. 日程第4	認定第4号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計歳入歳出決算認定について……………	103
1. 日程第5	認定第5号 令和5年度南種子町水道事業会計決算認 定について……………	103
	決算審査特別委員長報告……………	103
	質疑……………	118
	討論……………	118
	採決……………	118
1. 休 憩	……………	120
1. 日程第6	発委第1号 南種子町議会委員会条例の一部を改正す る条例制定について……………	120
	議会運営委員長報告……………	120
	質疑……………	121
	討論……………	121
	採決……………	121
1. 日程第7	選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙……………	121
1. 日程第8	発言取消し申し出について……………	122
	9番 濱田一徳議員……………	122
	採決……………	122
1. 日程第9	閉会中の継続調査申し出……………	123
1. 日程第10	議員派遣……………	123
1. 閉 会	……………	123

令和6年第4回南種子町議会定例会会期日程

12月5日開会～12月13日閉会 会期9日間

月	日	曜	日 程	備 考
12	5	木	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 提案理由の説明 4. 一般質問（4名）
	6	金	本 会 議	1. 議案審議 (1) 条例 3件（議案第53号～第55号） (2) 事件 3件（議案第56号～第58号） (3) 予算 5件（議案第59号～第63号） (4) 人事 2件（同意第2号～第3号）
	7	⊕	休 会	
	8	⊕	休 会	
	9	月	委 員 会	議会運営委員会 産業厚生委員会・総務文教委員会
	10	火	休 会	
	11	水	休 会	
	12	木	休 会	

	13	金	本 会 議 (閉 会)	1. 議案審議 (1) 決算 5 件 (認定第 1 号～第 5 号) (2) 発委 1 件 (発委第 1 号) 2. 選挙 (選挙管理委員会委員及び補充員) 3. 発言取消し申し出について 4. 閉会中の継続調査 (所管事務調査) 5. 議員派遣
			委 員 会	広報編集委員会

令和6年第4回南種子町議会定例会

第 1 日

令和6年12月5日

令和 6 年第 4 回南種子町議会定例会会議録
令和 6 年12月 5 日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第 1 号）

- 開会の宣告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長諸報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1 番	川内田 行 博 議員	2 番	野 首 久 教 議員
3 番	平 昌 強 議員	4 番	福 島 照 男 議員
5 番	名 越 多喜子 議員	6 番	柳 田 博 議員
7 番	大 崎 照 男 議員	8 番	上 園 和 信 議員
9 番	濱 田 一 徳 議員	10 番	塩 釜 俊 朗 議員

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長	園 田 一 浩	書 記	砂 坂 英 明
-----	---------	-----	---------

6. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
教 育 長	菊 永 俊 郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹	企 画 課 長	木 田 美 幸

くらし保健課長	外 園 幸 喜	福祉事務所長	鮫 島 幸 紀
税 務 課 長	西 村 一 広	総合農政課長	山 田 直 樹
建 設 課 長	河 野 容 規	水 道 課 長	河 野 和 昭
あ お ぞ ら 保 育 園 長	才 川 いずみ	教 育 委 員 会 管 理 課 長 兼 給 食 セ ン タ ー 所 長	松 山 砂 夫
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 長	濱 田 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	羽 生 幸 一

△ 開 会 午前 10 時 00 分

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） ただいまから令和 6 年第 4 回南種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑・質問等については、議会会議規則及び議員申合せ事項など、ルールを厳守してお願いをいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、6 番、柳田 博議員、7 番、大崎照男議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 12 月 5 日から 12 月 13 日までの 9 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 12 月 5 日から 13 日までの 9 日間に決定しました。

日程第 3 議長諸報告

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 3、議長諸報告を行います。

報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。局長。

○事務局長 御報告申し上げます。

お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しいただきたいと思えます。

監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の令和 6 年 8 月分から令和 6 年 10 月分及び定期監査結果報告書を配付しております。

次に、各種行事・業務及び動静については、令和 6 年 9 月 5 日から令和 6 年 12 月 4 日までの分について列記しておりますが、その主なものについて御報告いたしま

す。

まず、議長会関係の会議等ではありますが、10月24日に、熊毛郡町議会議長会の行政調査を大崎町で実施し、移住定住の支援策についての取組などを視察してきたところでございます。

11月13日には、第68回町村議会議長全国大会が東京のNHKホールで、翌週の11月20日には、第42回離島振興市町村議会議長全国大会が東京のホテルグランドアーケ半蔵門で開催され、東日本大震災及び令和6年能登半島地震等からの復旧・復興、原子力発電所事故への対応及び防災・減災対策の確立を求める特別決議や令和7年度国の予算編成及び施策に対する要望などが決議されました。

11月21日には、第13回種子島屋久島議会議員大会の決議事項を県選出の国会議員へ、11月27日には、県知事及び県議会への要請活動を行ったところであります。

次に、一部事務組合関係ではありますが、9月20日に、令和6年第2回中南衛生管理組合議会定例会及び令和6年第2回公立種子島病院組合議会定例会が公立種子島病院会議室で、10月28日には、令和6年第2回種子島産婦人科医院組合議会定例会及び令和6年第2回熊毛地区消防組合議会定例会が西之表市役所会議室で開催をされ、各議会において、一部事務組合の令和5年度決算認定議案及び令和6年度補正予算並びに専決処分を含む条例などが提案をされ、それぞれに承認、認定、原案可決されております。

10月17日には、種子島屋久島振興協議会で熊毛地域の抱える課題について、県知事への要請活動を行ってきたところであります。

以上で報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、議長諸報告を終わります。

日程第4 町長行政報告

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長 それでは、行政報告3件について申し上げます。

まず、公立種子島病院の医師確保についてでございます。

これまでも令和6年3月議会定例会及び10月に開催された第4回臨時会においても行政報告をしてきたところでございますが、この病院の問題は、町民生活を守る上で本町の最重要課題でありますので、現在の状況について御報告をいたします。

初めに、皆様も御承知のとおり、病氣療養中でありました徳永前院長が10月27日に御逝去されました。心より御冥福をお祈りをいたしたいと思っております。

私は、町長就任以降、医師確保対策について鹿児島県及び鹿児島大学病院、県医師会等に幾度となく継続して要望をしてきておりましたが、これまでの5年間余り

一向に進展することもしません。そして、鹿児島県医師養成制度を利用しております八十数名の地域枠医師については、他の地域に配置をされ、本院へはいまだに医師配置の支援や今回の緊急事態においても、一切の支援がない状況が続いているところでございます。

そして、来年4月時点においても、この医師配置についてはできない旨の内容が県担当課からの情報として伝わってきております。これは、過去の南種子町の経緯等がかなりやっぱりまだまだ根深く残っておるのかなというふうな感じもいたしております。このことについては先月末の状況時において、森山代議士のほうにもこの現状と八十数名の地域枠医師の勤務配置状況一覧について報告説明をしまいたしました。

しかしながら、住民の命を守るためには、早急に対応をしなければなりません。先般、東京で、これまでも申し上げたとおり、医療再生に携わる方々と面談を行っておりまして、まずは非常勤医師による定期的な勤務をお願いし、対応を何とかやっていたいただいているところでございます。

また、今後の状況といたしましては、前田医師が既に今月2日に来島されておりました、今月9日より毎週4日間、常勤医師として本町に住所を移して勤務していただくことが確定をいたしております。

そのほか、来年2月中旬より、もう1名の常勤医師が着任の予定で、現在交渉準備を進めているところでございます。

また、こうした中、先般の新聞記事を御覧になり、複数の民間医療機関より御心配をいただき、中には非常勤医師の定期派遣の協力等の話もございましたので、現在、双方で派遣に向けた調整を行っているところでございます。

なお、前院長の御逝去に伴い、10月28日付で野田先生を院長、藤原先生を副院長とする人事を発令をしております。藤原先生が来年3月で退職をされることもあり、このような人事を行っているところでございます。

しかしながら、このことに対し、非常勤の医師が院長でいいのかと言われる方々がいるとの話も伺っておりますが、院長が常勤でなければならないということはございません。

ただし、医療法第10条において、病院の開設者は、臨床研修等終了医師にこれを管理させなければならないとされており、同法第15条において、病院の管理者はその病院に勤務する医師その他従業員を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならないとされており、このことから管理者が不在のときに診療することはできない。よって、常勤の医師が管理者となる必要があると解されているところでございまして、当院ではこの管理者を藤原先生にお願いをし

ているところでございます。

つまり、病院には常勤医師の管理者は必要ですが、管理者は院長でなければならぬということとはございません。残っていただいている2名の医師を中心に、現在病院スタッフも一丸となって、両町民の皆様の安心できる病院確立のために大変な御心配をしながらも、懸命に取り組んでいるところでありますので、関係者のやる気を損なうような間違った情報が流布されることがないように、議員の皆様方におかれましても、お言葉添えをお願いいたしたいと思います。

離島・へき地医療は、本人もその家族にも大変な問題であり、助かる命も助けられない大きな問題でございます。今後、将来の公立種子島病院がどうあるべきかを含めて、離島・へき地医療を一番理解をし、重要と考えている組織・団体との関係構築を目指して協議をしているところでございますので、住民の皆様が安心して暮らせる地域医療づくりに、引き続き、全力で努めてまいりますので、どうぞ御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、「SPACE TOWN南種子」宣言記念事業について御報告をいたします。

令和6年11月23日、南種子町では、「SPACE TOWN南種子」宣言の記念事業を実施いたしました。

同日は、「種子島宇宙センター特別公開2024」及び「種子島宇宙芸術祭LIGHT FESTIVAL2024」も同会場で開催をされ、抽せん会や花火大会、スペシャルバスツアーなどが実施をされました。昼と夜のイベントで延べ2,000名の来場者の皆様に御参加をいただき、大変盛況に終了することができたところであります。

また、記念式典には、特別招待として駐日ネパール大使夫妻をはじめ、ネパールの国会議員、ミクラジャン自治体市長など13名の交流団の方々が参加をされました。式典では、交流団からも心温まるメッセージをいただき、この式典を通じて友好関係が一層深まったものだと感じているところであります。

また、11月25日には、交流団が役場を表敬訪問をされ、南種子町とネパール、ミクラジャン市の姉妹都市締結に向けて、交流・協力に関わることに合意をしたところでございます。

本記念事業を通じて、南種子町の「宇宙の町」としての魅力が改めて発信されるとともに、地域住民や関係者が一体となり、町の未来を考える貴重な機会となったのだと考えております。

なお、多くの町民がこの姉妹都市提携に期待を寄せている中で、賛否両論があることも承知をいたしております。

しかし、今回の記念事業で目の当たりにした多くの来訪者の笑顔や、ネパールか

らの心のこもったメッセージに触れても、なおも反対の御意見などがあるようですが、先方からのアプローチに対して何が反対なのか、お聞きする御意見が国際的問題に発展しかねないようなことのないように、町民の皆様に納得いく形で御意見、御議論をいただきたいものだと思っているところでございます。未来に向けた町の発展よりも、何か別の目的を優先させているように聞こえてくるのが、残念でならないところであります。

次に、令和6年産でん粉原料用甘しょ及びさとうきびの生産状況について御報告いたします。

まず、でん粉原料用甘しょの生産状況は、栽培農家152戸で前年より41戸減少する中、作付面積125ヘクタール栽培され、集荷につきましては、去る11月24日に終了したところであります。

生育状況は、4月の日照時間が平年の56%とかなり少なく、苗の生育が遅れ、植付けも遅れ気味となりました。

生育期については、7月の降水量が平年の29%とかなり少なかったことや、8月28日から29日に襲来した台風10号により、植付けが遅かった圃場については、伸長停滞などの被害が見られました。

サツマイモ基腐病については、6月、降雨が少なかったことや、7月、干ばつ傾向にあったことから、発生状況は10%程度と昨年より減少傾向でありました。ただし、町内広域で発生確認がされており、引き続き関係機関連携して対策を継続していく必要があるところでございます。

10アール当たりの収量は50俵で昨年対比111%、1俵37.5キロ当たり原料価格は687円、交付金については免税事業者が1,212円、課税事業者は1,183円となりました。併せて、免税事業者は1,899円、課税事業者は1,870円とそれぞれ221円、219円高くなっているところでございます。

集荷については、島内3工場で種子島一元集荷がなされ、種子島全体の集荷実績は24万6,548俵で前年対比92%となり、南種子産は6万2,376俵で種子島全体の25%を占める割合でございました。

さとうきびであります。令和6年産南種子町の生産状況は、栽培農家169戸、作付面積は471ヘクタールで栽培をされ、糖業会社の操業期間は、12月3日から明けて4月21日までの128日間の原料受入れと決定したところであります。

生育状況は、春先から天候に恵まれ、平年並みで推移をしておりましたが、サツマイモ同様、台風10号の襲来により葉部裂傷や折損等が見られ、被害率7%でありました。9月以降は、高温・多照により、おおむね順調な生育状況でございます。

11月の収量見込み調査では、10アール当たり収量が5,850キロ、生産量は、昨年

より約3,000トン多い2万7,500トンが見込まれているところでございます。

本年期のさとうきび取引価格は、トン当たり原料価格が4,000円、交付金については免税事業者が1万6,860円で昨年度同様、課税事業者は昨年度より10円減額の1万6,020円となります。併せて、免税事業者は2万860円、課税事業者は2万20円の価格となったところでございます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、行政報告を終わります。

日程第5 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第5、町長提出の議案第53号から議案第63号及び同意第2号並びに第3号について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔小園裕康町長登壇〕

○町長 それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしました案件は、条例案件3件、事件案件3件、予算案件5件、人事案件2件の計13件でございます。

それでは、条例案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

議案第53号は、南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてでありまして、対象となる全ての18歳以下の子どもについて、市町村民税非課税世帯・課税世帯の区別なく、医療機関等での保険給付に係る一部負担金について、窓口負担の無償化（現物給付化）を行うため、所要の改正を行うものでございます。

議案第54号は、南種子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでありまして、組織機構の改革により、地方公営企業法第14条の規定により、設置する課の名称変更及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する地方自治法の条項を改正するものでございます。

議案第55号は、南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定についてでありまして、組織機構の改革として、水道課及び総合農政課土地改良係を建設課に再編し、技術職員を一つの課に配置することで、関係業務を円滑に遂行するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、事件案件について御説明申し上げます。

議案第56号は、普通財産の無償譲渡についてでありまして、南種子町農業者休養施設について、民間の創意工夫を最大限生かした再建を目的に、施設を整備・運営する事業者を公募型プロポーザル方式により募集し、事業者が決定したことから、普通財産の無償譲渡について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第57号は、財産の取得についてでありまして、堆肥センターで使用いたしま

す運搬車の取得をするものでございます。

議案第58号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてでございまして、大口地方卸売市場管理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合の規約の一部改正について協議を行うものでございます。

次に、予算案件について御説明を申し上げます。

議案第59号は、令和6年度南種子町一般会計補正予算（第7号）でございまして、2億9,496万7,000円を減額し、69億713万6,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容につきましては、歳入については、離島活性化交付金、再編交付金事業基金繰入金、中央公民館屋内運動場施設整備事業債の減額が主なものでございます。

歳出については、県営土地改良事業負担金、堆肥センター車両購入、中央公民館屋内運動場整備事業の減額が主なものでございます。

議案第60号は、令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございまして、一般被保険者高額療養費が主なもので3,140万円を追加し、8億2,526万円とするものでございます。

議案第61号は、令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございまして、居宅介護及び施設介護サービス給付金の減額が主なもので3,942万2,000円を減額し、7億790万6,000円とするものでございます。

議案第62号は、令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）でございまして、保険基盤安定負担金が主なもので88万円を追加し、1億750万円とするものでございます。

議案第63号は、令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、動力費等の実績見込みや建設改良費の水道施設耐震化事業に伴う補正が主なものでございまして、事業活動に伴う収益的収入で1万4,000円、支出で93万8,000円をそれぞれ増額し、また資本的支出で6万8,000円を減額するものでございます。

次に、人事案件について御説明を申し上げます。

同意第2号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございまして、任期満了に伴い再任するものでございます。

同意第3号は、教育委員会委員の任命についてでございまして、前任者の任期満了に伴い、新たに選任するものでございます。

今期定例会に提案しております案件は、以上13件でございますが、このほか追加議案といたしまして、国の法改正が会期中に行われた場合は、条例案件4件、予算案件5件を予定をしております。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第6 一般質問

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第6、一般質問を行います。

質問の順番、内容については、お配りしております一般質問通告書により行います。

初めに、濱田一徳議員。

[濱田一徳議員登壇]

○9番（濱田一徳議員） おはようございます。通告に従いまして、私の一般質問をいたしたいと思います。

まず、自衛隊の馬毛島基地に伴う再編交付金事業についてお伺いいたします。

再編交付金は、10年で約25億円という話を聞いておりますけども、現在もう3年ですかね、頂いており、あと7年足らずということになっておりますけども、この間にいろいろと町民のために事業をなさっております。

今後、この残りの再編交付金について何かまとまった事業を考えているのか、それとも、これまでみたいに一年一年事業を進めていくのか、方向性について町長にお伺いをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

再編交付金を事業活用する際の様々な制約等については、これまでの質問でもお答えをしておりますので省略をさせていただきますが、先般の定例会でも答弁をいたしましたとおり、国、県の補助事業の対象となる事業については、交付税措置のある有利な地方債を併用しながら整備をしていくことが、財政運営上適正だと考えておりますので、補助対象となる事業に財源として再編交付金を活用する考えは今のところ持ち合わせておりません。

今回、政府は来年度の当初予算において2,000億円を超える地方創生交付金を計上し、事業対象の拡大も図るようでありますので、こういった交付金を積極的に活用しながら事業組立てを行っていかねばならないと思っております。

これまで活用した事業については、後ほど質問で答弁をいたしますが、現在取り組んでいる屋内運動場整備事業については、令和4年度から設計業務委託や解体・建築工事等について基金積立てを行い、解体工事まで完了をしたところでございま

す。

建築工事については、積み立てた基金と地方債の併用で建築工事を予定をしておりましたが、近年の人件費や建築資材高騰の影響を受けたところでありまして、当初計画の事業費を大幅に上回ることが判明をしたところでございます。

鹿児島県の新総合体育館をはじめ、公共施設事業の入札不調が全国で相次いでおり、コストがどこまで上昇するか、ちょっと見通せない状況などから、この施設の規模や内容、設計段階からの見直し、これも行ってまいりましたが、さらに見直しが必要となり、工期等も考慮をした結果、今回の補正予算で事業費減額の提案をいたしているところでございます。

こういった外的要因などの影響により、なかなか事業実施ができない状況ではありますが、議員も御承知のとおり、老朽化した公共施設の修繕・更新に関しましては、これまでの議会でも御質問をいただいております。

以前から、議員御質問にあります防災対策事業も含め、施設整備といったハード事業以外にもソフト事業など、本町が取り組まなければならない課題は多岐にわたっております。

こういった課題解決に向けて緊急性や優先順位など、様々な観点から調査研究、そして協議を重ね、事業選定をしていくことが重要だと認識しておりますので、この再編交付金活用に限らず、その他の財源も含めた今後の町全体の財政計画、事業計画の見直しについて、現在、総務課長をはじめ、関係職員へ指示をいたしているところでございます。

この見直し作業の中で、どういった事業に活用できるのか、活用していくかの決定をしていかなければいけないというふうに思っております。

私としては、議員からありました、今後の7年間、おおむねどういったものにということをしっかり、やっぱりまとめていくべきだという認識は持っておりまして、そのことについては現在指示をしておりまして、なかなかそこが現在のところは、将来、残りのこの基金をどのように使っていくかということは、まだまとまっていないところであります。

6月議会の一般質問の中でも少し答弁をいたしましたが、議員活動には、一般質問だけでなく、それぞれの議員の取り組み方があるということを申し上げました。住民からの質問等を踏まえ、直接、現在、私どものそれぞれの担当課に提言、質問等を文書でもって提出をされておられる同僚議員もでございます。

現時点では、これまで10回、23項目、41点の提言をいただいております、中においては、このことについては早かったり遅かったり、いろいろありますけれども、担当課のほうも真剣にこのことについて調査研究をし、即実現につながったものもある

ところでございます。

また、こういう課題については、議員、議会も同様の認識だと思いますので、ぜひとも議員を含め、議会においても財源を含めた政策的な提言がいただければ、来年度の予算編成や今後の事業計画の見直しに向けて検討する余地はあるのではないかと考えているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） せっかくの交付金です。できることなら町民全体にこの交付金のありがたみが行き渡るような、そういう政策をやってもらいたいと、私としては、前からも申し上げておるとおり、箱物を造れば批判が来るのはどこも一緒なんですけども、必要なものは造っていかんないかんというのが私の考えでありますので、町長も、必要と思われたらどしどし上げてもらえば、私は積極的に、自分で、これは必要だなと思ったのであれば賛成もいたします。

そこで、次に移りたいと思いますけども、これまでの再編交付金の活用事業あるいは購入物品について、事業名、物品名と金額を示してほしいということで質問を上げておりますけども、これまでに私がこの議会を通じて把握しているのが、例えば、南種子高校の体育館の跡地の撤去作業であったりとか、あるいは災害、堆肥センターのショベルカーの購入であるとか、また農業関係においては、飼料の値上がり分に対する補助であるとか、小学校の体育館のLED化の事業であるとか、あと、急速凍結機なんかでもでしたですね、こういうのを把握しておりますけども、まだ、ほかにあるのかないのか、そこら辺を、ちょっとまた私も金額的なことなんかも失念しておりましたので、簡単にお答えいただければと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 詳細については総務課長から答弁させますけれども、先ほどもありましたように、私も、これは全て、やっぱり箱物とか、こういうものだけに活用するというのは、そういう交付金ではないというふうに認識をしております。なかなか他市町においても、そこら辺がうまくいっていないところがあるんだろうというふうに思います。

私どもとしては、現在、先ほど議員からも言われたようなことで、なかなかこの体育館についても、今の資材高騰で、ちょっとまた、これはいろいろ検討し直さなければなりませんけれども、今、やっぱりこの燃油、それから物価高騰によって、なかなか国のほうにも、いろんなお願いはそれぞれの自治体、全国各地で一緒になってやっておりますけれども、目に見えてそういったものが解決ができてきておりませんから、特に、今、この畜産関係であったり農業関係が大変な状況であるわけでありまして、ここについては、私どもは4年度から独自の取組をして、5年度、

6年度、肥料・飼料の高騰の、こういったことができていることは非常によかったなというふうに思っております。

今後、こういう農業分野だけに限らず、いろんなやっぱり声が、職員にも指示をしておりますけれども、やっぱり知恵を一緒になって絞って、いろんな情報を収集をしながら、何が一番効率的で効果的なものができるのか、それは今も指示をしております、一緒になってそれを皆さんと考えて、組むということが、一番重要なことだというふうなことだけは申し上げておきたいというふうに思います。

詳細については、総務課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 再編交付金を活用した事業について、年度ごとに答弁をいたしますが、各事業には端数の関係で一般財源等も充当しております。金額については、事業費ということで御理解をいただきたいと思います。

まず、令和4年度の内定額は9,069万5,000円でございます。液体急速凍結機購入に637万、屋内運動場整備事業の解体・建築設計業務委託、解体工事費として8,433万5,000円を基金に積み立てたところでございます。

次に、令和5年度内定額は2億4,189万2,000円で、中央公民館耐震改修整備事業の設計業務委託としまして1,248万5,000円、屋内運動場整備事業の解体・建築工事費として1億6,940万7,000円を基金積立て、肥料・飼料価格高騰対策事業として6,000万円を基金積立てをしたところでございます。

最後に、令和6年度の内定額は、5年度と同額の2億4,189万2,000円でございます。肥料・飼料価格高騰対策事業として3,000万円を基金に積み立て、消防ポンプ車購入に2,849万円、道路維持・公園管理車両購入に1,779万2,000円、堆肥センター車両購入に3,181万5,000円、町内8小学校の屋内運動場LED化に5,418万1,000円、中学校グラウンドトイレ改修に379万5,000円、中学校テニスコートフェンス改修に1,265万円、保育園トイレ洋式化に532万円となっております。

全ての事業において交付決定され、事業実施しております。

堆肥センター車両購入については、財産の取得について、今回の定例会において提案しているところでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） ありがとうございます。自分たちで議決をした事案ですので、自分で調べよと言われてそれまでなんですけれども、ありがとうございました。

ここで、私が気になっていることが2つございまして、1点目は、急速凍結機、

これが、私が6月の定例会で一般質問をしたときに、利用者が1名であったということをお返事をもらいました。それで、もうちょっと広報をして、みんなに使ってもらおうという政策を取るべきじゃないですかということで提案もして、町長のほうから、そのようにいたしますというような回答をいただいておりますけども、この急速凍結機の問題と利用状況、これとこの小学校のLED化の問題、これ、私は、今、ちょうどパソコン教室に通っております、かねて触らないパソコンをいろいろといじくって、インターネットにつないだりしたところ、南種子町の土木工事の契約状況というのが出てきました。

それを見ましたら、指名競争入札となっていながら1社しか指名がされていない、全て同じ会社が小学校8校区を落札していると、その落札の予定価格の差額を見たときに、全て1万円以下の予定価格との差額で落札がされている。もう一件、同じ時期に、これは公営住宅ですかね、これも1社のみの、同じ会社のみで指名がされていると、これが果たして会計監査員の検査が入ったときに、すんなりとオーケーが出るものかどうかと、そこを非常に不安視しているところでもございます。

それともう一点は、この指名競争入札で1社しか指名ができないという、その状況、これも法的には問題はないと思います。私もいろいろと調べてみました。だけど、法的には問題はないんですけども、道義的に考えて、我々の、一般市民の常識から考えて、何で指名競争入札で1社なのよと、指名競争入札だったら、前、5社以上指名するという話を聞いたりしましたけども、これは物品に関することだという話でしたけども、どうですかね。これ、疑念を持ったらおかしいですかね、私が。非常に、ここについては、私は何でというのが強いんです。そして、この指名委員会に5人の委員がいらっしゃるということですけども、5人の中からこの競争の原則というのに反するんじゃないのという意見が出なかったのかなと。

そしてもう一つは、これ、私、見て、あれっと思ってノートに書き出したんですよ。書き出して、遡って見てみようと思ひまして、一旦パソコンを切って、あくる日にもう一回開けたら、お試し期間が終了しましたという、何のことはない、有料サイトやったんですね。それで、その前の、去年から先のあれを見ることができなくて、まあ、ちょっとこれがいつ頃からこういうのが続いているのかなと不審に思ったところでした。

これを、私は議員になった当初、たしか決算委員会の席でだったと思うんですけども、落札率が非常に高いと、98%、9%というのが大部分だと。そして見てみますと、指名競争入札で何社か指名はしているけども、辞退とか棄権が非常に多いと。一、二社で入札することもあるのかということをお当時の総務課長にも尋ねたことが

あったんですけども、当時5社以上を指名すればいいんですよと、何社応札しようが関係ないというような話も聞いて、これ、おかしいんじゃないかということも言ったことがあるんですけども、今回、この入札結果を見とって、ちょっとそこが疑問に思ったんですけども、できたら、会計検査員の監査が入ったときに、どのように対応するのか、その部分について答弁をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 今の件につきましては、入札の件であります。通告等については書かれておりませんが、これについて、執行部、答弁できますか。どうぞ。

○町長 まず、私のほうからちょっと答弁をさせていただきますが、御質問の内容は業者選定に関することが主なものであるように思いますが、私は就任以来、職員採用や入札等における業者選定に関しては、これまでも申し上げましたとおり、一切関与することはいたしておりません。そして、後ほど指名委員長であります副町長、そしてまた総務課長がいろんな対応をしてきておりますので、詳細については答弁させたいと思いますけども、これまで議会でもいろんな御質問があり、御議論をしてきております。そして、要は、しっかりとした議論をして、やっぱり町民を混乱させるような、そしてまた、この議会の議論が住民をミスリードするようなことがあってはならないというふうに思っております。

2件ほど申し上げますが、令和元年12月の定例会であつたり、令和2年の6月の定例会あたりにおいては、当時は温泉センターとごみ焼却場の焼却炉についての質問がありました。これは、前町長時代からのことを私は言われたわけですけども、私、全然聞いていない話の中で、この小型焼却炉のことが言われたわけですけども、これがずっと続けられ、そして、そのとき、当初から私はこの河内の温泉センターにごみを搬入して、そこで処理をするということは、しっかり時間をかけて対処する、地域で皆さんに十分理解を得る必要があるということを申し上げましたが、最終的には、地域の皆さんからの、そういう、今度は反対があつて、これは収束したわけでありますけれども、こういうことがあつたり、それから、この公共事業の発注等に対しての質問も、令和2年3月、令和2年の12月、それから令和2年の臨時議会あたりでも、ある議員の方々から、それぞれ公共事業の発注等においての地元業者優先が第一でなければならないと、また、地元業者の育成についての議論がありました。

そのようなことがあつたわけでありますけれども、私どもは、この選定委員会において定められた法律の中で配慮できることを委員会がしっかりと協議してやってきていると認識をしております。

今回のように、町外業者を入れたり、いろんな対応が考えられるんでしょうけれども、本当に競争入札ということで、ここをしっかりとやるということになれば、今

後しっかりと議論を重ねて、そこは協議をして、そういう対応がいいのかどうか、それは委員会でもた協議を徹底をすることだというふうに思います。

要は、こういう御意見をいろいろいただきながら、そのときそのときの個々の御意見、そういったものによって、この対応がころころ変わっていくようなことではないと思いますので、ここについてはしっかりと協議をしていただくこととしたいと思います。

なお、今回、御指摘の件については、そういう疑念を持たれる方がおられるわけでしょうから、私のほうとしても、それは委員会ですっきりとした対応を求めました。そして、既に10月から委員会で協議をして、改善をしているというふうに私は伺っておりますので、その後の詳細部分については、副町長、総務課長に答弁させたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 申し訳ないです。今回のこれについては、何も町長がどうのこうのという、そういう気持ちは毛頭ございません。それと、これは私が単純にあれっと思った事案であって、しかもこの議案が自衛隊の再編交付金に関する事業だったものですから、この質問をしたところです。

それで、これについては、一昨日、総務課長に一般質問の中でこの再編交付金に関する関連質問ですので、これをしますよということで、私が質問した内容も全てお話をしておりますので、それで議論をしていきたいと思いますので、議長、よろしくお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 指名委員会委員長。

○副町長 濱田議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、この指名業者の選定に係る考え方でございますけれども、法令を遵守をしていくということは、これはもう大原則でございます。これまでの議員の皆様からの一般質問におきましても、地元企業、地元業者を優先的にという考え方の中で、そういう御意見もございまして、答弁をしてきているところでございます。

指名選定について、具体的に説明をしたほうがよいと判断をいたしますので、説明をさせていただきます。

地方自治体が締結をする契約の方法には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、競り売り、この4つの方法がありますけれども、ほとんどの自治体がこの指名競争入札、随意契約の方式を活用いたしているところでございます。

本町もこの指名競争入札を活用しているわけでありまして、契約規則で、この予定価格が単価により定められたとき及び総額について定められた場合のうち、その額が50万円を越す場合には、別に定める指名委員会の推薦する者のうちから指名す

る者を選定しなければならないとなつていところでございます。

そこで、建設工事請負業者指名選定基準実施要領、いわゆるこのランクづけでございますけれども、この実施要領によって、町が発注する建設工事の適正な施工を確保するために、直近2年間の県建設業者経営事項審査結果表、完成工事高、工事成績、技術職員数など、客観的及び主観的事項について算定をして、工事種別ごとに契約予定金額に対応する等級区分を定めているところであります。

つまり、技術職員がいるからどんな業者でもよいとか、そういうわけではなくて、建設工事の適正な施工を確保するために、その基準に基づいて指名業者を選定しているということでございます。

御質問の町内小学校のLED化事業については、電気工事業者の資格を有する者のうちから指名する必要がありましたので、町内3社のうち、その予定額からして、電気工事でのランクづけで1社でありましたけれども、本町が定めるランクづけを基本にして、指名業者が事前に公表されるわけでもありませんし、競争性は働くと判断をしたことと、各小学校で今年度行われる記念事業等に間に合わせたいという、そういったことなどを考慮したところでございます。このことにつきましては、防衛省からも同様の質問がございまして、ただいま申し上げた経緯、理由等を回答した結果、防衛省も了承している事案でございます。

しかしながら、指名競争入札における透明性をさらに高めるということから、工事種別で1社しかないようなものについては、ランクづけを外すこととして、電気工事については、既に今年10月から廃止をさせていただいているところでもあります。

町外業者を指名にという意見もあろうかと思えますけれども、私としては、今後も町内業者を基本として、事業執行を図っていくべきだというふうに考えているところでございます。

契約実務のいろんな判例の解説の中におきましても、指名競争入札を行った際に、結果的に1社の入札になった場合の扱いとしても、指名業者がほかに参加者がいるということは、入札者には分からないことでありますので、競争性は確保されていると考えるのが妥当だというような解説もあるところでございます。

説明は以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

私については、外部からの御意見をもらう機会がございましたので、財政・行政補佐と対応させていただきましたので、その概略について御説明をさせていただきます。

まず、外部の意見者は、土木事業の行政手法等に非常に詳しく、県事業などにも

精通されている方だと聞いております。

今回の工事における1社指名、1社入札となった経緯について、町の見解を聞かせてほしいということでございましたので、まず、法的に問題はないのかということでありましたので、建設工事に係る事務の流れを御説明申し上げまして、業者選定については、先ほど副町長も申し上げましたように、建設工事入札者指名のための指名資格者推せん委員会規程及び建設工事入札参加資格審査要領に基づき、審査委員会での審査に合格した者の中から業者を推薦していることや、本町の建設業者の実情、ランクの状況、以上、説明をさせていただき、御理解をいただいたところでございます。

対応の終盤には、公平・公正を基本とした執行と競争の原理が大きく発揮され、今後も疑念を持たれることのないよう、執行を行うための意見をいただきましたので、先ほど言いましたように、早速、指名委員会において議論を重ねまして、下半期から取扱いについて見直しを行ったという経緯でございます。

また、競争の原理が働いたかということでございますが、今回の事案は予定価格の事前公表案件ということで、指名業者は事前に公表をされておきませんので、1社指名であるかどうかは入札後でなければならないことや、入札においては、予定価格という適正価格の基準を設けておりますので、1社入札だとしても予定価格以下でなければ落札とならないために、経済性は発揮されていると認識をしているところでございます。

また、本事業の執行後、防衛省からも、同僚議員の御質問があったように、ただいま申し上げた経緯、理由等を回答した結果、防衛省も了承している事案と、このようになっているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 下半期で規程を変えた、と、規程というか、内規ですよ。内規を変えたということですけども、なぜこれを発注する前に、そういう発想はなかったのか。結局、私に言わせたら、町長、これを守るために、副町長、総務課長というのは、しっかりと町長の脇を固めて、足元を固めるのが、これが仕事だと思うんですよ。これを1社だけ指名して、あとで私のような変わった人間がおかしいんじゃないかと言われたときに、弁解、法には問題ないということで、法律的には何も問題ないから大丈夫だがと、sonだだけで済ませることが私はちょっとおかしいよなと、組織としてどうなのかと、そう思うんですよ。

これは、副町長と総務課長には厳しいかもしれませんが、実際そうでしょう、組織というのは、外部から疑いを持たれないようにしっかりとガードを固めて、首長を守るというのが皆さん方の仕事ですよ、各課長さん方の。幾ら嫌いな町長であ

ろうがどうであろうが、長というのがいるんだったら、それをしっかりと守っていくのが、これが皆さん方の務めだと思うんですよね、私は。その中で、意見はやっぱり言うべきだと思うんですよ。

ちょっと話がそれましたが、なぜ10月に改正できるものを、これを発注する前に改正をして、そして改めて指名をしなかったのか、これが1点と、それから、こういう事態というのは前もって分かっていたのかどうか。私、それを調べようと思ってパソコンを開いたんですけども、お試し期間が終了したということで、できなかったもんですから、ここについて回答をもらえたら回答ください。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 まず、指名委員会で1社にしたところは、そのときには1社業者は妥当な線だと、先ほど言いましたとおりです。でも、5人の委員がいらっしゃいます。5人の中で、今、議員がおっしゃるように、1社で本当に大丈夫、競争の原理が図られるかという意見も出ました。出た中で、先ほど申しましたように、事前公表案件でございませんので、業者については1社であるかどうか分からない、ということは業者は自分だけということは分かりませんので、競争の原理は図られるということです。

それで、この1社を、1社にした場合、周りから、町民の方が疑念を持たれないかということもありますが、そのときの規程を、じゃあ、変えればいいのかというと、今、先ほど副町長が申し上げましたように、150周年の計画も学校側もありまして、できるだけ工事を急いでしなければならないということも意見が出ました。それと併せて、そこで指名委員会を開催していますので、そこで要綱を変えるというのは無理がございます。要綱を変えるまでには審査をしないといけませんので、どうしてもその工事を発注するに当たり、どうしてもこの会をその時期にやらなければならないかったという理由がございますので、ですので、そこら辺はそのような理由で、私どもも工事を早く発注したいということと、法的には問題はないという判断をされておりますので、そのような意見が出たということで、要綱については終わった後、そういう御意見もいただきましたので、それこそ町外の方からの意見もいただいた、周りからもそのような御意見もありますので、それで再度開いて、要綱の変更をして、また業者との話もありますので、それぞれの審査を受けて、合格した方でランクづけをしていますので、その業者にも理由を理解していただいた旨のことをして、ランクの変更をしないといけないということになりますので、その手順に従って業務をしたということになりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） これは通告質問ではないですので、もうこれ以上は言いません。

そういうものが出していただければ、私どもも、そういったものを含めた提言についても協議ができるものだというふうに思っております。

詳細の手続については、総務課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 再編交付金を活用する際に様々な制約があることは、これまでの議会でも答弁しておりますので、省略をさせていただきますが、まず、事業自体が再編交付金事業の対象とならなければなりませんので、事業内容、効果等について、防衛省との事前協議が必要となります。この事前協議に相当の時間を要するわけでございます。防衛省との事前協議の結果、事業対象となるものについては、精査を行いまして、事業費を確定した後に予算査定に入ります。

先ほどから町長からもありましたように、事業内容や効果、予算全体における財源調整も含めた協議を行いまして、予算として議会に提案をするという流れになっております。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） このことについては、我々議員も反省すべきところがあると思うんですよ。というのが、具体的な提案も議会から、ほんの数人からしか上がってきていないんじゃないですかね、こうしたらどうですかという、それもあると思うんですよ。

以前、私、全員協議会で、再編交付金なんかについて、もう一回、特別委員会をつくって、しっかりとみんなで議論していきましょうという提案をしたんですけども、残念ながら、当時、去年だったですかね、特別委員会をつくるどころまで行かなかったんですけども、私もいろいろ思うところがありますので、これからいろいろとまた提案をしていきたいと思います。

それと、町長、一つだけ。再編交付金は10年で終わります。あと7年ですよ。だけど、私としては、10年で再編交付金は終わっても何らかの交付金、これをもらえるような事業あるいは自衛隊関連施設、何でもいいです。そういうのをやっぱり今のうちから考えて、そして少しでもこの南種子を豊かにするような、そういう、何かやるべきじゃないかなと思っているんですけども、この点について、町長の考えというか、何かひとつ継続してもらえる方法はないか、町長の考えというところがあれば教えてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 交付金については10年間でありますから、それぞれ、これはもう全国の、あちこちの、それぞれの対象になっている市町村においても、やっぱり10年経過した後のことは皆さん御心配されて、いろいろ考えているんだろうというふうに思います。

私どもの種子島島内でも一緒でありますけれども。

ただ、今、この3年たったような状態、そして今、この馬毛島の工事が行われている状況の中で、そのようなことをまた防衛省と今、話す段階にはございませんが、それぞれの首長もしっかりとそのことについては、やっぱり考えを持って、今後、その後のことについても十分に、いろいろ御意見をいただきながら、これはそういうものがしっかりと、やっぱり基地が出来上がった後で、いろいろなことが出てくると思いますので、そういうものをしっかり組立てを、どういった事業でもってまたいろんな、そういう支援が頂けるのか、そういう協力がお互いにできるのかということとは考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、またいろんな御意見ございましたら、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 次の質問に入る前に、先ほど指名競争入札のことを言いましたが、指名された業者の人に対しては大変失礼な言い方だったのかなと思ってるところです。この場を借りておわびをいたします。

それでは次の、2番目の質問に入りたいと思います。

前之浜の防風林保護対策についてということで、9月の定例会で、台風10号やっただすかね、あの影響により、前之浜の鹿鳴川からちょっと、二、三百メートル、門倉岬寄りに行ったところの防風林が壊滅状態だと、もう砂が道路から見えるぐらいに盛り上がり下流れ落ちているということで、事務局のほうからは、これ、行政も一緒になって要望書を、意見書を上げるべきじゃないかという提案もいただいたんですけども、私はちょっと気が早いもんですから、いや、議会だけでも先に上げてくれと、一人でも意見書を上げるよということで、押し切って、議長にお願いして意見書を上げたところだったんです。

ところが、全然回答が来ないんですよ、人ごとみたいな感じで回答が来ないもんですから、それで、今回、やはり議会だけじゃなくて、行政も一緒になってこういう問題是对応しなければいけないのかなと思った次第で。今度のこれについては、あのまま放置して、また次の台風をその次の台風を、何年か後にはあの見渡す限りの田んぼが塩害に遭うと、あるいは集落内が台風被害なんかに遭うということも十分考えられると。ですから、この節穴というのは小さいときに塗っておかないと、だんだん広がるもんですから、今回、この質問を取り上げました。

そこで、町として関係機関とどのような協議をしているのか、また今後どのように考えているのかということで、町長の考えを聞かせてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 この詳細の、今の、向こうからの対応策については、担当課長から説明をさせ

ていただきたいと思いますけれども、まず、これは議会として意見書を送付をしているわけでありまして、それで、県やこの屋久島森林管理署へ問合せというのは、当然、議会も行っているものだというふうに私も思っております。それで、回答が来ないというのは、これは本当に全く県の在り方、このようなことが多いんだろうなというふうに私も思っております。

また、これまでのあらゆる意見書についてもそうですが、何の回答もないもの、前に進まないものなど、こういうものが多いんだと思いますが、これについては、行政もいろいろ、私どものほうもいろんなことを、あらゆること、どんどん私はもう意見を申し上げております。

それで、そういうことで、南の町長は、やかましき町長だということでは言われているんだろうというふうに思いますけれども、議会としても、その後の追跡調査等は当然やっていくべきことであるというふうに考えております。

例えば、これまで令和3年3月には、前之浜の自然環境を守るための意見書、令和4年3月には、大迫産業が残置している産業廃棄物に係る今後の対応についての意見書、そして令和5年6月には、自衛隊馬毛島基地に空自救難隊の配置を求める意見書、これ、議会で意見書をやっております。

ただし、これについて、県から何かそういうことが、しっかり回答があったかという、私は全然ないと思いますし、この大迫産業の問題については、もう逆に、行政のほうもどんどん働きかけしてありますが、ただ、今現在においても、パトロールをするような、その程度のものなんです。

こういうものがございまして、県はもっとこの町議会からの意見書というものについては、大変重要なものであるという認識は当然すべきことであろうというふうに私も思っております。

今後、そういうことは、いろんな部署においても、また知事と懇談する場も今後もございますので、そういうことは伝えてまいりたいというふうに思いますが、それぞれがしっかりと、やっぱり追跡をすることは重要なことだというふうに思っております。

そういうことで、ここの森林管理署と支庁との関係については、担当課長から答弁させたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 御質問にお答えをいたします。

関係機関との協議についてですが、令和6年10月10日に、屋久島森林管理署と熊毛支庁と一緒に、前之浜の防風林の現地踏査を行っております。また、被害の状況が分かるように、上空からの映像が欲しいということでしたので、町としては10月

10日、それから11日にドローンを飛ばして空撮をしまして、映像のほうを提供をしております。屋久島森林管理省と熊毛支庁については、この現地踏査を基に、今後の対応策について協議を進めていきますということでした。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） ありがとうございます。

私も、この質問を出すに当たって、非常に、議会も無力だなと感じたところなんです。町長が言われたように、何の回答ももらえない。これがもし国会議員の先生でも入って、どうなっているのよと言え、すぐ回答をくれるんでしょうけど、我々この田舎の行政で騒いでも、あんまりピンと来ていないのかなというように思ったところなんです。

総合農政課長もいろいろと動いてくださったということで、大変ありがたく思っているんですけども、やはり令和3年の時点で、私が前之浜の砂の件を取り上げました。あのときは私も感情的で、町長にかみついて、町長も気分を悪くされたんじゃないかと思うんですけども、この前之浜というのは、もう大昔から、何か聞いた話では、前之浜に流れ着いた、よそ者ものをですよ、昔は全部、各よそ者が来れば竹やりで突き刺して殺しとったという話なんかもあっちこっちありますけども、種子島では、そういう話はほとんど聞かないんですよ。皆、手厚く、これは種子島の人間性だろうと思うんですけども、そういう民族性というか、人間性の中で、あの防風林を作ったのが、そういう流れ着いた者の人たちが、助けてもらったお礼にということで、あるいはこの防風林をあそこに作るのを提案してくれて作ったという、そんな話も、これ、うそか本当か分かりませんよ、聞いたこともあるんですよ。それを我々は今まで守ってきて、そして、あの防風林があるおかげで、私の集落は非常に温かいです。ここと上中からすると一、二度は違うんじゃないですかね。非常に冬も温かくて、そして稲作もあそこはきれいに育つんですよ。これが、もし、あの防風林がやられて、今、皆さん方も見て御存じだと思うんですけども、植えている松がもうほとんど赤茶色に枯れているんですよ。あれ、松くい虫の影響なのか、風の影響なのか分かりませんが、やはり昔は竹をずっと編んで、防風柵をいくつも作っていきよったんですよ。そういう昔ながらの事業もまた取り入れるべきじゃないかなと考えたところだったんです。

行政のほうもいろいろと働きかけてくれたということで、この質問は終わりたいと思います。

次の3番目の、この1番目と2番目は、もう先ほどの町長の回答で結構ですので、省略して、最後の質問に入りたいと思います。

私、いつも町長に同じことを聞いているんですよ、この年末に。町長、今年

1年間で職員が頑張ったと、これは町民にも知らせて、やっぱり職員の士気を上げんないかんよねというような取組があれば、町長のほうから今年はこういうのに力を入れましたよというのを簡単に説明していただければありがたいです。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 濱田議員の御質問にお答えいたします。

本町は、森山代議士からも、やっぱり職員が非常に、他市町よりも鹿児島の中でも、もうトップレベルでよく頑張っているということで、お褒めの言葉も頂いております、本当にこのことについては、職員にも本当に感謝をしたいなというふうに思っております。

そういった中で、私たち、まず、この町の誇りである子どもの教育分野においては、町立小学校・中学校の設備の充実ということで、教育環境向上を実現をしたところでございます。これは、全小学生に最新のIT機器を活用したデジタル教科書の導入をいたしました。子どもたちが最良の学びの場を享受できるようになったと思っております。

また次に、インフラ整備に関しましては、毎年いろんな御要望にもお応えをするようにやってきておりますが、特に、去年から今年にかけてですけれども、長年懸案の道路と、それからちょっと危ない、危険な擁壁だとか、そういうところがしつかりと今回は今年完了をいたしましたので、そういうものが整備ができてきたなというふうには思っております。これはもう十数年でずうっと言われてきたこと、そういうことが少しずつ解決できているかなというふうに思います。

また、老朽化した水道施設の改修工事によって、耐震化対策を実施いたしました。

また、町内を運行しております、コミュニティバスの現行体制の課題解決ということで、これは、さきの議会で議案のほう、予算のほうを通していただきましたが、この運行体制を、やっぱり見直しを図らないといけないということで、ここは新たな移動サービスとして、AIのオンデマンド交通の導入を図るということで、これを現在、議決いただいた予算で進めております。実際には、7年4月から実証運行に入りますが、こういったものが手がけることができたと思っております。

また、経済支援の面においては、地元中小企業に助成金を雇用機会拡充事業ということで、創業が1社、それから事業拡充が2社で、こういうことで補助金支給をいたしております。

それと、販路拡大事業については、国の事業によりまして、極楽湯9店舗での食めぐり、そしてまた、この事業を併せて、イギリス、ベトナムなどでの海外への販路を拡大するための助成を行って、また、これに参加された事業者さんがこういう

ところに行って、いろんなこちらの産物を展開をしてきたところでもあります。ということで、今後、地域経済の活性化につながるものだというふうに思います。

また、観光振興策としては、先日、行われました、宇宙の町宣言を行いまして、このロケットの打ち上げ、宇宙芸術祭、ロケット祭など、こういったイベントを開催をしながら、多くの観光客を迎えるということに取り組んできたところでもあります。

以上の実績は、町民の皆様の御理解と御協力によって成し遂げられたものでございます。今後も、こういった成果に満足することなく、さらにいろんな御意見をいただきながら、さらなるこの町の発展ができますように、何とか次年度もしっかりと頑張りたいというふうに思います。引き続き、御支援賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） ありがとうございます。いろいろと町民のために頑張ってくださいている職員の方に感謝申し上げたいと思います。

また、私が毎年同じような質問を12月に行うというのは、一年の計は元旦にあるということで、私はもういつも正月にその年の目標を立てるんですけども、皆さん方がこの1年間でいろんな仕事をなさっているんですけども、なかなか町民に対してそれが届いていないというのが実情です。ですから、町民の中から、役場は何しよっとかと言われるのが一番聞いとしてつらいんですね。自分も同じ立場で40年間仕事してきたんですけども、役場職員とはあれが違うんですけど、その中で、おまえたちは何しよっとかと言われるのが一番つらいもんですから、こういう機会に、町長のほうで、役場はこういうことをやっているんだということを宣伝してもらえば、少しは職員の方たちも誇らしげな顔もできるんじゃないかということから、いつもこういう質問をしております。

あと3分ほどとなりましたけども、何か改善する点はなかったかということで質問を上げておりましたけども、先ほど改善点を1つお聞きしましたので、何かほかにあれば、3分間の間に答弁をお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 業務上の改善については、事務改善のために必要不可欠な事項でありますので、これまで部内でも検討してきておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、私たちの公共サービスの提供過程において、住民の皆様から寄せられたフィードバックに基づきまして、4項目を特定して改善をしたところでございます。

まず最初に、令和6年10月より、指定金融機関の取消しによりまして、これまで

金融機関による出納事務を、指定された時間での対応で、昼食時間の住民対応が不十分なところもございましたので、自庁での出納事務開始を行いました。昼時間の対応及び窓口時間の延長によりまして、住民の利便性の向上が図られまして、公金収納事務に要する経費の削減にもつながったところでございます。

次に、職員の業務効率の向上とよりよい住民視点での行政サービスの向上を図るために、南種子町DX推進計画に基づきまして、AI技術をはじめとしたデジタル技術の活用ということで、AI議事録作成やチャットGPT、AIデマンドバス等のデジタル技術の活用やデジタル人材の育成を行っております。

3点目は、LINE公式アカウント、現在、登録者が5,036人登録されているところでございます。この登録推進に取り組んでおりまして、イベントや地域の情報の配信、防災情報や行政手続の案内など、タイムリーに提供するなど、町と住民とのコミュニケーションの利便性向上に取り組んでおります。

最後に、コミュニティバスについては、現状の運行体制の課題解決を図るために、運行体制の見直しや新たな移動サービスの導入など、令和7年度4月からAIオンデマンド交通での実証運行の開始を進めているところでございます。

これら4点について、行政サービスの向上のための改善を引き続き行うこととしております。

その一方で、これら推進していくために、最も重要な問題が職員の確保になってくるわけです。9月の統一採用試験では、鹿児島市会場で行うなど、受験者が受験しやすい対策を実施してきております。全国的な公務員離れによりまして、限られた人数しか集まらず、思うような成果を上げることが厳しい状況でございました。

今後も、調査研究を行いながら、人材確保に鋭意努力をしてまいります。皆様方の御理解と御協力をお願いしまして、説明にいたします。

○9番（濱田一徳議員） ありがとうございました。

ちょっと時間をオーバーしたようですが、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、濱田一徳議員の質問を終わります。

ここで11時30分まで休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時30分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、福島照男議員。

[福島照男議員登壇]

○4番（福島照男議員） それでは、一般質問に入らせていただきます。

今日は、3点の質問趣旨を提出しております。

1点目が、子牛生産農家、今、支援しないでいつ行うということでございます。

2点目が、宇宙の町宣言、その目的とグランドデザインについて。

3点目が、高速船乗船切符手続の行列解消策についてということでございます。

それでは、1点目の質問でございます。

子牛の生産農家、今、支援しないでいつ行うということでございますが、長引く子牛価格の低迷で、生産農家の経営状況は危機的な状況になりつつあると捉えて、大変危惧しておるところでございます。牛を手放し、やめようにも、この低価格では販売できず、続ければ続けるほどに赤字となり、進むもいばらの道、引くもいばらの道と、大変厳しい状況になっているのが現状でございます。

本町の農業生産販売額は約25億円でございますが、畜産の占める割合は約9億円ということで3分の1以上となっており、非常に高い主幹産業となっているところです。この分野が衰退し、もしくは崩壊するようなことでもなると、本町の農業や町の経済全体に大変な影響を与えることは明白な事実でございます。今まさに、このことが現実になろうとしている状況にあるのではないかとということで、大変心配、危惧しているところであります。

明るい展望が間近に見えてこない状況の中においても、生産者たちは日々もがき苦しみながら、子牛の生産に励んでおります。もう限界だよ、もうよかよ、という悲痛な声を聞いた際に、何とかならないもんかなと、本当に毎日悔しくてたまらない気持ちでいっぱいであります。

こういふことで、何とかして、この子牛の状況を脱却できないものかということでもあります。

そこで、質問の内容として、子牛の生産を主とする農家の経営の状況、それと今後の見通しについて、行政として大変厳しい状況とは思いますが、現状を捉えつつ、今後の対策を打つべきことが非常に重要だと思いますので、行政のみならず、ここはやっぱり多くの町民にも理解をしていただく上において、その、町長の現状と今後の見通しについて、行政としての捉え方をお聞かせいただきたいというように思うところです。よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 福島議員の御質問にお答えをいたします。

議員も御承知のとおり、畜産農家の経営状況につきましては、ただいまもありましたけれども、飼料や燃油、そしてまた農業機械、資材等の価格が高止まりをしておる状況でございまして、そういった中、子牛の販売価格は低迷をしている状況でありますから、これはもうダブルで非常に厳しい状況にあると思います。

本町は、５年度、６年度で、肥料であったり、飼料のこの差額の再編交付金を活用したものをやっておりますけれども、全国的に、そしてまた島内では、ほかの市町については、さらに厳しい農家の状況があるということも伺っております。

そういう中で、また子牛の相場の見通しについても、需要と供給のバランスが全然崩れているんだろうなというふうに思います。肉が、枝肉が売れないような状態で、それで在庫が残っている状態だと。そしてまた、一方では、テレビなどでも言われていますが、鹿児島、この和牛日本一でいいお肉も出来上がっておりますけれども、現在のこのＡ５ランクだとか、このさしの入った肉よりも、現在、また赤身の、肉質の違うものが見直されたり、いろんな御意見が出てきているんだろうなというふうに思っております。

そういった中で、肥育農家の生産コストの高止まりなどを考えますと、今後すぐにこの子牛価格が上がってくるとするのは非常に難しいというふうに思っております。先般も上京の際、野村先生のところにもお邪魔をいたしましたので、お話も聞いてまいりましたが、国のほうでもいろいろ、このことについては、全国的な、非常に重要な問題ということで考えているようでございます。

しかしながら、まだはっきりとした我々も回答をいただいておりますので、ここはなかなか申し上げるようなことがまだないんですけれども、何とか農家の皆さんに行き届くことを、国のほうも政策を、今、考えているんだろうと思います。

それと併せて、私どもも、今、やっている政策と、そして今後、何が一番この農家の皆さんが、畜産農家が、そしてまたほかの農家の皆さん、求めているのかということをしつかりと把握をしながら、今、既に７年度の当初予算の編成にも入ってまいりますけれども、しつかりとここはみんなで知恵を絞り、どういうものが一番求められる効率的な、効果的なものになるのか、それを協議をするように指示をしておりますので、今後、来年度に向けて、そこはしつかりと対応できればなというふうに思っているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○４番（福島照男議員） ありがとうございます。町長の心配される思いが生産者に届いて、生産者がそれを励みに毎日頑張ってもらおうということが最大の応援にもなりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

そこで、２番目になる、この一、二年間の生産コスト及び販売価格の推移という

ことでございます。皆さん、それぞれ大体の数字は把握されているんだろうと思うんですが、あえてここでは、町民の皆さんにも知っていただくと、理解をしていただくという意味で、以前から続いていた価格が高騰をして、ここ一、二年間、相当低価格で推移しているわけですが、その数字的なところと、あと生産コスト、牛1頭、育てて販売するまでにどれぐらいの経費がかかっているか、いうことをつかむと、まさに数字で状況を理解できるかなと思うので、ここら辺の数字で押さえている内容について、ここは担当課長になるかと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 福島議員の御質問にお答えをいたします。

まず、販売価格の推移でございますが、種子島家畜市場の令和5年4月の平均価格は、雌が49万5,537円、去勢が62万7,603円、全体で56万7,792円でした。先月の平均価格は、雌が36万2,552円、去勢が49万4,223円、全体で43万6,658円でした。

生産コストについては、鹿児島県畜産協会が発行している資料に基づき、令和4年度実績で算出しますと、1頭当たり雌が52万9,292円、去勢が52万94円、平均で52万4,182円となっております。ただし、この生産コストについては、労務費、それから行政等の補助金等が入っておりません。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 今、担当課長から言われた、この雌の平均価格と雄の平均価格、私がネットで調べた種子島家畜市場の平均価格、それから鹿児島県の平均価格からすると、この数字、今、課長が言われた数字、私の調べた数字とちょっと差があり過ぎるなと思っているので、ここはまた再度、あともって報告をいただきたいなと思って、私の調べた数字では、かなりもっと低い数字になっておりました。これは鹿児島県の出してるやつなので、どこにそごがあるのか、今、非常に、ちょっと今、怪訝に思っているところです。

それで、3番目に行きますが、この子牛には、肉用子牛生産者補給金制度というのが設けられておりまして、日本全国、各ブロック別の平均価格から下がった価格については、差額補填をするというような制度のようでございます。去年、今年からどうも調べると補填がされているようでありますので、これは調べたらすぐ分かる数字なんですけど、一応、行政として把握している数字を報告していただいて、ここで何を一番言いたいのかというと、本町の雄・雌の平均価格と九州ブロックとの平均価格の差がどうもあるようです。その差額の分が補填されない制度ですので、全体の平均価格からの差額に対するということですので、実際には本町の生産農家

が受けている補填額は相当不足してるんだろなというのが分かったので、ここら辺の数字をまず一回把握しておく必要があるのかなというてのお尋ねですので、課長、お願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 お答えをいたします。

国の給付金については、四半期ごとに算出され、交付されております。昨年度からの1頭当たりの交付状況につきましては、令和5年度の第1四半期は1万5,000円、第2四半期は8万2,000円、第3四半期は8万3,000円、第4四半期は3万7,800円、令和6年度の第1四半期は5万2,600円、第2四半期は9万5,100円となっております。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 本町の平均価格と、この九州ブロックの平均価格の差額はどれぐらいになっているか把握はされてますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 お答えをいたします。

この国の補給金の補償基準価格ですが、国のほうは56万4,000円となっております。本町の先月の平均価格は、全体で43万6,658円となっております。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 論点は、数字から出てくる一番の問題点は、種子島全体の子牛の平均価格が、鹿児島県及び九州ブロックにおいての平均価格よりも低いところにあるんですよね。私が調べたら、大体平均して5万円ぐらいの価格差がありました。ということは、5万円分の価格差の差額が、種子島地区、本町の南種子の生産農家には支給されないということに結果的になりますので、経営をする上では非常に厳しい状況の一因にもなっているわけですね。これは別に、制度の問題ですので、そういうことで、平均価格、本町の子牛の平均価格が九州ブロックの平均価格の推移ぐらいになってくると、補填制度で賄われるわけですが、差額の部分については、どうしても農家に補填制度として不足分が入ってこないの、ここは非常に本町の農業経営にも支障を来しているというところなんです。

問題はここにあるわけで、制度が悪いとかそういう問題じゃなくて、要は、やっぱり本町の子牛の生産価格を、こういう低価格の時代であればあるほど、やっぱり九州ブロックの平均価格まで子牛価格を持っていく努力をしないと、経営上なかなか厳しいんだなというところですので、ここに一つ課題として浮き上がってくるのかなというのを、皆さんに理解していただくために質問をしているわけでございます。

そういう中において、状況は状況でありますので、コスト、今の課長の答弁であったように、生産コストよりも販売価格のほうが、今、下回っているわけで、農家さんは1頭販売するごとに、プラスにならずにマイナスになるという赤字経営が継続しているわけで、これは誰の責任でもないわけですが、状況として皆さんに把握をしておいてもらいたいということでございます。

そういう状況の中で、本町として具体的に支援できる対策はないのかなということでございます。私は、個人的にはあんまり個人補償というのを積極的にやるのもどうかなと思っているんですが、状況が状況で、今は未曾有の災害的危機というような状況の中であります。

町長もおっしゃったように、早急に、今、子牛価格の相場が持ち上がるような気配もないわけですが、要は需要と供給のバランスが崩れているからということになります。要因はほかにいっぱいあるわけですが、せめて一、二年、何とか農家さんには持ちこたえてもらいたいなと思ってます。まあ、2年ぐらい持ちこたえれば、状況も相当変わってくるかなと思ってまして、ここ1年間をどうやって生産農家に頑張ってもらって施策を、町は町なりにできることを精いっぱいやらせてもらおうと。町長もおっしゃったように、国には国に一生懸命頑張ってもらおうという方向性を示していただきたいわけですが。

本町において、私のこれは提案でございますが、雄の去勢と雌は、本町の去年から今年にかけての平均数値を調べると、1頭当たり10万円ぐらいの差額があるんですね、競り差額。これは、農家さんにとってはなかなか選択ができなくて、雄だけ生まれてくればいいんですが、そうはいかないという現状の中で、どうしてもこの雌対策をやるべきかなというふうに思ってまして、今回、質問に上げているわけですね。

大体1年間に、本町の子牛生産で1,100頭前後だったようです。1,100か1,200ぐらい、多いときで頭数出てます。雌の割合が四十七、八%ぐらいですから、仮に1頭1万円にして500万、2万円にして1,000万というような概算数字が出てくるわけですが、ここら辺も含めて、農家に見てみたら全く足りない数字というのは分かっているんですが、本町の財政も無尽にあるわけではありませぬので、農家に何とか継続して頑張ってもらおうという観点からも、こういう制度の、新たな制度の検討もしたらどうなのかなと思うところでありまして、ここはちょっと町長に、ばしっと対策を、行こうという前向きな姿勢を聞かせていただけたら大変ありがたいなと思うところですが、よろしくお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 福島議員の御質問にお答えをいたします。

まず、この支援に係ることで、財政調整基金とか、そういう活用の話もあると思いますけれども、この基金そのものが、これは年度間の財源調整とか、そしてまた、その他財源の効率的運用を図るために、地方財政法においては設置が義務づけられているところであって、基金を、それぞれの市町がこういうものを設置をしております。

また、その財政調整基金を取り崩すことができるのは、経済事情の変動等により不足の財源を埋めるために充てるときとか、また、災害被害に伴う減収を埋めるための財源と、そのようなことが地方財政法において制限がされております。

こういったことなどから、基金残高があるからといって、事業の財源としての活用はなかなかやりにくい基金となっておりますので、この基金については御理解をいただきたいというふうに思います。

本町においては、令和4年度に畜産農家緊急対策支援事業として、肉用牛1頭 당 1万円を支給をいたしました。また、令和5年度からは再編交付金を活用して、飼料高騰対策事業を実施をしております、これは6年度まで事業実施をいたしているところでございます。

今の畜産の現状については、国が進めた母牛の増頭対策による子牛価格の低迷とか、国際情勢、円安による飼料価格の高騰、物価高などにより大変厳しい状況だということ、先ほど申し上げたとおりであります。

本町においては、先ほど申し上げたとおりでございまして、これまでも支援等を実施をしておりますけれども、申し上げた支援をしておりますが、議員が提案する補填金について事業化する場合においては、これをやるとすれば、目的基金である農業振興基金を活用することが、まず正しいのかなというふうに思っております。

ここで、若干、この農業振興基金についても触れさせていただきますけれども、この基金は令和2年度までにおいては、残高は111万3,000円しかございませんでした。これを農業振興の財源として使えないということでありましたので、基金の再編統合もしながら、そして令和3年度には、さらに1億2,000万を積み立てて、現在1億5,000万ほどにしておりますので、これはしっかりとこの基金を活用しながら、今の苦しい農業を、どういうふうなことに支援ができるということは考えていかなければならないと思っております、農政のほうにおいても、ここはみんなで知恵を絞って、次年度に向けたことを、今、指示をしておりますところであります。

しかしながら、私が町長に就任をしたときにはこのような状況でありましたので、基金全体においても、やっぱり総額をどんどんこう、使いつ放して減らしていくということについては、これは慎重であるべきであって、財政を悪化させないような運営をしなければならんということでやってまいりました。

活用するものは活用しながら、また財政を効率的にしっかりと、そういう運営をして、3月末にもって戻せるものは戻していく、そういう調整を、今、財政はしっかりとやっていると思います。

しかし、一部の、まあ、いろんな方々からですが、私が就任したときには、この基金がこういう状態でしたし、財調も、今は増えてきておりますが、こういう基金を新しい町長はもう食い潰して財政立ち行かんようになるとか、そういう話もあったわけでありまして、そういうことを踏まえたと、この基金活用は地財法に基づいてしっかり運用をしていく、これは基本だというふうに思っております。

戻りますが、こういった補填金については、私ども、一自治体がどんどんと際限なくやるということは非常に難しいところがありまして、今、当然、国が全国的にしっかりと、こういうことを組み立ててやるべきだろうなというふうには思っております。

しかし、町としては、これまで取り組んだ事業、そして現在、令和7年度の畜産振興策について、こういったことが効果的支援になるのか、現在協議をしております。国からも、今後、補正予算、そして来年度の予算においても、国が検討していることもあるようでありまして、まずは肉が消費をしていただけるような方策もちょっと聞こえておりますけれども、これがこういった形でやられるのか、まだちょっと不透明なところがございますので、こういうところに注視をしながら、町としても、何とか引き続き農家の皆さんが踏ん張れるような、そういう支援が、何が一番いいかということはしっかりと、今後、皆さんで協議・検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） この子牛価格の低迷は令和4年度ぐらいからスタートしまして、もう約2年、低価格状態が続いているわけですね。徐々にというよりは急激に低下をして、これがずっと横ばいをしているという流れで来てまして、農家にとっては、もう2年間、赤字経営が多分続いている農家が多いんだろうなということで、大変危惧をしているわけですね。

これは、限定的でいいと思うんですね、1年更新で。最低、令和7年度においては、一時的なしのぎという点から、補填を検討しても、私は逆にそちらのほうにこそ大きな意義があるんじゃないかなというふうに思っていますので、ここはぜひ検討していただきたいと、今日ここで明言はできないでしょうけれども、7年度予算においては、ぜひ検討していただきたい。そうしないと、本当に農家は、これ、破産する農家が出てくるんじゃないかというふうに思っています。そこら辺を具体的

に、人の懷に手を入れて調べるのは大変かと思うんですが、担当課としては、そこら辺は十分把握をしながら、政策の組立てをしていかないと、いや、しもうたと、もう間に合わなかったと、何件も潰れとうと、赤字が出とうということになっては、これは大変ですね、そこら辺をぜひやってほしいわけですね。

なかなか個人の農家の経営状況をつかむのは大変かと思うんですが、厳しいのはもう分かっているわけで、本当にもう一、二年の間に潰れる農家が出てきそうな気がするわけですね。畜産、牛はすぐやめられないですからね、本当に。甘しょの基腐れの場合は、きびに転換にしましょうとか、水稻は、米が余ったからWC Sにしましょうとやってきてますが、牛の場合は、冒頭にも言いましたが、売るにも安値で買われると借金が残ると、売れば売るときに赤字が増えるということで、本当に苦しい状況に今あるわけで、ここら辺は本当に真剣に、やっぱり南種子の、これまで一生懸命励んできた農家さんですので、何とか頑張ってくださいのための手だては、どうしてもやってほしいなというようなことでありますので、7年度予算に向けて、ぜひそこは強くお願いしたいというふうに思っております。

そこら辺について、町長、もう一回、農家の経営内容の概要と7年度に向けた取組、財政資金のことはまだ、別でよろしいので、よろしくお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 これは、先ほども申し上げましたが、現在7年度の畜産振興策にどういったことが私どもも引き続きできるのか、そこは真剣に、今、指示をして、そしてまたこれを協議をするようにしておりますので、何とか踏ん張っていただけるような政策ができないか、それは真剣に考えてまいりたいというふうに思います。

これまでも、先ほど申し上げたとおり、4年度、5年度、6年度、私どももできることを今、実施をしているわけでありまして、先般も農協の組合長やら、ほかのところからも聞きましたが、中種子、西之表においては、私どもがやっているような事業もありませんので、これは今、西之表が今度は何かちょっと選挙前もあるでしょうから、お金も配ったりいろいろしてるみたいですが、中種子は、当然、それ言うと、向こうがやったからやるというふうなことはできないというふうなことで言われておりますけれども、やっぱりそういうことではなくて、しっかりとつないでいけるような政策を考えないといけないというふうに思っております。

非常に、これは島内もどこも大変な状況ですから、いろんな国の情報も頂きながら、それと併せて私どもができることをしっかり考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） それで、もう一つ先に進むわけですが、補填金はほかに置い

て、今、町長も言われたように、振興策ですよ。一つはコストを下げるやつを継続的にやっていく必要があるし、販売価格を上げる努力もしていかなければならないということで、私も実際、畜産については、全くずぶの素人ですので、どういう方法があるという提案はなかなかできないわけで歯がゆいんですが、所管課として、コストを下げるためにこういう方法を推進していきたいとか、販売価格を上げるためにこういう方法もできるんじゃないかということで検討していると思うんですが、これから進めようとしている方策、7年度に向けての方策等も検討中であれば、そういうのもぜひ教えていただきたいなと思っているんですね。

ちなみに、和牛牛肉のA5ランク、霜降り肉は、全体では6割以上がもう占めているということで、高級肉がこれぐらい普及しているよというふうな情報もありました。データ調べていく中では、鹿児島県の平均価格50万円でしたが、兵庫県の但馬牛は子牛平均70万割っていないということで、ずっとありまして、それぞれの流れ、産地が取り組んできた結果だろうなと思っているわけですね。

そういうのも一つの参考にしながら、本町のその、これは生産者に頑張ってもらういけないところでありますが、コスト削減、それから販売価格の上昇に向けた取組と、具体的とまではいかななくても、こういうことをやろうと思っている構想があれば、御答弁いただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたします。

生産コスト削減に向けた支援策ということで、先ほども申し上げておりますが、令和5年10月から再編交付金を活用した飼料高騰対策支援を今年度まで実施をして、農家の負担軽減を図ってきているところでありますが、WCSのこともありますけれども、今、話がありましたので、少し現状をお話をしたいというふうに思います。

このWCS用の稲については、これもちょっと大きな問題でございまして、水田活用における主食用米の生産調整の手段の一つとして取り組まれていることは御承知のとおりであります。本町で約200ヘクタールが作付をされております。そして、水稻農家の安定した収入源になっておりますけれども、一方、このWCS用の稲を活用したホールクロップサイレージという、巻いた餌ですけれども、それを利用する畜産農家につきましては、冬場の餌として短期間で安定した採草確保、そしてまた経費削減につながるものがメリットとして魅力があるものの、台風などの気象災害における品質の劣化、それからまた気候条件悪化に伴う収穫作業の重労働化、生産者による管理不足など、問題はかなりいろいろあるようでございます。そして、収穫作業に係る経費の上昇が、最もまたこの畜産農家の皆様を苦しめているという現状がございます。

町としては、この水田有効活用に水田農地も守らなければなりません、水稲農家の安定した収入源の確保になりますので、そっちも考えなければなりませんけど、その過程で生産されるWC S用の稲を利用してもらう畜産農家への、ここもしっかりと考えなければ、今、大変な状況で、これは農地も荒廃化するおそれもありますし、また畜産農家がこれを刈り取って、そういう、利用していただける環境も崩れてくるんだろうというふうに思います。

そういうことで、ここらに対する強力な支援が必要ではないかというふうなことも、今、協議をしております、ここについては、次年度の対策の協議を、今、緊急に、何が、どういったことが一番いいのかということ、ここ数日協議をしているところでありますので、ここはまた農家の皆さんや関係者の皆さんの御意見も頂きながら、ここをしっかりと考えたいというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） あと、畜産、子牛については、これは最後の質問に入ります。

ロケット打ち上げ時に発生する爆音の牛への影響度調査が必要ではないかなという質問を出しておりますね。この間、H3ロケットが上がり出してから、非常に大きな音になったんじゃないかなというふうに思っております、我々町民は上がる時間も分かっておりまして、上がった、上がったと、大きな音が来ると、おおっ、ゴーッと来たなと言うて、成功するじゃろうかどうじゃろうかということで一喜一憂もするわけですが、これ、牛にとってみたら迷惑な話で、いきなり大きな音が来て、農家さんによると、何か暴れる牛がおるらしくて、大変困っているんだという声を聞くわけですね。

一つよければ一つ、まあ、それはいろいろな面があるのは当然なんです、これを実態を把握しないまま放置するのもいかなんかなと思っております、早い機会に、これ本当に実態調査、どの程度で牛が驚いているのか、驚く頻度はどれぐらいなのか、そのときの音はどれぐらいなのか。あと、その影響が後々の牛のストレスにどういうふうに影響しているのか、妊娠、受胎率に影響していないのかとか、いろいろな影響調査をこれやらないと、なかなか分からないなと思っております。

この条件は、これは本町しかないわけで、ほかの市町村での事例はほとんどないと思いますので、本町独自の課題になってきます。ここら辺の調査はやっぱりやって、本当に農家に影響が、牛に影響があれば、何らかの対策を取る必要があるのかなというふうに思いますので、ここは町単独では難しいのであれば、県にも要請をしながら、実態調査、これは年6回上がるようになれば、大変な多分ストレスが発生するだろうなと思っておりますので、ここは早急に取り組む姿勢を見せるべきだと思っているんですね。町長の考え、ここ、聞かせていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 福島議員の御質問にお答えをいたします。

このH3ロケットの打ち上げにおいて、担当課のほうからもこの具体的な被害の報告というのは、私どもは受けていないところであります。しかしながら、以前、これはある牧場がJAXAに対しまして、ロケット打ち上げ時の爆音によって牛が暴れるということで調査を依頼した経緯がございます。その後、JAXAにおいては、複数回打ち上げのときに測定器を牧場に設置をし、状況調査を実施をいたしました。結果として、騒音の基準値、これも人の基準だと思わなければならない、基準値を超えていないため、JAXAとしては補償できないとの回答をそのときにされているようであります。

そしてまた、その牧場については、乳牛、和牛、両方おられますので、そこで言われたのは、乳牛は和牛に比べて臆病であって、そしてまた、和牛に対しては問題ないが、乳牛に対しては過去に暴れてけがをする事案が発生をしたということが言われておりまして、この農家さんにおいては、独自にスタンションを購入して、全ての乳牛を牛舎につなげ止めるような対応をしているようでございます。

また、ここではスタンション購入の費用の補助ができないか、JAXAに相談をしたこともあるようではありますが、JAXAとしては、補助する理由が不十分であるとの回答があったというふうに伺っております。

こういう経緯もございますので、これはしっかりとまた、和牛においてもそういうことがあるのかどうか、ここは以前、両方、乳牛・和牛を飼われているところについてJAXAは調査をしておりますので、それらも踏まえて、また状況については、情報収集を担当課のほうでしっかりとやってもらいたいというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） ロケット産業は本町の主要な産業で、これから大いに推進、協力をしていかなければならない分野ですので、反対することなく、積極的に推進をしていかなければならないと思っております。その裏で、こういう事案が発生しているということであれば、これはまた、それなりに対応を取らざるを得ませんので、やっぱり実態調査は必要だと思います。

人の騒音と牛の騒音が一緒ということはないと思われますので、実態調査は本当にやって、各農家が把握している情報を収集すると、その上での対応が必要かなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次の質問に入ります。

このたび、本町は宇宙の町宣言を行いました。「SPACE TOWN南種子」

ということでございます。これまで、町長、何度も説明をされておるんですが、この場で端的に、宇宙の町宣言をした目的、何のために宇宙の町宣言を行ったかという目的、その後、この宇宙の町宣言を行ったことで、南種子町をこういう町にしていきたいんだという構想、概要をお聞かせいただいて、広く町民にも理解していただくことは非常に重要なことと思っていますので、ここで質問の中に入れていて、よろしくお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 福島議員の御質問にお答えをいたします。

最近では、全国の自治体が町宣言を行っておりますけれども、やっぱりこれは宣伝戦略の一環だというふうに思います。そして、町独自のブランドイメージをつくり出すということで、ほかの地域との差別化を図って、記憶に残りやすくするという効果が期待できるんだというふうに思います。

当然、これまでも全国で、打ち上げと言えば種子島とか、そういうことを言われていますけれども、やっぱり射場ある南種子ということをしっかりと情報発信をして、誰でも分かるようなイメージをつくり上げるためには、いつでもどこでも、いろんなイベントにおいても、「SPACE TOWN南種子」、これがもうしっかりと、ずっと伝わっていくということは一番重要なことだろうというふうに思います。

この宣言は、やっぱり、今、申し上げたようなこと、まずセンターがうちにあるということ、そして今後、宇宙産業については全国各地でいろんなことを、ロケットの射場もあちこち、民間もできてますし、そして、いろんな産業との結びつきを考えておりますから、私どもは、このセンターを中心とした、それで宇宙に向けたイノベーションの発信地として、これをしっかりと進化させたいと思います。

また、今後のまちづくり構想においてですけれども、3つの構想を掲げておりますが、具体的には、今年度は宇宙の町奨学プログラムを構築をいたしました。そして、4月からこの子どもたちのための奨学金制度をスタートさせます。そして、さらには民間事業者との、今、事業連携で、国のデジ田の交付金も頂いておりますので、宇宙学校プロジェクトを展開をして、デジタル人材の育成、そしてまた3Dプリンターを活用した研修宿泊施設の整備を進めておりますので、これが出来上がることによって、これからの南種子の発信の材料として、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） ありがとうございます。「SPACE TOWN南種子」の宇宙の町宣言は、私は非常にいいことだなと思っていますので、これは本町の重要

なツールとして、大いに活用していただきたいというふうに思っているわけです。

活用することは非常にいいことで、要は、一番重要なことは、この町外、全国に発信することによっての経済波及効果をどうやって高めていくかということにあると思うんですね。一生懸命名前を売る、南種子を売るということによって得る経済的効果が一番重要ですので、文化的なこともあるんでしょうけど、最も重要なことは経済効果ということ、本町から出荷する地元産品であつたりとか町外から入ってくる人口流入による経済効果というようなことが想定されるわけですね。そこら辺について、町としてどのようなアプローチをかけていこうとしているのか。

あと、これは通告書には出しておりませんが、どれぐらいの経済波及効果、金額にして、概算でこれぐらいは行きたいなという腹積もりがあれば、併せてお答えいただければと思うんですが、お願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 御質問にお答えいたします。

9月12日に、この「SPACE TOWN南種子」宣言を行いました。宇宙開発の拠点としての役割を果たしつつ、さらなる地域の活性化を目指す取組を内外へ発信しようということで、私どもも取り組んでまいりたいと思います。

この宣言を契機に、本町の特産品である農産物、水産物について、やっぱり宇宙に絡めた、そういう発信ができればと、これは、今、協議しながら考えているところであります。

そして、今後は、特産品開設センターも移設をしなければなりませんので、そこにおいて「SPACE TOWN南種子」ブランドの特産品開発などに取り組んでいただけたところが出ていただければと思っております。そういったところへの支援と、そういうものに結びつけられないかなということ、今、考えております。

また、宇宙技術開発を活用した農業技術の実証に新たに取り組みたいというふうに思っております。これはもう既にいろんなデータを取ってやる農業も実際やっているところがあるんですけども、その衛星データを活用した農業の省エネとか省力化、それから栽培歴の数値化によって、栽培管理などによって、データに基づいたこの管理技術の実証をやっているところがございます。しかし、やっぱり私どもの町は、これ一番、宇宙の町として、一番これ、適したところではないかと思っておりますので、こういうものをやりながら、そしてまた、その農作物の収益が1.5倍に上がったとか、そういうのも聞いておりますので、そこはちょっと、そういう調査をしながら、そういうものに取り組むことができないのかどうか、そして農家の皆さんも意欲的に、その、本当にもうかっていくようなところにつなげられないかということも、ちょっと御意見賜りながら、協議をさせていただきたいと

いうふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 時間も詰まってくるので、今度、教育長にお尋ねをいたします。

宇宙の町宣言をやったということは、それでいいんですが、本町独自のロケットのある町ということで、本町の子どもたちにとっては、大いに夢を語り、我がふるさとを誇りに思って、育っていつてもらいたいというふうに思っているわけです。これまでもいろんな機会で、そういう取組はされてきているというふうに報告を受けております。これを機に、さらに力を入れて、子どもたちには学校なり社会教育の場で、こういうふうな学びの場を与えて、育てていこうという構想があれば、教育長のほうから答弁いただきます。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 議員のおっしゃる宇宙の町として、夢のある子どもたちをどう導いていくのかということでございますけれども、各学校では、ロケット打ち上げを見て、そして作文にしたり詩にしたり、あるいは絵にしたりして、教育活動をその中に入れ込んでいるわけでありまして。学校ごとの特色ある活動として行っております。

また、総合的な学習の時間に、「宇宙とは」とか「宇宙産業とは」ということで、各、それぞれにテーマを決めて研究課題として行っている学校もございます。そういったようなことと併せて、教育委員会においては、宇宙に一番近い町として平成8年から宇宙留学事業を行ってきておりまして、来年度でもう30周年を迎えることになります。

宇宙留学の応募にも書いてあるわけですが、先ほども申しました、ロケット打ち上げを間近で見られる生の体験や、JAXAと連携した宇宙教室を行っており、その宇宙教室では、宇宙や地球環境等の自然とか科学技術、それから宇宙の不思議さなど、あらゆるところから学ぶことができるとともに、ロケット打ち上げによる宇宙産業に関する知識も学んでおり、宇宙関連企業にどういう仕事があるかといったようなことなども様々に学んできているわけです。

これらの取組が、子どもにとっては、ロケットに関する仕事に就きたいとか、宇宙産業に関わって、先ほど町長が申しました、種子島の農業、漁業などに役立てたいといったような子どもの夢を育むことにつながっていると考えますので、今後も、JAXAや関係機関と積極的に連携を図り、宇宙教室の内容も、教員とも吟味して、さらなる充実に努めていきたいと考えているところです。

また、今回、「SPACE TOWN南種子」の宣言がありまして、様々な宇宙に関する体験とか、様々な方々が夢を育むトークショーなど、多くのイベントに子

どもたちは接しております。また、そういう機会がこれからもあるだろうと考えますので、町教委としても、町長部局と連携を密にして、子どもたちが夢を育んでいけるよう積極的な参加の啓発、そういうイベント等への参加の啓発を促し、またいろいろな応募作品等にも積極的に参加させていき、夢がつながるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） ありがとうございます。

そこで、この宇宙の町関連では最後になるんですが、財源確保ということで質問書を出しております。年6回、大型ロケットが上がっていくたびに、町としては最大限の協力体制をしいていかなければならないというのは当然のことで、このことについては、本町もこれまで随分と、役場職員をはじめ多くの団体の方々に協力をいただきながら、ロケット打ち上げ推進に協力をしてきているところです。年6回ということになると、ますますその頻度が高まるということでございます。

一方で、ロケット産業が華やかに伸びていく中において、本町の町も、ともに地域共生という立場からは発展を続けなければならないということになるわけですが、何をするにしても財源が伴ってくるわけですね。

私のこれ提案なんですが、大型ロケット基地を有する本町として最大限の打ち上げに協力をするということで、国なりJAXAなりに推進協力費、本町としてはこれ以上の協力体制をしいていくんだという心意気を見せながら、実際には財源も伴ってきます。そういう意味で、この補償費ということじゃなくて推進協力費という名目で、こういう、できれば制度構築が一番いいんですが、金額は別として、こういう要望・要請なりも水面下で始めていってもいいのかなと、新たな財源確保ということ、それが併せてロケットの町として共に発展をしていく、地元南種子の地域共生の在り方にもつながるんじゃないかなというふうに思うわけですが、こころ辺、町長、どういうふうに捉えるか、ちょっと肌感では難しいかもしれませんが、構想、感想あれば聞かせていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 御質問にお答えいたします。

御質問のとおり、ロケット打ち上げ回数の増加に伴い、地域経済や観光産業が活発化することが期待される一方、街並み美化や協力体制の維持といった課題も多く、その実現には、やっぱり安定的な財源の確保というのは必要不可欠であると認識しております。

種子島、この促進協あたりでも話をしていますが、1市2町でこの促進協あたり

については10万ずつ出して30万で何もできないんですよ。ただ旗を立てるぐらいしかできませんので、ここももう、ちょっと意見を言わせていただいておりますが、御提案いただいたこのロケット推進協力費に相当する仕組みについては、現時点では制度化されているものではありません。

ただ、JAXAさん、三菱さん、私どもの町の協力のほうにこれは助成をしていただいております、財源、出しております。

ただ、ここの兼ね合いもありますので、今すぐまたこの協力云々という話も非常に難しいところがありますが、この基数が多くなってくことに伴って、それだけのかかる経費が、やっぱり町の負担が多くなるようであれば、そこは話はできていくんだらうというふうに思います。

本町としては、現在のところ、その協力の部分での対応、そしてまた宇宙関連の地域振興事業とか観光振興事業を対象とした、国、県の補助制度を現在のところは最大限活用をしていきたいということで、これは宇宙の町としての、それも支庁あたりにもそこは話をしておりますから、今後もしっかりと支援をいただけるようにしたいというふうに思います。

そして、この、大変難しい問題だなというふうに、やっぱり新たなものを提案をするというのは難しいと思いますけれども、ロケット推進協力費、名称はどんなものがあるのかは分かりませんが、これも一つの参考として、今後において必要であると判断した場合については、これは関係機関等に支援の可能性というのは探ってみることもあるかなというふうに、現在のところは感じているところであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） もう時間が4分しかありません。ありがとうございました。

最後の質問に入ります。

高速船の乗船切符手配による行列解消についてということで、質問書を出しています。

本町の管轄外でありますので、町長にどうせいあせいということではないことも十分承知しております。ただ、本町の、本町じゃない、島内の種子島島民の大半が利用する船でありまして、本町、1市2町でも種子島走るバスについても助成を出しているところでありまして、バス乗客よりも船を利用する人のほうがはるかに多いのかなと思っています。

冬の寒いさなか、雨の降る中に、ちっちゃい子どもを抱いて、大きいかばんを下げながら行っている若いお母さんとか、病院に行かんばよと言って老夫婦が寒い中、震えながら待っているという状況を見ると、やっぱり何とかここらは改善の余地は

あるんだろうなというふうに思っています。

そこで、通告書には、整理券の発行機等の手配もできないのかと思っているのですが、会話の中で、予約時に座席指定等できれば、スムーズに、並ばずに待合室で待てるんじゃないかなと、いろいろな声も出てきたので、そこら辺を、町長が直接というわけではありませんが、1市2町の首長会で議題出してもらって、業者に話しかけをすると。仮に渋るようであれば、半額でも、1市2町で半額ぐらい助成しましょうというような話もあってもいいのかなと思っています。

方法は幾らかあると思うんですが、この解消策ですよ、やっぱりこれはやるべきかなと思っていまして、ぜひ、これは、町長には働いてほしいと思っているわけですので、捉え方を教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたします。

この高速船事業は民間事業者によって運営されているものでありますから、この乗り場の設備改善については、まずは事業者が主体的に取り組むべきことである、これが基本だろうというふうに思います。しかし、そういう状況も私どもも目にしますし、これは種子島、西之表だけの問題でなくて、屋久島、そしてまた鹿児島も同様のようなことでありますので、まず、この整理券発行機の寄贈などについて、自治体が直接支援をするということについては、これはまたいろんな事業者との公平性とか財源の適切な使用だとか、いろんな課題が言われてくるんだろうというふうに思いますので、ここはちょっと慎重に検討すべきことかなというふうに感じております。

ただ、今後、こういう状況については、確かにもう並ぶときには、鹿児島なんかも特にですけども、すごい、トイレのところまで並んだり、西之表も外まで並んで、そういうことはちょっと私も見たり伺ったりすることもあります。

そういうことで、種子島・屋久島振興協議会などにも、これは、分かっていると思うんですけども、情報として、議会においてもこういう御意見があったということで、これは情報提供しながら、1市3町として関係自治体と連携をしながら、今後、この利用者等の利便性向上に向けて、改善策が何とかできるのかどうか、そこについてはお伝えをしながら、調査研究ができるような方向でお話はしてみたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） ありがとうございます。前向きに、早急に改善されるよう要望いたします。

時間もなくなりましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、福島照男議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後 1 時30分とします。

休憩 午後 0 時 3 2 分

再開 午後 1 時 2 8 分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、野首久教議員。

〔野首久教議員登壇〕

○2 番（野首久教議員） 早速、一般質問に入らせていただきます。

現在、堆肥センターの経営改善に向けて、産業厚生委員会としての取組の一つとして、課題の解決に向けて、行政と情報共有を行いながら活動を行っている段階での一般質問となります。

経営改善についての考え方としては、行政が取り組む堆肥センターは、若干の赤字は仕方ないことであると私自身は認識しておりますが、この赤字が町にとって将来に向けた投資となる必要があると考えております。

また、堆肥センターは耕種農家が畑に堆肥を投入し、地力の向上を目的とする手段としてはなくてはならない施設だとも認識しております。

今回の一般質問においては、堆肥製造に使用する原料、購入者のニーズ及び販売方法に関して 4 点の質問を行いたいと思います。

まず、通告書の 1 点目、副産物を使用した堆肥製造をどのように考えるかについて質問をします。

12 月を迎え、今期のさとうきび収穫が 3 日から始まりました。さとうきびを生産する農家にとっては、約 1 年をかけ、精魂を込めて育てたさとうきびですのでその努力が報いられるような作柄であることを願ってやみません。

J A の堆肥センターは、原料からの堆肥生産は行わないとのことから、そこに搬出されていた新光糖業からの副産物であるフィルターケーキ約 1,500 トンが、自社工場置場に堆積する可能性があるようです。

この島の基幹作物であるさとうきびから排出される副産物には、代表としてバガス、フィルターケーキがあります。バガスについては、昨年期で約 83% が自社、新光糖業にて燃料として消費されており、残りの 17%、約 7,000 トン余りが主に島内の畜産農家が敷料として使用している状況であります。

フィルターケーキについては、町内での使用は極めて少ない状況であります。副

産物については、さとうきびから様々な生産物を生産する過程で排出されるものなので、例えば悪いかもかもしれませんが、廃棄物のようなものだと考えられます。

現代社会においては、廃棄物の処理ができなければ生産物を生産する資格がないと言っても過言ではないと思っております。また、副産物の使用については、SDGsの観点からしても、自然環境の保護にもつながると考えます。

新光糖業が副産物の処理に苦慮しているとの現状を考えると、最低でも南種子町の農家が出荷したさとうきびの出荷量に対して比例する量の副産物の処理を検討する余地があるのではと考えます。

この副産物についての使用例や成分、価格等については、産業厚生委員会において行政とは情報を共有しております。それに伴い、堆肥センターでも副産物を利用して堆肥開発に向けた検証を行っていると考えております。

町長にお伺いいたします。これらの副産物を使用した堆肥製造は、製造コスト削減と原料確保の安定に大きなメリットがあると考えられますが、副産物を使用した堆肥製造を行うことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 野首議員の御質問にお答えをいたします。

堆肥センターでの副産物の利用については、現在、総合農政課で試験を行っているところでございます。結果については、まだ途中の段階でありますので正確な報告はできませんが、外見はなかなかいいものができているのではないかというふうなことで伺っているところであります。

また、検証段階でありますので、今後、品質や成分の分析等も行いながら判断を行いたいというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 堆肥センターのほうでも、副産物を利用した堆肥を研究して、今、それに向けて製造を行っているということであります。

この結果が非常に期待できるものと思いますので、そのように進んでいくことを期待したいと思います。

そこで提案をさせていただきます。現在、堆肥センターでは、水分調整材としての多くのバークを使用していますが、そこをバガスに転換することにより、製造コストの削減につながるのではないかと考えられます。

また、人材不足や車両などの不足を解決するために、町民に協力をいただくという提案です。協力といいましてもボランティアではなく、バガスの購入に対して適正な対価を設定することにより、率先して町民も取り組んでくれるのではないかな

と思っております。

バークをバガスに転換することについては、新たな財源を設定する必要もないと考えます。また、畜産の子牛価格の下落により、畜産農家も非常に苦しい状況にあります。バガスの運搬に対しては、畜産農家も慣れていることと車両等の設備が整っていることから、取り組みやすいのではないかと思います。

ただ、苦しいから支援をするという意味合いではなくて、仕事を行った報酬として対価を得ることのできるこの仕組みは、町民の理解も頂けるのではないかと思います。町長はどのようにお考えですか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたします。

このことについては、畜産農家に関わらず、取組に対する協力者ですけれども、その調査をする必要があるというふうに考えております。

ただいまの提案については、農家のためにつながる仕組みであるというふうに私も思っておりますので、何とかこの副産物の利用を協議する中で前向きに調査研究をやってまいりたいというふうに思います。

バガスの活用については、これは以前から私も、何とかこちらのほうで使えないものかということはずっと指示をしておりますけれども、なかなかこの堆肥センターの案件については進まないのがこれまでの現状でありまして、要は堆肥をもっとしっかりと製造して、そしてまた、農家が求めるそういう堆肥もしっかりと出来上がるという、それは非常に私としてはいいことだろうというふうに思います。

ただ、現在の堆肥を製造する場所についても、それから以前からもう使われなくなった機材がそのままのところもありますので、私としてはそこをしっかりと整理をして、そうすることによって、またその区画もちゃんとできるだろうというふうに思っていますので、そういうことも含めて、これは前向きにちょっと研究をしたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 私ども産業厚生委員会といたしましても、堆肥センターの現場を確認させていただきました。その中においても、今、町長がおっしゃられましたように、使われていない機材とかいうのが非常に目立ってありましたので、そこについてもいろいろと整備を、整理をしたらいいんじゃないかということも、産業厚生委員会としても提案をさせていただいております。

次の質問に移ります。通告書の2つ目、牛ふん堆肥の水分別堆肥の購入についてどう考えるかについて質問いたします。

畜産農家の現在の経営は、先ほども言いましたように、非常に大変な状況だと思

っております。補助金等の対策も必要だと思っておりますが、将来を見据えた持続可能な政策も考えなければならないと思っております。

そこで、前の質問でもあったように、堆肥センターの経営改善を行う中に、畜産農家の経営改善も同時に行うことができないだろうかと考えております。

町長に質問ですが、現在、堆肥センターの原料として、畜産農家から堆肥を購入しておりますが、価格については1トン当たり800円となっておりますが、その価格の引き上げはできないでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたします。

現在の畜産農家の状況は把握をしておりますが、堆肥センターの運営改善を考えると、この価格の引き上げは現時点で即引き上げをするということは非常にちょっと難しいところがあるかなというふうに思っております。

また、この購入する牛ふんについては、品質にばらつきがあるということも聞いておりまして、現在の価格設定がなされているというふうに伺っておりますので、ここはしっかりとまた調査をして、研究をしてみる必要があるかというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 品質のばらつきが原因である、その要因であるということについては委員会の中でも所管課より説明をしていただいておりますので、町民に対しての理解を求めるために、あえて質問をいたしました。品質のばらつきが要因で800円にしていますということの理解を求めていただくための質問でありました。

畜産農家からは以前は500円だったのが800円に上げていただいた経緯もあり、そのおかげで非常に助かったという声も聞かれております。現在の購入の条件を考えると、適正な価格であると思っております。

そこで、提案をさせていただきます。堆肥センターの製造過程で主な作業が、水分含有量の調整であると思います。原料を購入する際に良質な堆肥を購入することができれば、製造コストの削減になり、これが堆肥センターの運営改善になるのではないかと考えられます。

さらに、良質な堆肥を購入する際に、品質のよしあしで購入価格に差をつけることにより、畜産農家も「よい堆肥を販売しよう」という考えになると思います。これが、畜産農家の適正な収入となり、畜産農家の経営改善につながるのではないかと思います。

町長にお伺いいたします。牛ふん堆肥の水分別堆肥の購入についてですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 御質問にお答えいたします。

購入を行っている牛ふん原料の水分含有量による購入価格の設定についてであります。これは畜産農家との関係もございますので、そしてまた、堆肥センターの運営、こういったもの、それから畜産農家の今後の経営改善にもつながるということでもありますから、この価格設定については、今後、畜産農家からもしっかりと御意見を賜り、協議を行ってまいりたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 私も、この質問をするために畜産農家を数軒訪ねて歩きました。牛ふんが牛舎から出ていかないことに非常に苦慮しているという農家もありました。その中においては、まだ安くても、牛ふん堆肥を持って行ってくれさえすれば助かるという意見も聞いております。

ですので、先ほど言われたように、農家との調整を行いながら、その堆肥の価格に設定いただければ非常に助かるかなと思っております。よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。通告書の3つ目、農家のニーズに対応した堆肥の製造についてどう考えるかについてですが、現在、堆肥センターで製造されている堆肥については、非常に良質な堆肥が製造されていると私自身も思っております。

しかしながら、近年の物価高に伴い、農家においてもコスト削減は避けられない課題となっております。堆肥の投入については、圃場を肥やす意味において重要不可欠だと考えています。

堆肥センターでYM菌を使用し、製造している堆肥は一流の製品だと思います。その一流の製品ではなくても、価格面で使用の有無を考えている農家もいます。

例えば、さとうきびについては一流の堆肥ではなく、ランクを落とした堆肥でも良いから定期的に圃場に投入したいと考えている農家も少なくないと思います。

町長にお伺いいたします。堆肥センターで販売する堆肥を使用する農家のニーズに応えられるような堆肥を製造することにどうお考えでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 野首議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの質問でありました副産物の利用に関することになりますが、先ほども少し申し上げました。副産物を利用した堆肥製造が農家のニーズに応えられる堆肥に該当するのではないかと私も考えております。

先ほど申し上げましたとおり、現在、副産物を利用した堆肥製造の試験を行っているということでもありますから、まだ試験段階でありますので、この品質や成分の

分析、そして価格設定の試算を行って、この農家のニーズに応えられる堆肥の製造にぜひつながればというふうに考えているところでありますので、この結果をもって、また農政のほうでしっかりとここについては対応するように指示をしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 先ほども申しましたように、堆肥センターでの堆肥製造については非常に期待をしているところでありますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。最後の質問になりますが、通告書の4点目、堆肥価格の町内と町外の価格差設定についてどう考えるかについてですが、1つ目の質問にあったように、JAが原料からの堆肥製造を行わないことから、本町以外からの堆肥購入が予想されます。

町の堆肥センターについては、経営改善を行わなければならない状況ですが、町民の理解に支えられながら、現在でも運営を行っている状況だと思っております。

そこで提案となりますが、町民に対しては、赤字経営であろうがなかろうがサービスを提供することには抵抗はないと考えておりますが、町外の方々に赤字状態でのサービスの提供は賛成できない部分があります。

町長にお伺いいたします。町民が、町民であるメリットを感じていただくためにも、堆肥価格の町内と町外との価格差を設定すべきだと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 野首議員の御質問にお答えいたします。

堆肥販売価格の町内と町外の価格差の設定については、原料の確保の状況であったり、以前から私もこれは、なぜ町外と町内が一緒なのかということは担当課のほうにずっと申し上げてきております。やはり、町内の農家の方が優先される、そういう施設であるべきだろうというふうに思っております。

そこで、販売状況についても、堆肥の補助事業がなければ販売量が減る状況が今の現状であります。これらのことを踏まえて、町民が欲しいときに購入できる量をしっかり確保するということは、私はどうにかするように、これもずっと言ってきましたが、これまでもこれに対応できるようなことで、町外を含めて、原料をいろいろ協力をほかにもいただけないものかどうか、これらについては調査等の指示もしておりましたが、なかなかここについては進んでいないようで、報告等が上ってきていない状況であります。

ただいま議員からもありましたけれども、一つの方法として、町外の農家に対し

ては、原料を協力していただいた方に一定の量を優先的に配分するとか、いろいろな考え方が私はあると思っております。そして、そのほかについては、この町内と町外に価格差を設定をするということも一つの方法だろうということで、これはもう、以前から私もそのような思っておりますので、そこはしっかりともう一度、担当課のほうとも議論し、協議をしたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回は、冒頭申し上げましたとおり、堆肥センターの経営改善に向けて、産業厚生委員会の取組の一つとして、課題に向けて、行政と情報を共有しながら活動を行っている段階の一般質問でしたが、経営改善に向けて、幾らかでも生かしていただけることを期待し、これで私の一般質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、野首久教議員の質問を終わります。

ここで午後1時55分まで休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時53分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、上園和信議員。

[上園和信議員登壇]

○8番（上園和信議員） 南種子町の基幹産業は農業の位置づけにあります。まず初めに、農業の振興策について一般質問を行います。

近年日本の農業を取り巻く状況は厳しいものになっていると言われております。日本の農業従事者数は年々減少傾向が続いており、農林水産省のデータによると、令和2年、2020年は136万3,000人、平成27年、2015年の175万7,000人と比べて、5年間で22%減少したとのこととあります。

また、農業従事者の平均年齢は上昇し、令和2年、2020年のデータでは65歳を超え、高齢化が進んでおり、農家が引退を迎える中で後継者不足が顕著となっていると言われております。

本町基幹産業の農業後継者不足その現状についてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 上園議員の御質問にお答えをいたします。

後継者不足ということですが、本年度、農業委員会が実施をいたしましたアンケートの調査結果がございます。アンケート対象者は1,424人でありまして、うち御回答いただいた方が449名であったとでございます。

御回答いただいた方の中で、後継者がいると回答された方が71名の15.8%となっております。この内容と詳細については、総合農水課長より答弁をさせたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 先ほど町長が申し上げましたアンケート結果の主な内訳といたしまして、畜産農家の後継者がいる割合は42.8%、水稻農家の後継者がいる割合は19%、さとうきび農家の後継者がいる割合は27.7%となっております。

なお、この数値は、回答をいただいた農家の割合でありまして、現状の割合はさらに低い数値と見込んでおります。

また、2020年農林業センサスにおいて、5年以内の後継者の確保状況別経営体数は、全体経営体数が522経営体、そのうち後継者を確保している経営体が96経営体、確保していない経営体が426経営体となっております。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 畜産農家の割合をお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 畜産農家の割合についてですが、後継者がいる割合については、7名中3名ということで42.8%となっております。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） ということは、南種子町はもうそんなに心配せんでいいということですか。

次の質問ですが、農業従事者の高齢化、それから後継者不足、引退も多いんじゃないかと思えます。それに関わる、作物を栽培していない農地があちこちに見られるようになりました。

農地は宝の山と言われており、季節になると豊かな実りをもたらしてくれます。農地は未来に向かってしっかりと守っていかなければなりません。このように思います。

そこで、南種子町における耕作放棄地の現状についてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 農業委員会局長。

○農業委員会事務局長 耕作放棄地の状況について報告します。

令和2年度の農林業センサス調査で、本町の農地につきましては、田が721ヘクタール、畑が1,440ヘクタールで、全体面積は2,160ヘクタールであります。

そのうち、耕作放棄地の現状の質問であります。農地法による全国統一の農地利用状況調査、遊休農地の調査が平成20年度より実施され、農業委員会では、町内を11地区に分けて農業委員、農地利用最適化推進委員が毎年7月から9月にかけて農地パトロールと農地利用状況の遊休農地調査を実施しております。

令和6年度の調査結果については集計中でありますので、令和5年度の農地利用状況調査の結果を報告いたします。

耕作放棄地、遊休農地の調査であります。町内全体で78ヘクタールが荒廃しておりまして、荒廃率については3.7%であります。

地目別では、田んぼが18.4ヘクタール、荒廃率0.9%、畑で59.5ヘクタール、荒廃率2.8%であります。地目の田んぼのほうで、水田交付金の関係があつて、作物を作付していない農地139ヘクタール。この調査からこの139ヘクタールを除外しておりますので、これを含めた全体の遊休農地、耕作放棄地の面積は217ヘクタールで、荒廃率は10.3%が荒廃しているということで把握しております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 耕作放棄地も徐々に増えているようです。これは、耕作放棄地は5年に1度、農林水産省が実施している農業センサスという調査で分かるということです。今現在、その調査が行われているんじゃないかなと思います。

これまで南種子町の農業を担ってきた基幹的農業従事者の減少には歯止めがかからないようであります。

この後継者不足、耕作放棄地解消に向けどう取り組んでいるか、町長と農業委員会会長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 上園議員の御質問にお答えをいたします。

高齢化や人口減少の本格化により、後継者不足も含め、農業者の減少や耕作放棄地が拡大しており、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されております。

今後、農地を利用しやすくするよう、農地の集約化等の取組を加速化することが喫緊の課題であると言えます。

この課題に対し、町としては農業委員会と連携し、農地所有者等へのアンケート調査を実施しております。また、本年11月から町内8地区において、「地域の担い手と農地を語る会」と題し、話し合い活動を展開しております。

今後の担い手の確保と農地利用については、各地区の農業者と膝を交え、意見交換を実施しているところであります。この活動を継続して実施することで、農作業

に対するコストを減らすことが期待できる農地の集約化の実現と将来の地域の農地を誰がどのようにまとめていくか方針を定めて共有していく取組を継続して展開してまいります。

○議長（塩釜俊朗議員） 農業委員会局長。

○農業委員会事務局長 荒廃農地関係でありますけれども、耕作放棄地関係につきましては、先ほど述べましたが、農業委員会で毎年実施している農地利用状況調査の現地調査終了後に、遊休農地・荒廃農地の所有者に対し、農地の利用意向調査を実施しております。今後、この遊休農地化した農地の活用をどのようにしていくかの調査であります。

荒廃化した農地は、小規模農地や取付け道路が狭いなど条件の悪い農地が多く、農産物の生産性が低く、借り手となる担い手農家も機械化の大型化が進み、借り手がない状況であります。

遊休・荒廃化した農地でも、土壌や立地条件のよい農地については、地区担当農業委員と農地利用最適化推進委員を含め、担い手農家へのあっせんを行っているところであります。

農業経営基盤強化促進法等の改正により、農地利用の将来の姿を明確化するため、地域計画を本年度中に策定することとなっており、本年6月に農業委員会が実施した農地の所有者へのアンケート調査を基に、先ほど総合農政課長が言いました、11月から12月にかけて、各地域の担い手と「農地を語る会」を総合農政課とともに実施しているところであります。

この話合いの活動の中で、各地域の農業を担う農家の確認や地区内の農地、荒廃化した遊休農地などの状況把握、確認を行っているところであります。

今後、この話合い活動を随時行い、農業者の減少が加速する中で守るべき農地の明確化や農地の集積・集約化を効率的に行い、農業経営への支援を取り組んでいくつもりであります。

耕作放棄地解消として、令和4年度国庫事業のみどり食料システム戦略推進交付金を活用して、遊休農地の復旧を15圃場、3.5ヘクタール実施し、有機農業の普及推進に努めているところであります。

また、農地利用状況調査の中で、再生が困難と判断された農地については、農業委員会で現地調査を実施して、総会決議を経て非農地判断を行い、地目を農地の田・畑から変更するよう地権者に通知して、優良農地の確保に努めているところあります。

現状は以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 農業は非常に大事な産業であると思います。町長部局と農業委員会部局がしっかり連携をして、農業が衰退しないように取り組んでほしいと思います。

そこで、4番目の質問で、結婚を後押しするため、「お結び係」なる部署を開設する考えがないか、町長、お尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 上園議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、農業従事者の高齢化や後継者不足は本町においても喫緊の課題であり、町の将来を見据えた上で重要な対応が求められる問題であります。特に、若い世代の結婚や定住の促進は、地域の活力を維持する上で不可欠であるということを私も認識しております。

現在、本町では結婚を支援する取組については、これは毎年ではなく、現在は3年に1回、婚活イベントを開催しております。このイベントは、町内外の方々に参加をいただき、町内で新たな御縁を築くきっかけを提供しているところであります。

しかしながら、「お結び係」のような専任の部署を設置するということは、これができるば非常にいいわけでありますけれども、現在の役場の職員数や体制の中においては非常に難しいのが現状であります。新たな係を設けるには、特に人員の確保が必要であり、現状では他の行政サービスとのバランスを考慮せざるを得ないところでございます。

今後とも、関係団体、地域の皆様とともに知恵を出し合い、そしてまた、若い世代の結婚や定住促進を図れますように、部内において、このことについても含めて協議、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） やはり、全国的には「お結び課」とか、そういう結婚を後押しする部署を開設して行政が取り組んでいるという事例も幾らかあります。

次代の農業を担う新規就農者が一向に増えない。農林水産省は8月、2023年の新規就農者数は4万3,460人で、前年度比5.2%減、そのうち49歳以下は5.8%減の1万5,890人。ともに2年連続の減少と発表をしたようであります。

南種子町における令和5、6年度の新規就農者の現状についてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 上園議員の御質問にお答えをいたします。

国の新規就農者育成総合対策に伴う経営開始資金の活用状況でいいますと、令和

5年度が1名であります。また、令和6年度の該当者は、現在まではいない状況であります。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 令和5年度が1人、南種子の基幹産業の農業はどうか、ちょっと心配なようであります。

2024年は、農政界の憲法と呼ばれる「食料・農業・農村基本法」が改正をされて、何か水田を畑地化して、麦や大豆の国内生産を拡大する取組が盛り込まれたそうであります。

このことを申し上げて、次の質問に移ります。

合併処理浄化槽転換推進と諸課題改善対策についてであります。

この質問は、浄化槽法、南種子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びに廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に基づき行います。

浄化槽は、浄化槽法で、日常生活で生じた污水やし尿を微生物の働きにより分解し、放流するための施設で、きれいな水にして水環境を守ってくれるのが浄化槽だということです。

私たちは、毎日の生活の中で、1日約250リットルというたくさんの水を使用していると言われております。その水の多くは、最終的に污水となって川や海へと流れていきます。しかし、污水のままの状態、何も処理されず放流すると、水質汚濁が進み、天然資源に恵まれた南種子町の水環境は破壊されることになります。

本町には多くの河川があり、その流域では昔から水田農業が盛んに行われております。水環境はしっかり守り続けなければなりません。

高度経済成長期に衛生的な生活を実現するため、多くの方がトイレの水洗化を目的とした単独処理浄化槽を設置しました。しかし、単独処理浄化槽は生活排水を処理しないまま放流してしまうため、身近な水路や河川、海の汚れの主な原因だと指摘をされております。

水質環境を守るため、2000年、平成12年6月2日の浄化槽法改正により、新たに設置する浄化槽は合併処理浄化槽のみとし、既設の単独処理浄化槽は合併処理浄化槽への転換に努めることとされました。

法改正から20数年経過しております。多くの単独処理浄化槽は残存しており、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ早期に転換することが重要となっているようです。

南種子町において、小型合併処理浄化槽への転換が順調に進んでいるか、進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 上園議員の御質問にお答えいたします。

転換が順調かどうかにつきましては、前提として、住民の方が住居新築もしくは汲み取りまたは単独処理浄化槽を取り替えされる場合に転換がされるものであります。

行政といたしましては、南種子町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、設置費用等に対する補助を行い、小型合併処理浄化槽への転換を推進してきております。

過去3年の補助実績では、51基の補助に対して38基、74.5%が取替えに伴う補助でありまして、この分が転換が図られてきているところだというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） ただいま町長が答弁をされましたように、南種子町では小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を制定して、単独処理浄化槽から小型合併処理浄化槽への転換を図っているようであります。

単独処理浄化槽、浄化槽法では、2001年、平成13年4月から下水道認可区域に設置された場合を除き、単独処理浄化槽の設置が禁止されているようであります。現在、法によって単独処理浄化槽はみなし浄化槽と呼ばれるということであります。

町内の小型合併処理浄化槽とみなし処理浄化槽の設置状況についてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 議員の御質問にお答えをいたします。

令和6年11月末現在でありますけれども、合併処理浄化槽は1,026基、単独処理浄化槽は654基で、浄化槽の設置率としては72%であります。

それぞれの基数それからパーセントについては担当課長から説明をさせます。

○議長（塩釜俊朗議員） ぐらし保健課長。

○ぐらし保健課長 上園議員の質問にお答えをさせていただきます。

今、先ほど町長から答弁があったとおり、全体では72%ということであります。

それぞれの内訳につきましては、合併処理浄化槽が1,026基、44.0%、単独処理浄化槽が654基で28%、汲み取り式が654基で28%という内訳となっております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 72%というのは普及率が低いような気がいたします。ほとんど90%は行っているかなと思っていましたけれども72%、意外な数字だなと感じているところです。

浄化槽は、浄化槽法に基づき、法定検査、保守点検、清掃の3つを適正に行わな

ければならないと、このように義務づけられているようです。

清掃は、浄化槽内にたまった汚泥を抜き取る作業で、町長の許可を受けた浄化槽清掃業者——これは浄化槽法の第35条第1項に明記されている——しか行うことができないというふうになっているようです。

浄化槽清掃等の料金、令和6年1月号広報紙の有料広告欄に料金改定のお知らせ記事を掲載し、2024年4月1日から、し尿浄化槽清掃料金が改定をされております。

今回の料金増額改定により、住民——浄化槽の管理者と呼ぶようですが——負担が大幅に増え、特に高齢者は年金など限られた収入の中で暮らしていかなければならないことから、高齢者に限らず、住民から「生活に大きく影響する」、「困ったものだ」、「深刻な問題だ」、「何とかならないか」、「引上げに納得できない」という声が多く寄せられているところであります。

マスコミ報道によると、来年、2025年1月から4月にかけて、飲食料品を中心に3,933品目が値上げされるようで、値上げラッシュは収まりそうにもありません。

し尿汲み取り料金を含めた浄化槽清掃料金が大幅に改定され、し尿浄化槽清掃業を許可する町長として、これをどう受け止めているかお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 上園議員の御質問にお答えをいたします。

この浄化槽の料金設定につきましては、法的に定めはございません。そして、清掃業務が可能な許可事業者において設定することとなっておりますので、行政としてこのことに関わることはできないところであります。

しかしながら、私どももいろいろお聞き、そして調べさせていただいております。弁護士においても、この民と民との契約に行政が介入することは権限を超えた行為となるため、不適切であるとの回答もいただいております。この部分については御理解をいただきたいと思います。

しかしながら、本町の今回改定されたこの料金については、町民の皆さんや議員が感じておられる、本当に非常に高い設定になっておりますので、これはもう、私も同感でありまして、これは中種子、西之表いろいろなところで比較をしても、相当高い金額だなというふうな感じを持っているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 広報紙1月号では、簡単とも思える内容で、広告欄というんですか、それに1回きり掲載しただけで改定をしております。

それで、これを私だけの家に着いたのか、町内に配布されているのか、こういうのが私の家のポストに入っていました。これは、今日のこの一般質問のために入ったのかどうか分かりませんが、昨日の16時頃です。見ると、ちょうど広報紙に掲載

された同じ内容のチラシです。これ、全世帯に配ったのかな、私だけかな。

そこで、この新しい料金がどうなったのか、くらし保健課長、ちょっとここでその料金をお示しできるものでしょうか。記入しますので、ちょっとゆっくりお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） くらし保健課長。

○くらし保健課長 上園議員のご質問にお答えいたします。

料金は業者で設定をされておりますので、参考として御理解いただきたいと思います。まず、し尿汲み取り料金につきましては、1斗あたり消費税込みで190円から230円、40円の増でございます。

浄化槽は、5人槽から相当数の設定がございますので、一般的などいいますか、3例ほど申し上げますと、小型合併処理浄化槽の5人槽が4万2,056円から4万9,893円、7,837円の増。7人槽が5万2,136円から6万4,765円、1万2,629円の増。10人槽が6万6,310円から8万5,950円、1万9,640円の増となっているようでございます。

単独処理浄化槽につきましては、5人槽が3万5,261円から4万2,038円、6,777円の増。7人槽が3万8,514円から4万7,136円、8,622円の増。10人槽が4万3,925円から5万4,628円、1万703円の増となっているようでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） どうもありがとうございました。非常に高いと感じるのは私だけではないと思います。町民、住民の皆さんは、町の許可業者からの請求書を見て、初めて値が引き上げられたというのに気づくようで、浄化槽管理者、住民に対しての周知と説明が徹底されていないようであります。

浄化槽法では、浄化槽の所有者を浄化槽の管理者、簡単に言うと世帯主と定めており、南種子町では汲み取り及び浄化槽清掃業務を行う1業者に許可証を交付している現状にあります。つまり、今回の大幅引上げ料金、競争の原理が全然働いていないということになります。

これを契機に町長、許可する業者の複数化など、抜本的に見直しをする必要があるのではないかという痛感をしております。

この料金の改定、業務を許可する町長として、料金を改定しなければならなかった理由はどこにあるとお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 上園議員の御質問にお答えいたします。

そのチラシについては私の家にも入ってございました。どこからどのような情報が

流れて、これが議会前に配られたかということは私もよく分かりませんが、私のところには12月2日に事業者からそのチラシが配布されてきておりました。

それを私も見てみますと、理由については燃料費、物価上昇に伴い料金を改定したとの内容であります。

私の感じとしては、合併処理浄化槽清掃業者に限らず、今、いろいろな事業者において近年の物価高騰に直面しているということで、この清掃業者においてもそれを同様の理由として、こういうことの値上げになったんだろうと感じております。

しかし、ここに書いてあるような燃料の上昇というようなことでありますと、通常、今後の燃料の変動等によって、飛行機であったり、船であったり、これはもうバンカーサーチャージということで、それを含めた燃油の分の値上げをしておりますから、そういった取扱いがあるのかどうかについては不明ですが、当然、燃料が下がったときはそれに対応するのが当たり前のことじゃないかというふうに私は思っております。

今、国会のほうでもいろいろ議論がされるんだと思いますが、そういうことが今後、そういうふうになるのかどうかということについてはよく分かりませんが、また、今日の一般質問があるということも情報が入っているんだろうというふうに思いますけれども、そういうことで、このチラシが配布された背景というのは、この料金改定のお知らせはやっぱり業者が自分の責任においてしっかりやるべきですから、町広報でやった、それが不十分で皆さんがお分かりになっていない方が多かったということで、これは慌ててお配りされたのかなと、私としてはそのように感じしているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 今回の料金の引上げ、町長が進める住みよいまちづくり、宇宙のまちづくり、移住・定住促進、宇宙留学制度などの行政推進に大きく影響を及ぼさないか、非常に心配するところであります。

浄化槽の料金の決定については行政が関与することができないようであります。そこで、南種子町もたくさんの施設を有しております。役場庁舎、学校をはじめ観光施設、トレセンや福祉センター、あおぞら保育園、これらに係るし尿浄化槽料金は毎年度、町の許可業者と南種子町が協議をして、4月1日付で契約を取り交わしてし尿浄化槽清掃料金を決定しております。町許可業者と南種子町の間においては、このような事務手続が毎年行われております。

他の事業者とも同じような手続で、浄化槽清掃料金が決定しているのではないのでしょうか。民（町の許可業者）と民（住民・浄化槽管理者）との協議はしたのでしょうか。今回の値上げについて、契約の更改はしているのでしょうか。徹底した通

知と詳しい説明はあったのでしょうか。算定根拠も示さずに大幅な清掃料金引上げに踏み切りました。

浄化槽法では、年1回以上の清掃が義務づけられています。清掃の時期になると、町の許可業者から「浄化槽（定期）清掃のお知らせ」が届きます。内容は、清掃法第10条第1項の規定による貴宅（社）の浄化槽は定期清掃実施の時期となっていてと記載されております。

10月末に、そのお知らせが私にも届きました。料金の引上げには一言も触れていません。11月18日に2人の作業員が清掃作業に訪れ、契約書の更改の協議もなく、料金改定の説明もないまま清掃作業に入り、短時間で終わったようであります。玄関に浄化槽清掃報告書が置かれていましたので、それを見ると、みなし浄化槽8人槽管理料金欄に5万290円との記載があり、昨年度と見比べたところ、昨年度が4万370円、実に9,921円の大幅引上げ額になっていたところですよ。

清掃業務を許可する町長の責任において、許可業者との協議の場を持っていただき、料金引上げの取下げと適正価格に改めていただくようお願いする。このことについて、町長はどうお考えか、私も非常に苦しい質問ですけれども、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 議員の質問にお答えいたします。

上園議員が言われる、町長の責任で許可業者と料金の協議の場を持つという、非常に根拠がどこにあって、私がこういうことができるのかなというふうにも思ったりします。

また、この料金の引上げの取下げと適正価格についても、ここ、私どもとしても、議員も一緒だと思いますが、適正価格というのがどこなのかということだと思います。どこをもって、我々も適正価格にしろとかということもなかなか言いにくいところがあるんだと思います。

先ほども答弁をしておりますけれども、この浄化槽の料金設定についての法的な定めがなく、行政としてここをこれにしろ、安くしろ、そういう関わりができないこととなっていますので、このことについては御理解いただきたいと思っております。

そしてまた、先ほど申し上げたとおり、民と民との契約に行政が介入するということは権限を超えた行為だということで、不適切だということも再度また、申し上げておきたいと思っております。

ただし、こういうことからお願いはできないんですけれども、以前に、2年ほど前にもそういう話があって、そして実際に南種子町は中種子と違って、同じ中

運ぶときに、やっぱり運搬をしたりする経費がございましたので、それでいろいろな負担金も調べさせていただいて、私どもとしては2年間ほど値上げをちょっと引き延ばしていただいた経緯がございます。その代わり、負担金のほうもやっぱりここ、脱臭車であったり、ここに一時タンクに保管をしたものを、また量がいっぱいになってから運ぶとかいう、そういう業者も努力をしていますので、運ぶ量、回数も違うんじゃないかということで、組合のほうでも見直しをして、その分については負担金を削減をした経緯があって、その削減を今度は運搬経費に充てるという、そういうことを皆様にも議決をいただいて、そこはクリアをしてまいりました。

ところが2年たって、こういう大幅な値上げにつながりましたので、ここについては町民の皆様も非常にびっくりしたんだろうというふうに思います。

その当時に、議会のほうにおいても業者も説明をしたいということでありましたが、これは議会が関係者から説明を直接受けることは適切ではないと判断したということで、議会説明不要ということで、それもされておりましたから、行政だけでなく、やっぱり本来、私も議員・議会も一緒になって、そういう説明を受けた中で、どのような状況でどうだという、そしてまた、町民の皆さんの代弁者でもありますので、そこら辺の御意見というのはやっぱりあったほうがよかったのかなというふうに、個人的には感想を申し上げさせていただきたいと思います。

このようなことで、これまでの件については広報紙でお知らせをしましたが、非常にここについては、私のほうも町民や議員の感じておられることはそのとおりだなというふうに思いますし、ただ、これはあくまでも私個人の私見としてしか今のところは言えませんが、町長としてどうしなさいということはいません。

ただ、役場も契約をしております。そして、この浄化槽については、この料金改定が今回、お知らせをされて、そういったチラシも配られましたけれども、本来は浄化槽の設置者と浄化槽の清掃等を行う業者において取り交わせる内容で、これは契約が恐らく新築の場合は特にそうですけれども、そういうものがなされているものだというふうに私は思っております。

ですので、こういう契約に基づいて金額も定めてやっている以上は、変更になるときにはやっぱり当然、それに基づいて変更の説明があって、それぞれがそれに基づいた料金を合意の上で支払いをしていくということが本来の在り方だというふうに私は思っております。

中には、これは間接的に聞いたお話ですけれども、個人から業者へ料金に関する申出があって、個人と業者間での話合いによって、お互いが合意をして料金を下げた変更しているという方もおられるようでありますから、だから、こういうことがちょっと私もおかしい話だなというふうに思っているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） ちょっと、こういう考えはどうですかね。浄化槽の清掃料金は公共料金という考えではどうかなと思うんです。公共料金というのはどういうものがあるかという、電気料とかガス料金、それからタクシーやバス料金とか、これも国会や政府が決定するもの、政府が条件認可するもの、政府に届け出る、地方公共団体が決定するもの。

こうあるようですが、これも、このまま対策も何にも立てないで黙っていると天井知らずでどんどん上がっていくと思います。

この公共料金という考えから、競争原理も働かせていただいて、町長が再度お願いに行く。そうしないことには、はっきり言ってもう、天井知らずです。非常に高いです。私も、いろいろ市町村を調べてみましたけど、非常に高く設定している。

この改定についても、民との協議もないまま、話し合いもない。自分で資料の算定を示さずにぼつと上げていく。こういうことで、何か方法はないものか、町長の考えがあったらお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 議員の御質問にお答えいたします。

ただいまありました公共料金については、消費者庁において示されているとおりでありますので、これを見てみますと、今、おっしゃられたようなことは該当するんですけれども、この料金が公共料金という、そのような認識はちょっと違うかなというふうに思います。

内容について、具体的に必要があれば担当課長から答弁させますが、これをこのままというのも、お気持ちは分かりますが、さっき言いましたように、この料金改定の契約について、直接物が言える人のやつは安くなったりしているのも事実でありますし、また、これは民と民の契約ですから、本来はこういう管理委託の契約書が皆さんあるはずなんです。これに基づいてこれ、住民の方でいろいろきつく言えば、一つは訴訟になるおそれもある案件だというふうに私は思います。

ここはそれぞれで、行政がまたそこに関わっていろいろすることではないので、他市町についてこの辺りがどのような形で進んでいるのか、そういうことはちょっと調査をいたしますけれども、現状としてはそのようなことで御理解をいただければなというふうに思います。

議員の皆様方からも、そういう状況について住民の方々に、こういう議論があって議会の中でもこういう話があったということはお伝えいただければと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 解決の方法がない、見つからないという答弁でありますので、

ここで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員）　これで、上園和信議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

散　会

○議長（塩釜俊朗議員）　これで、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、明日12月6日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散　会　午後　2時42分

令和6年第4回南種子町議会定例会

第 2 日

令和6年12月6日

令和 6 年第 4 回南種子町議会定例会会議録
令和 6 年12月 6 日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第 2 号）

- 日程第 1 議案第53号 南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定
について
- 日程第 2 議案第54号 南種子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例制定について
- 日程第 3 議案第55号 南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定につい
て
- 日程第 4 議案第56号 普通財産の無償譲渡について
- 日程第 5 議案第57号 財産の取得について
- 日程第 6 議案第58号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数
の減少及び同組合規約の変更について
- 日程第 7 議案第59号 令和 6 年度南種子町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 8 議案第60号 令和 6 年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予
算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第61号 令和 6 年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第10 議案第62号 令和 6 年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第11 議案第63号 令和 6 年度南種子町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第12 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 同意第 3 号 教育委員会委員の任命について

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1 番	川内田 行 博 議員	2 番	野 首 久 教 議員
3 番	平 昌 強 議員	4 番	福 島 照 男 議員
5 番	名 越 多喜子 議員	6 番	柳 田 博 議員
7 番	大 崎 照 男 議員	8 番	上 園 和 信 議員
9 番	濱 田 一 徳 議員	10 番	塩 釜 俊 朗 議員

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 書 記 砂 坂 英 明

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
教 育 長	菊 永 俊 郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹	企 画 課 長	木 田 美 幸
くらし保健課長	外 園 幸 喜	福祉事務所長	鮫 島 幸 紀
税 務 課 長	西 村 一 広	総合農政課長	山 田 直 樹
建 設 課 長	河 野 容 規	水 道 課 長	河 野 和 昭
あ お ぞ ら 保 育 園 長	才 川 い ず み	教育委員会 管理課長兼 給食センター所長 農業委員会 事務局 長	松 山 砂 夫
教育委員会 社会教育課長	濱 田 伸 一		羽 生 幸 一

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑については、議会会議規則及び議員申合せ事項など、ルールを厳守してお願いをいたします。

日程第1 議案第53号 南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、議案第53号南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長 議案第53号について御説明いたします。

議案第53号は、南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてでありまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、対象となる全ての18歳以下の子どもについて、市町村民税非課税世帯・課税世帯の区別なく、医療機関等での保険給付に係る一部負担金について、窓口負担の無償化（現物給付化）を行うため、所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表のほうで説明をいたしますので、新旧対照表の1ページ目をお開きください。

まず、条例の題名についてですが、対象となる全ての子どもについて、支給方法を現物給付方式とすることから、「南種子町子ども医療費助成条例」を「南種子町子ども医療費給付条例」に改めるものです。

また同様の理由から、第1条以下見出しを含めて「助成」とあるものを「給付」と改めるものであります。

第2条は、市町村民税の課税・非課税の区別なく支給方法を現物給付方式とすることから、用語の定義を整理するため、第6項を削除し第7項を第6項とするものです。

新旧対照表2ページ目をお開きください。

第4条は、全ての給付対象子どもについて、医療機関等における保険給付に係る一部負担金について、窓口負担の無償化を行う現物給付方式を基本とし、それにより難しい場合については償還払い方式とするよう改正を行うものです。

新旧対照表 3 ページ目をお開きください。

第 7 条は、現物給付方式及び償還払い方式の請求及び申請について、所要の改正を行うものであります。

次に、改正附則について説明をいたしますので、改正条本文の 2 ページ目をお開きください。

附則第 1 項として、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するとするものです。

附則第 2 項では、改正後の規定による医療費の給付については、令和 7 年 4 月 1 日以降の診療分とし、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。4 番、福島照男議員。

○4 番（福島照男議員） 確認です。留学生の子どもたちについてですが、家族留学は当然住所がここにあるので問題ないかと思うんですが、里親での留学生の子どもについても、これ対象になるという認識でよろしいのか、お願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 福祉事務所長。

○福祉事務所長 宇宙留学生、里親留学についても、こちらのほうの里親のほうで看護をしているということで、対象としております。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第 53 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第 53 号南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 54 号 南種子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 2、議案第 54 号南種子町水道事業の設置等に関する条

例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長。

○水道課長 議案第54号について御説明いたします。

議案第54号は、南種子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、組織機構の改革に伴い、地方公営企業法第14条の規定により、設置する課の名称を変更するものと、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する地方自治法の条項を改正するものです。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、3枚目の新旧対照表をお開きください。

第3条第2項中、「水道課」を「建設課」に、第5条中、「地方自治法第243条の2の8第8項」を「地方自治法第243条の2の9第8項」に改めるものです。

2枚目に戻りまして、附則として、この条例は令和7年1月1日から施行する。ただし、第5条の改正条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 町長にお尋ねをいたします。今回、課の設置が、変更が行われるということですので、水道課を建設課に移設する目的と、それに伴うメリット、デメリットというのが発生が予測されるのかお尋ねします。

あとまた、課の設置のところで、総合農政課の土地改良が建設課に移行されるということですので、併せてこの課編成に伴う目的、メリット、それに伴う弊害、デメリットはどういうのが予想されるのかだけ答弁をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたします。

課の設置条例のところで出るんだろうなというふうに思っておりましたが、今回、これの一番のやらなければならない理由といたしますのは、技術職員が、水道も含めてですけれども、12月31日をもって技術職が2名退職をいたします。これ、急な申出もあったところでもありますけれども、それと併せて10月に保健師が1名辞められております。それから、事務職が今後12月31日にもう1名辞めます。そして、3月31日にもう1名の退職者が、若い職員が出ておりますので、定年等に関わるもの以外に5名の退職者が出るということでもあります。

そして、3月31日には課長職が5名定年退職になりますし、また同じ学年がもう

1名保育士もおられますから、今年度、6年度の退職者が合わせて11名というふうなことになるところであります。

要するに技術職について、今、確保ができる状況にないということで、これを今の残った職員で、3つの、農地整備のほう、そしてまた建設課のほうも含めてですけども、これを残られた人員でそれができるかという、そういうものでないということから、これを効率的にしっかりみんなで、技術職全てにおいて支えながらやる以外には、今のところ方法がないということでございますので、ここはやっぱり機構をしっかり改革をしてやるべきだということでもありますので、そこについては御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 町長、6年度に退職者が11人という答弁を初めて聞いたんですが、定年退職者が何名で定年前退職者が何人かお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 今申し上げたんですけれども、定年退職者が6名です。そのうち課長職が5名ですから、6名なんですけど、1名の方についてはそれを3か月前倒しで12月末で辞めるといことです。合わせて6名です。

そして、先ほど申し上げましたように、技術職も含めてですけども、一般の方が、今年度辞められる方がこれから4人です。そして、10月には保健師が1名辞められているといことです。合わせて11名ということでもあります。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号南種子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第55号 南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、議案第55号南種子町役場課設置条例の一部を改正

する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第55号について御説明申し上げます。

議案第55号は、南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、組織機構の改革として水道課及び総合農政課土地改良係を建設課に再編し、技術職員を一つの課に配置することで、関係業務を円滑に遂行するために改めるものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

第7条は、総合農政課の分掌事務から土地改良係の分掌事務を削るものでございます。

第8条は、建設課の分掌事務に土地改良係及び水道事業の分掌事務を追加するものでございます。

次に、今回の改正条例の附則について御説明を申し上げます。

改正条例の1ページをお開きください。

附則といたしまして、この条例は令和7年1月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第56号 普通財産の無償譲渡について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、議案第56号普通財産の無償譲渡についてを議題と

します。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、議案第56号について御説明を申し上げます。

議案第56号は、普通財産の無償譲渡についてでございます。

全員協議会で御説明しましたとおり、南種子町農業者休養施設について、民間の創意工夫を最大限活かした再建を目的に、施設を整備・運営する事業者を公募型プロポーザル方式により募集し、事業者が決定したことから、普通財産の無償譲渡について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の内容について御説明申し上げます。

議案書を御覧ください。

1、譲渡する財産でございますが、建物が本館118.8平米、倉庫・機械室が20.0平米、土地が地積573.46平米であります。

無償譲渡の目的は、公募型プロポーザル方式による町有財産の利活用に係る事業実施のためでございます。

契約の方法は、随意契約になります。

譲渡の相手方でございますが、株式会社シーズファーム代表取締役坂口浩太郎氏であります。

それでは、土地及び建物無償譲渡仮契約書の写しを御覧ください。

この仮契約書は、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、南種子町議会の議決がなされたときに本契約として効力を生ずるものとして規定しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、野首久教議員。

○2番（野首久教議員） この公募型プロポーザル方式によって応募してきた企業の件数、それと、その内容についてはどんな提案がされていたのか、これについて説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 事業目的については、南種子町農業者休養施設は昭和57年に建設をし、40年以上が経過している。そして、老朽化により多額の町費を投入して運営を継続してきております。厳しい財政状況の中で、民間の創意工夫を最大限活かした再建を図るため、地域の活性化に寄与する目的として、今回、募集をしたところでございます。

その中で、目的としましては、無償による譲渡のほうで……、以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 2番、野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 私が質問したのは、応募してきた件数と、その企業はどんな提案をされてきたんですかという内容でした。よろしくお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 申し訳ありません。応募してきたのは1社でございました。

活用形態につきましては、フルーツ、パプリカ、パッションフルーツの加工品作りの体験、地元小学校、老人会、地区民の研修や農園・圃場視察後の研修など、各種研修の場としての活用、漁港利用者、地域老人会、隣接ゲートボール場利用時の休憩、トイレ使用などに開放を計画しているところでございます。

併せまして、施設の人員配置について、1名常駐として地元に貢献をするということでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） そういう施設の活用の提案があったということですが、利用料は無料ということですか。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 利用料については、こちらのほうでは実際把握しておりませんが、今のところ利用しやすい環境をつくるということでお聞きをしておりますので、高額にはならないかと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 無償譲渡で活用するわけですから、これはもう当然無料という考えが成り立つと思うんです。

それで、無償譲渡ですので、民間が所有することになりますので、当然税の対象にもなってくると思うんです。その税の課税はどうなるんですか、無償の土地に対する税の課税。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 私のほうでは、今、料金のことがありましたけども、あくまでも全体オープンにしての話でございまして、町外の方々が利用する場合は、それ相当の料金が、頂くということです。一応地元については、地元還元というようなこともございまして企業側としては無償、あるいは実費相当等を考えているというところでお聞きしております。確実にゼロということかどうかというのは、考えていくということでお伺いしております。

○議長（塩釜俊朗議員） 税務課長。

○税務課長 課税の関係についてお答えをいたしますが、こちらが以前は町の施設ということで、非課税扱いであったわけですが、今回、民間の所有物ということで、課税をする物件ということになります。

一応税額で申し上げますと、建物に関しては税額で約2万9,000円、土地にしましては約1万円ということで、合計年間3万9,000円ほどの税額がかかるということでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） その税については理解をいたします。

実費相当を頂くというのは、ちょっと納得がいけないんです。南種子町から無償で譲渡されて、その施設に対して利用者には実費程度をお願いしますということで、無償で開放するという町の意見もつけて譲渡をする方法が適当ではないかなと。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 その件について、プロポの審査のときに業者にも伺いをしたんですが、基本的にはあそこでゲートボールやったり、漁業者の方が港を使いますので、そういったトイレとかシャワーとか、そういったのは無償でやりたいということでした。

そしてまた、研修も何か計画をしているということで、そういった研修についても、町内の方については、その使用というのは無償としたいという考えでした。

あと、その他については、今のままで施設が使えない状態です。相当改修費がかかるということ、そしてまた、人を常駐させるということですので、またそこにも人件費がかかるということですので、そういったことについては、やはり収入を得ないと、その運営もできませんので、そういった考えということでした。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。3番、平畠 強議員。

○3番（平畠 強議員） 隣接しているゲートボール場があるんですけども、それ今行政が管理しているんですけども、それも無償提供、土地は無償提供するんですか。その辺をちょっとお聞きします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 今回の譲渡場所は休養施設のみでございますので、そこは町の施設ですので、これまでどおりということで判断していただいて結構です。

○議長（塩釜俊朗議員） 9番、濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 無償で、いわば行政のお荷物になっていた施設を引き取ってもらわけるので、私は全てが無償というんじゃなくて、やはりそこで企業を起こしてもらって、いっぱい稼いでもらって、地元税金を落としてもらったら、それも一つありかなと思うんですけども。

あと温泉施設、私もよく分からないんですけども、温泉の権利があるのかないの

か。また、もし権利があったとして、今度民間がやるということで、温泉のあれを引くとなった場合の、そういう計画的なのはないのかどうか、もし分かっていたら教えてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 今現在、保健所の公衆浴場の許可というのをもらっておりますが、御承知のとおり、源泉のほうで、崖が崩落してほぼ復旧は不可能というような状態ですので、今後新たに行うこのシーズファームにおいても、その泉源を改修して使うというのは考えていないようです。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号普通財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第5 議案第57号 財産の取得について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第5、議案第57号財産の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総合農政課長。

○総合農政課長 それでは、議案第57号について御説明いたします。

議案第57号は、財産の取得についてでありまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、堆肥センターで使用いたします運搬車1台でございます。

契約の方法は売買であります。

取得価格、契約金額につきましては、総額で1,750万円でございます。

購入先、契約相手方につきましては、鹿児島市谷山港3丁目1番34号、いすゞ自動車九州株式会社南九州支社鹿児島支店支店長手島善則であります。

お手元に、参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、福島

照男議員。

○4番（福島照男議員） 新たに運搬車を購入ということでございます。堆肥センターの経営は、なかなか改善がまだ進んでいない中において、新たに財産投入という形になるわけですが、新たに投入しなければならない理由と主な使用用途、これを入れることによって発生してくる利益、どういう状況に活用して改善が図られるという用途等についての目的を聞かせてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 お答えをいたします。

用途としては、今回、今年度購入しますタイヤショベルや自走式の堆肥散布車の現地までの移動、それと堆肥の入ったフレコンの運送等に使います。

タイヤショベルについては、これまでリースで借りたりだとか、あと時間をかけて現地まで走っていくなど、ちょっと移動時間にも随分時間がかかり、作業効率が悪かったんですが、この運搬車を購入することで、すぐに現地まで行けて、作業が格段に効率が上がるというようなことがあります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 疑っているわけじゃないんですが、ちょこちょこ財産を取得するということなんですが、タイヤショベル等のときに一遍に購入すれば、もっと事業計画も明確に説明もできるのかなと思ったりもするんですが、そういう方法ではなくて、財政的に余裕がなかったのかどうかです。

私としては、一つの事業計画の中で、これとこれが必要な車両等だという計画の下で車両等の購入もやるべきかなと思っているんです。当然、故障等が起きれば、その都度その都度の購入は必要なんですが、そうではなくて、一定の事業計画、農業計画、堆肥センターの計画に基づいてこういう計画をやりますよと、必要な施設はこんだけあるので、これだけやりたいと考えていますと言って、議会に提案するのが本来の在り方かなと思っているんです。

別に、私はこれを認めないとは言っていないんですが、そういう方法が我々もより分かりやすいというところですので、ここら辺についてどういうふうに捉えているのか、教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 お答えをします。

この運搬車についても、タイヤショベルと、それから堆肥散布車と一緒に入札を行ったんですが、運搬車については不調に終わりました、2回目で入札ができませんでしたので、ちょっと時期が遅れた形になっております。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。6番、柳田 博議員。

○6番（柳田 博議員） 私は質疑じゃなくて、お願いなんですけども、こういった公用車というか、ちょちょこという同僚議員から話がありましたけども、重機とかトラックとか、こういうのを購入しているわけなんですけども、この管理体制をしっかりとやっていただきたい。これは、もう重機とかトラックのみならず、バスにしてもそうなんですけども、本当にもろもろを購入しております。管理体制というのは、運転手もちゃんと決めたり、日々洗車もしたり、管理をして長持ちをする方向を指導していただきたい。課長、特に指導方よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 お答えをいたしますが、今公用車も、各課に設置する台数と総務課が集約的に、EV車については総務課のほうで管理をしております。

その中で、マイクロバスはもう30年近く乗っておりまして、もうそろそろということですが、管理については、職員含めて管理日誌をつけながら、洗車についても随時行うということで、また指導を徹底していきたいと、このように考えますので、御理解をお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。3番、平島 強議員。

○3番（平島 強議員） 堆肥センターの運搬車についてちょっとお聞きしたいんですけど、この資料を見ると14.5トンになってますけど、4.5トンの間違いじゃないですか。14.5トンっていったら大型になって、タイヤもダブルダブルの十輪車にならないと、14.5トンっていったら非常に大型車になっちゃいますけど、間違いはないですか、14.5トンで、積載量ですよ。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 運搬車については14.5トンです。

積載量については、車体が出来上がらないと正確なことは分からないんですが、大体積載量については7トン弱ぐらいということで、これくらいないとタイヤショベルとかが運べませんので、14.5トンの運搬車です。

○議長（塩釜俊朗議員） 3番、平島 強議員。

○3番（平島 強議員） 総重量が14.5トンってことですか、車体自体が。それを明細しないと、積載量が14.5トンと私たちは勘違いしますが、この辺をちょっと明記してもらわないと分からないですね。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 この運搬車は14.5トンのトラックということで、あとはユニックとかそういったのがありますので、積載量については7トン弱ぐらいになるということ

です。カタログとかにこの14.5トンのトラックということになっておりますので、積載量とはまた違います。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第6 議案第58号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第6、議案第58号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第58号について御説明申し上げます。

議案第58号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、大口地方卸売市場管理組合の解散に伴い、令和7年4月1日から鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から大口地方卸売市場管理組合を脱退させ、鹿児島県市町村総合事務組合の規約の一部変更について協議するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号 令和6年度南種子町一般会計補正予算（第7号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第7、議案第59号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第59号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

予算書に基づいて説明しますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、生活保護扶助費など、事業費確定に伴う国・県への返還金、中央公民館屋内運動場整備事業の減額に要する費用が主なもので、予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,496万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ69億713万6,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

4枚目をお開きください。

第2表の繰越明許費については追加1件です。

農地農業用施設補助災害復旧事業の災害査定が12月9日から予定されており、適正な工期が年度内では確保できないことから、2,090万円を繰り越すものでございます。

第3表、債務負担行為補正については、追加1件、変更4件です。

まず、南種子町通学バス運行管理業務委託については、期間を令和7年度から令和9年度の3年間とし、限度額を1億3,068万円とするものです。

変更4件については、入札執行等に伴い、それぞれ限度額を変更するものです。

次に、裏面をお開きください。

第4表、地方債補正については変更4件で、今回補正に計上の各事業について財源調整を行い、それぞれ限度額を変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出予算から説明いたしますので、9ページをお開きください。

なお、人件費については説明を省略させていただきます。

それでは、9ページから12ページ、総務管理費については、地域おこし協力隊活動支援業務委託の減額が主なもので、2,454万7,000円を減額するものです。

次に、15ページから17ページ、社会福祉費については、障害者自立支援給付費国庫返還金が主なもので、1,445万4,000円を増額するものです。

次に、同ページから19ページ、児童福祉費については、子ども医療費助成金など扶助費が主なもので、1,135万9,000円を増額するものです。

次に、同ページ、生活保護費については、生活扶助費等国庫返還金が主なもので、3,222万4,000円を増額するものです。

次に、21ページから25ページ、農業費については、堆肥センター車両購入の減額が主なもので、2,812万4,000円を減額するものです。

次に、26ページ、水産業費については、竹崎漁港補修工事の減額によるもので、930万円を減額するものです。

次に、同ページから27ページ、商工費については、販路拡大事業補助が主なもので、691万5,000円を増額するものです。

次に、同ページ、土木管理費については、県営事業負担金が主なもので、671万7,000円を増額するものです。

次に、同ページ、道路橋梁費については、道路維持車両購入の減額が主なもので、533万2,000円を減額するものです。

次に、28ページから29ページ、消防費については、熊毛地区消防組合負担金が主なもので、597万6,000円を増額するものです。

次に、32ページから34ページ、社会教育費については、中央公民館屋内運動場整備事業の減額が主なもので、3億1,321万7,000円を減額するものです。

次に、36ページから37ページ、繰出金については、介護保険特別会計の減額が主なもので、45万2,000円を増額するものです。

次に、同ページ、町有施設整備事業基金積立金については、国債運用に伴う利子分として158万2,000円を積み立てるものです。

以上が歳出になります。

次に、歳入を説明しますので、3ページをお開きください。

まず、町税については、固定資産税過年度分690万円を増額するものです。

次に、同ページ、地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税3,900万円を増額するものです。

次に、4ページ、国庫負担金については、児童手当国庫負担金が主なもので、2,910万4,000円を増額するものです。

次に、同ページから５ページ、国庫補助金については、離島活性化交付金の減額が主なもので、５,８３１万７,０００円を減額するものです。

次に、同ページから６ページ、県補助金については、重度心身障害者医療費助成事業補助金の減額が主なもので、５０８万１,０００円を減額するものです。

次に、７ページ、基金繰入金については、今回補正における各事業について、各目的基金からそれぞれ調整を図るもので、１億１,９８３万４,０００円を減額するものです。

次に、同ページから８ページ、雑入については、まちづくり公社補助金返還金が主なもので、３,０７４万１,０００円を増額するものです。

最後に同ページ、町債については、今回補正における各事業の財源調整に伴い、２億２,４９０万円を減額するものでございます。

以上、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員）　これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から、款の１議会費、９ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員）　款の２総務費、９ページから１５ページ、質疑ありませんか。

２番、野首久教議員。

○２番（野首久教議員）　確認ですけれども、総務費の１５ページの農業センサスのところも今の該当でよろしいですか。

○議長（塩釜俊朗議員）　１５ページまでです。

○２番（野首久教議員）　１５ページの総務費の委員報酬の農林業センサス調査員というところの件ですけれども、この農林業センサス調査員という調査員はどういう人が該当するのか、それと、それが何名いるのかということについて御説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員）　総務課長。

○総務課長　農林業センサスについては、令和７年２月１日を基準に調査が行われます。

その中で、調査員については、３５名現在調査員をしております。

この委員の資格というわけではありませんが、こちらから委嘱をして、各公民館にお願いしたり、その地区においてそれぞれに調査員を地区ごとに区分をしておりますので、それに協力依頼という形でお願いをしていくということになります。

今回の補正の額については、予算を当初計上する中で、金額の増額がそれぞれの基準がありましたので、その増額分を計上したということになります。

○議長（塩釜俊朗議員）　９ページから１５ページまで、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員）　款の３民生費、１５ページから１９ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の4衛生費、19ページから21ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の6農林水産業費、21ページから26ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の7商工費、26ページから27ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の8土木費、27ページから28ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の9消防費、28ページから29ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の10教育費、29ページから36ページ、質疑ありませんか。
2番、野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 教育費、29ページの17番の備品購入費です。

ここの中に、家族留学の備品というものが上げられておりますけれども、これについて、具体的にどんなものなのかということを御説明いただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育委員会管理課長。

○教育委員会管理課長 お答えをいたします。

家族留学の備品購入ですが、来期から西海地区にセトルが今期完成しておりますので、そこの2階の一室の部分の購入費になります。

品目については、テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、コンロ、あと照明器具、食器棚、食卓の購入になります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 款の10教育費、29ページから36ページ、ほかに質疑ありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 南高跡地の屋内運動場については、先日、町長のほうから見積り、工事予算額が合わないということでの減額、報告があったわけですが、この後どういう計画でこの事業を進めていく予定なのかです。

それと、要は今の現状のままで予算額が合わないから、増額をして、現行の設計のままでいく予定なのか、あとは施設の中身を変更していく予定なのかです。

それと併せて、これは3億を超える大型物件の予算でありますので、この予算提出、議会への予算提出前に、施設の概要説明等の説明が議会の全協あたりで1回ぜひやってほしいなというふうに思うわけですが、そこら辺をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育委員会社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長 議員の質問にお答えをいたします。

今後の方向性ということですが、現在、設計業務委託につきましては、2月末まで工期延長を行いまして、屋内運動場の建て替え工事費の軽減を行いながら、施設規模とか建物の形状、そういったものを再度方向性を決定し、次年度以降の財源の確保とか、その他の事業の優先順位を踏まえながら、再度提案をさせていただきたいと思います。

また、施設の変更等でございますけれども、当初計画しておりました屋内運動場は、鹿児島駅の隣接にあるかんまちあに類似したような施設になります。鉄骨造りで屋根はテント生地になりまして、下地は人工芝で整備を行い、単にスポーツ施設としての利用ではなくて、イベントもできるような施設で計画をしていたところでございます。壁等は一切ありません。

今現在計画している屋内運動場の面積につきましても1,044平米となり、今、既存でありました解体した屋内運動場の約1.2倍の広さを計画しておりましたけれども、こういったものを全て含めながら、改めて当初からまた見直しを行いながら、変更していこうと思います。

あと、議会のほうに全協の説明が必要であれば、またこういったものがしっかりと決まった次第には、説明を行いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） がっちり固まって、予算もある程度決まってからの説明じゃなくて、多少変更が利くような議会からの要望があったときに、多少変更を取り入れるような時点での本当は説明がいただきたいわけです。もうにっちもさっちもいなくて、了承せざるを得ないような状態での説明というのは、2回目の説明になるので、その前の議会等からの、議員からの要望があったときに、多少の修正を聞き入れられるような時点での、本当は概要説明、こういう大型物件については、そういう姿勢でぜひ望んでほしいなと思うので、要望しておきます。答弁、お願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長 議員の御指摘のとおり対応したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 極力、可能であれば、可能な範囲の中でやりたいと思いますけれども、現在、今そういう状況に全然ないというふうに私は思っております。

全くこれまでも、いろんな形を要望しながら、変更をしながらやってきましたが、まだそれでもまとまらない。変更してもなおかつ金額が、全然もう、こういう3億程度の金ではありませんので、当初鉄骨であったり木造であったり、いろんなものもしましたけれども、これは本当にこういうあれがまとめられるかなというふうに、私はちょっと心配をしています。

ですので、まずは今後2月まで設計のほうが延びておりますので、そこでどういう考え方が何通り、どういうものが考えられるのか、そういうものが上がってきた段階でなければ、今、こういう全くの状態の中であれやこれや言っても、まず話がまとまっていかなだろーと思いますので、そこについては担当課のほうでもしっかり考えを整理されていくと思いますから、そのようにお願いをしたいなというふうに思います。極力そういう機会が設けられれば、そのように対応するということで、課長も申し上げましたから、そういうふうにできる方向で調整をしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 当初、3億程度の金額で予定しているわけですが、やりようによっては3億を当然超えてくる事業も想定されるわけで、もちろん財源の手当ても必要なわけですが、町長の腹としては、1億を超えて4億ぐらいになっても、財源は何とか手当てできるのかなという腹積もりでおるのか、いやいや何としてもこれは3億以内に収めんと、この事業は到底できないなという感覚なのか、そこら辺をちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 昨日かおとといの新聞にも出ていたと思いますけども、肝属の医師会立病院のほうも、これ、不調に終わっております。本当に今、こういうことなんだろうなというふうに思っておりますが、これ、正直申し上げて3億幾らのこれが、5億を超えている状態で話を持ってこられると、到底今の状況では、私はもうできんと思っております。

せめてここが圧縮されて、議員からもあったように、何とか頑張っても4億規模とか、そういうものに調整して、今のやっぱり資材、いろんなものが全て上がっていますので、それは当然そういうふうになってきているのかなというふうには理解をしますが、やっぱりある程度は圧縮できるものを圧縮をしながら、可能な範囲でも、2倍近い金額だとか、そういうのはもうまず到底見直して、簡単にいくもんじゃないだろうなというふうに思っていますので、そこは十分にまた御意見を届けながら、設計の段階で、規模もどういう形でどこまでができるのか、そういうことだろうというふうに思っていますので、幾らかは、財源はいろいろ工夫をしながら、そしてまた私どもの交付金と、そしてあとはやっぱり有利な起債をどのように組み合わ

せるかということだと思いますので、その幅は幾らか私も、もっと今の状況からすると圧縮はせんといかんだらうという、そういうことであります。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の11災害復旧費、36ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の12公債費、36ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の13諸支出金、36ページから38ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、歳入、款の1町税、款の21町債、3ページから8ページまで一括して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、第2表、繰越明許費、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、第3表、債務負担行為補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、第4表、地方債補正、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、全般にわたり質疑ありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 32ページ、この件です。これは、当初予算で計上、議会が議決した予算であります。このやっぱり減額する前に議会への説明が必要だったのではないかと思います。

これは、入札不調に終わったので減額をするということで、理解してよろしいですか、まず1点。

○議長（塩釜俊朗議員） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長 すいません、何ページのどこの質問か、再度教えていただけませんか。

○議長（塩釜俊朗議員） 32ページ。（「中央公民館の建設」と呼ぶ者あり）

○教育委員会社会教育課長 これにつきましては、まだ今設計業務委託をしている段階でありまして、中央公民館の運動場の整備事業につきましては、まだ発注しておりませんので、それで減額の提案をしているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） まだ発注もしていない、入札にもかけていない、それで3億ではできないということは、どこの、何といたらいいかな、その理由、どこで決まったのか、3億1,000万ではできないという。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 今回の取下げといたしますか、減額については、あくまでもこの事業がまだ設計が上がってきていないということでございますので、設計を変更して工期を延ばしましたので、それで今から、今度は逆に2月末に上がってきて、財政上のことをして繰越しになってきますと、繰越しは1年しかできませんので、令和7年度に完成までしないとできないというのもまず1点、工期の関係も出てきます。

それから、今回、辺地対策事業債を活用しております。これを入れておいたんですが、国のほうから辺地債の調整が入りまして、減額、そこら辺がありまして、やはり工期を無理して、ここの辺地を使うというのは無理です。該当しなくなった場合、相当圧縮をしないといけなくなってきますので、そこら辺も含めまして、今回減額をして調整をすると、それで、翌年度に回して工期を安定的に取るということも含めまして、金額も先ほど町長が言いましたように、当初上がった金額が倍ぐらいの数字もありましたので、構造等の見直しを含めて2月末に設計が上がってきた中で、もう一度財政状況と財源を振り分けで確保した中で調整をしたいということで、今回、取下げを行ったところでございますので、御理解をお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 最後の質疑です。やっぱりこれは、町長、議会が議決した予算ですよ。それを何ら説明もなく、議会に、これはちょっと議会の軽視した姿勢だと。

設計の時点で3億1,237万2,000円か、これが、価格が上がるということのようですが、設計委託料として令和5年度から6年度へ明許繰越で2,133万2,000円繰越しをしていますよね。この体育館を造るための設計委託料、これも設計はできたんですかね。設計はできながら、この体育館を造る予算はゼロにする、どうもつじつまが合わないと思うんですけど、そこら辺はどう解決する考えですか。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 設計は2月末に出来上がってくるということになっていきますので、設計の額はまだ上がってきておりませんので、設計が上がった時点で正確な数字が出てきます。

この体育館については、再編交付金を活用するということに基金の中でしておりますので、設計が変わって金額が大幅に変わってきている状態でございますので、これについては、また再度設計が上がった時点で、防衛省のほうとも協議を重ねて

いかなければならないという事案にもなってきましたので、今回、取下げをした、減額ということしております。

今回の予算については、皆さんにお諮りをするということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 議会に対しての説明会、説明をすべきじゃなかったのかというふうな質問であります。

○総務課長 上がった時点でということで、話ですか。その中でいろいろ吟味をして、説明ができる部分が必要であれば、またそのときに協議をしたいと思いますが、ここで今どうのこうのというのは、まだ防衛省とも確約ができていない、審査も通っていない状態でございますので、そこら辺については御理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

挙げるときには、手を挙げて、声をかけてください。6番、柳田 博議員。

○6番（柳田 博議員） 今回のこの補正予算には直接は関係ないかも知れませんが、8月開催の全員協議会で、上野神社敷地を建物も含めて無償で譲り受けたということの説明を受けました。説明の中で、陸上競技場や相撲場、福祉センター周辺の整備をするにはどうしても必要な土地だということで、譲渡を受けたということでしたが、神社自体老朽化をされていて危険な状態じゃないかと思いますが、今回の補正にも何も計画されていないようであります。

今の状況はどうなっているのか、町民からいろいろな声を聞くわけですが、現在の状況はどのような状況になっているか、答えられる範囲内で結構ですので、町長、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 柳田 博議員、これにつきましては、補正予算に対して関係のない質問であります。

ただし、全員協議会でそういうような説明もありましたので、ここで暫時休憩をして説明をさせます。

暫時休憩します。

————— ・ ——— ・ —————

休憩 午前 11 時 06 分

再開 午前 11 時 22 分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩を閉じて再開いたします。

次に、全般にわたり質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決しました。

ここで11時30分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 23 分

再開 午前 11 時 30 分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第60号 令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第8、議案第60号令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、議案第60号令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,140万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,526万円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて、歳入予算から

御説明をいたします。

3 ページをお開きください。

款の6 県支出金、県補助金については、普通交付金の増額、特別交付金の減額に伴い2,001万5,000円を増額するものであります。

次に、款の8 財産収入、財産運用収入については、国民健康保険基金積立利子1,000円を増額するものであります。

次に、3 ページから4 ページ、款の10繰入金の他会計繰入金については、各繰入金の見込みに伴う補正で466万6,000円を増額するものであります。

次に、款の10繰入金の基金繰入金については、国民健康保険基金繰入金671万8,000円を増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

5 ページをお開きください。

款の1 総務費の総務管理費については、普通旅費が主なもので21万5,000円を減額するものであります。

次に、款の1 総務費の徴税費については、時間外手当が主なもので37万1,000円を減額するものであります。

次に、5 ページから6 ページ、款の2 保険給付費については、項の1 療養諸費から項の5 葬祭諸費まで、給付見込みに伴い、それぞれ補正するものでございます。

次に、款の6 保健事業費については、項の1 保健事業費から項の2 特定健康診査等事業費まで、執行見込み等に伴い、それぞれ補正するものでございます。

次に、款の7 基金積立金については、国民健康保険基金積立金について1,000円を増額するものであります。

次に、7 ページ、款の9 諸支出金の項の1 償還金及び還付加算金については、保険給付費等交付金償還金及び健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金償還金で714万2,000円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第61号 令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第9、議案第61号令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、議案第61号令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ3,942万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億790万6,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の4国庫支出金の国庫負担金については、介護給付費負担金693万円を減額するものであります。

次に、款の4国庫支出金の国庫補助金については、調整交付金の減額が主なもので416万1,000円を減額するものであります。

次に、款の5支払基金交付金については、介護給付費交付金の減額が主なもので1,067万9,000円を減額するものであります。

次に、款の6県支出金の県負担金については、介護給付費負担金522万5,000円を減額するものであります。

次に、3ページから4ページ、款の6県支出金の県補助金については、地域支援事業交付金26万4,000円を減額するものであります。

次に、款の10繰入金の一般会計繰入金については、介護給付費繰入金の減額が主なもので509万7,000円を減額するものであります。

次に、款の10繰入金の基金繰入金につきましては、介護保険基金繰入金706万6,000円を減額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

5 ページをお開きください。

総務費の総務管理費につきましては、職員の共済組合負担金3,000円を増額するものであります。

次に、款の1 総務費の介護認定審査会費につきましては、委員報酬の認定審査会委員研修回数の増に伴います補正が主なもので30万2,000円を増額するものであります。

次に、款の2 保険給付費につきましては、項の1 介護サービス等諸費から、6 ページ、項の7 特定入所者介護サービス等費まで、給付見込みに伴い、それぞれ補正するものであります。

次に、7 ページ、款の5 地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費については、訪問介護相当サービス負担金224万1,000円を減額するものであります。

次に、款の5 地域支援事業費の一般介護予防事業費については、地域介護予防活動支援補助金9万円を増額するものであります。

次に、款の5 地域支援事業費の包括的支援事業及び任意事業については、会計年度任用職員共済組合負担金2万4,000円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第62号 令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第10、議案第62号令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○**くらし保健課長** 議案第62号は、令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億750万円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものにつきまして、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の4繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金が主なもので88万3,000円を増額するものであります。

次に、款の6諸収入につきましては、一体的実施事業収入3,000円を減額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

款の1総務費につきましては、普通旅費の減額が主なもので5万9,000円を減額するものであります。

次に、款の2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定負担金95万9,000円を増額するものであります。

次に、款の3保健事業費につきましては、それぞれ執行見込みによるもので2万円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○**議長（塩釜俊朗議員）** これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（塩釜俊朗議員）** 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（塩釜俊朗議員）** 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（塩釜俊朗議員）** 異議なしと認めます。したがって、議案第62号令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決され

ました。

日程第11 議案第63号 令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第11、議案第63号令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長。

○水道課長 議案第63号令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条は、令和6年度南種子町水道事業会計予算第3条収益的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、第1款水道事業収益について、第2項営業外収益を1万4,000円増額し2億4,954万円とし、支出の第2款水道事業費用について、第1項営業費用に93万8,000円増額し2億6,749万円とするものでございます。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきまして記載のとおりに改め、支出の第4款資本的支出について、第1項建設改良費に6万8,000円を減額し、2億2,181万6,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございまして、予算第9条に定めた経費を改めるもので、職員給与費について25万円増額し、4,024万4,000円に改めるものでございます。

3ページについては予算実施計画になります。

4ページをお開きください。

予算事項別明細書について御説明いたします。

収益的収入及び支出について、実績に伴う見込み分について補正するものです。

収入の款の1水道事業収益、項の2営業外収益に預金利息とその他雑収益にそれぞれ7,000円増額し、支出の款の2水道事業費用、項の1営業費用、目の原水及び浄水費に67万8,000円、配水及び給水費に3万円、総係費に23万円をそれぞれ増額するものです。

5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、建設改良費の水道施設耐震化事業について、事業の実施による確定分について補正するものです。

款の4資本的支出、項の1建設改良費、目の施設改良費について6万8,000円減額するものです。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員）　これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。
質疑はありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員）　予算には直接関係しないのですが、11月30日の新聞報道で、全国の水道水のPFASの水質検査の報道がなされて、全国で基準値を超えるところはなかったというような報道がされていまして一安心しているところです。

場所によっては、地区によっては、結構高いところもあるようですが、本町の水道水質の状況がどうだったのか。水質検査。本町の場合、原水が確か5か所あると思うのですが、5か所についての水質のばらつきがあるのか、一定しているのかを含めてお聞かせいただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員）　水道課長。

○水道課長　お答えいたします。

水質検査につきましては、法令で決められている検査項目がございます。

一応、検査項目については51項目がございます。あとの27項目につきましては努力義務、検査をしてくださいという項目になっております。

新聞報道に出ている有機フッ素化合物に関しては、努力項目になっているところでございます。

その排出源については、南種子町についてはそういったものが排出される箇所というものはないものと思っておりますが、今、全国的にそういった調査をしておりますので、来年度予算において、その原水について調査をしようかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員）　討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員）　異議なしと認めます。したがって、議案第63号令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第12 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第12、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長 それでは、同意第2号であります。固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町中之上2512番地、氏名は、岩坪勝則、昭和32年5月14日生まれでございます。

本件は令和6年12月31日付で任期満了となるため、引き続き、岩坪勝則氏の再任をお願いするものでございます。

適任者と認め提案をいたしますので、御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塩釜俊朗議員） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、8番、上園和信議員、9番、濱田一徳議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（塩釜俊朗議員） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番	川内田行博議員	2 番	野首 久教議員
3 番	平畠 強議員	4 番	福島 照男議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎 照男議員	8 番	上園 和信議員
9 番	濱田 一徳議員		

○議長（塩釜俊朗議員） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。8 番、上園和信議員、9 番、濱田一徳議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（塩釜俊朗議員） 開票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、賛成 8 票、反対 1 票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第 2 号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第13 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第13、同意第3号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長 それでは、同意第3号について御説明申し上げます。

同意第3号は、教育委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町平山1546番地3、氏名は、山田薫、昭和43年8月28日生まれで
ございます。

本件は、令和6年12月31日付で前任者が任期満了となるため、後任として、山田薫氏を新たに任命いたしたく、お願いするものでございます。

適任者と認め提案いたしますので、御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員）　討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塩釜俊朗議員）　ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、8番、上園和信議員、9番、濱田一徳議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（塩釜俊朗議員）　念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（塩釜俊朗議員）　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番	川内田行博議員	2 番	野首 久教議員
3 番	平島 強議員	4 番	福島 照男議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎 照男議員	8 番	上園 和信議員
9 番	濱田 一徳議員		

○議長（塩釜俊朗議員） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。８番、上園和信議員、９番、濱田一徳議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（塩釜俊朗議員） 開票の結果を報告します。投票総数９票、有効投票９票、無効投票０票。有効投票のうち、賛成８票、反対１票。

以上のとおり、賛成多数です。したがって、同意第３号教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

散 会

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月13日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 ０時０４分

令和6年第4回南種子町議会定例会

第 3 日

令和6年12月13日

令和6年第4回南種子町議会定例会会議録

令和6年12月13日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 認定第1号 令和5年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 令和5年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 令和5年度南種子町水道事業会計決算認定について
- 日程第6 発委第1号 南種子町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第8 発言取消し申し出について
- 日程第9 閉会中の継続調査申し出
- 日程第10 議員派遣
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 議員	2番	野 首 久 教 議員
3番	平 畠 強 議員	4番	福 島 照 男 議員
5番	名 越 多喜子 議員	6番	柳 田 博 議員
7番	大 崎 照 男 議員	8番	上 園 和 信 議員
9番	濱 田 一 徳 議員	10番	塩 釜 俊 朗 議員

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 書 記 砂 坂 英 明

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
教 育 長	菊 永 俊 郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹	企 画 課 長	木 田 美 幸
くらし保健課長	外 園 幸 喜	福祉事務所長	鮫 島 幸 紀
税 務 課 長	西 村 一 広	建 設 課 長	河 野 容 規
水 道 課 長	河 野 和 昭	保 育 園 長	才 川 いずみ
教育委員会 管理課長兼 給食センター所長 農業委員会 事務局 長	松 山 砂 夫	教育委員会 社会教育課長	濱 田 伸 一
	羽 生 幸 一		

△ 開 会 午前 10 時 00 分

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑については、議会会議規則及び議員申合せ事項など、ルールを厳守してお願いをいたします。

日程第 1 認定第 1 号 令和 5 年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 認定第 2 号 令和 5 年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 3 号 令和 5 年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 4 号 令和 5 年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 5 号 令和 5 年度南種子町水道事業会計決算認定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 1 から日程第 5 までの決算認定議案 5 件を一括として議題とします。

本件につきましては、決算審査特別委員会に付託していたものであります。

決算審査特別委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会、濱田一徳委員長。

[濱田一徳決算審査特別委員長登壇]

○決算審査特別委員長（濱田一徳議員） 令和 5 年度決算認定に係る決算審査特別委員会委員長報告をいたします。委員長の濱田一徳です。

それでは、報告いたします。

令和 5 年度決算認定に係る決算審査特別委員会の審査経過と結果について報告します。

本件は、令和 6 年第 3 回定例会において、令和 5 年度南種子町一般会計及び 3 特別会計並びに水道事業会計の合計 5 件の歳入歳出決算認定について、本委員会に審査付託を受けたものであります。

本委員会は、議長と議選監査委員を除く 8 名で構成することとし、9 月 13 日、議会第 1 委員会室で委員全員出席の下、第 1 回の委員会を開催し、審査方針、提出を求める資料、日程について協議しました。

審査の基本方針について、1、予算が議決した趣旨と目的に従って、適正かつ効

率的に執行されたか。2、それによって、どのような行政効果が発揮されたか。3、公の施設の活用・管理は適正にされているか。4、基金などの運用管理は適正か。5、令和4年度決算認定における要望意見及び令和5年度予算議決に対する意見がどのように処理され、反映されたか。

歳入の審査に当たって、1、町税、使用料、手数料などの徴収がよくされているか。2、補助金が適期に確保されているか。3、町債が確保されているか。4、その他の収入確保の努力は十分であったか。

歳出の審査に当たって、1、支出が適法適正にされているか。2、不用額が妥当であるか。3、予算流用、予備費充用は適正にされているか。4、補助金の効果は上がっているか。以上の視点から審査に当たることとしました。

質疑については、決算に関することのみとし、簡潔に行うことを申し合わせ、審査日程については、10月2日、3日、7日、8日の4日間とし、8日の各課の審査終了後、町長、副町長、教育長、総務課長に出席要請し、総括質疑を行うこととしました。

その後、報告書の取りまとめや意見、申入れについて協議することと決定しました。

以下、審査日程順に報告しますが、報告に当たっては、主要な施策の成果や監査意見書なども委員各位に事前配付されており、課長・事務局長の概要説明の主な事項、質疑・応答については、決算審査に係る主なもののみを要約して報告します。

なお、審査に当たっては、各課の概要説明を受けた後、係ごとに資料の説明を受け、その後質疑を行った。

初めに、企画課から報告します。

企画課では、第6次長期振興計画を柱として、過疎地域自立促進計画、離島振興計画などの事業の効率的な推進を図ってきた。

また、地方版総合戦略に基づき、事業効果を高めるよう努めた。

主な事業について、企画開発係では、特定有人国境離島法による地域社会維持推進事業として、運賃低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充、滞在型観光の事業取りまとめを行った。

その他として、自然保護監視員配置やウミガメ保護監視活動、通学バスの空いた時間を活用したコミュニティバス運行の継続、宇宙開発推進協力会での打ち上げ支援、ロケットコンテストの現地開催、海外ホームステイ事業支援、全国離島交流中学野球大会への南種子中学校の参加などを実施した。

政策推進係では、ふるさと納税への情報発信に努め、寄附件数3,377件の4,969万4,000円で前年度比40.8%の減となった。企業誘致については、サテライトオフィ

スの利用促進を図り、企業立地促進条例の整備を行った。

観光経済係では、結婚祝い金支給事業で4件の支給、移住定住促進事業で新築1件、改修13件、家財処分2件、中古物件購入2件の補助、移住・定住を希望する人の住環境整備の促進、商工会や特産品協会への運営補助、消費拡大推進事業、スタンプ会事業補助により商工業の振興を図った。

また、販路拡大事業として、極楽湯の協力により店舗への出店、費用補助を行った。ロケット祭、種子島宇宙芸術祭のイベントを開催し、本町のPRに努めた。

デジタル推進係では、セキュリティ対策強化に努め、DX推進計画策定のため、地域活性化企業人制度を活用し、計画策定を行った。

情報政策係では、広報紙の内容の充実を図り、広く親しまれる広報紙づくりに努めた。

また、SNSを活用しながら、町の魅力発信に努めたとの説明を受けた。

質疑に入り、令和5年度の地域おこし協力隊員は何名採用したかとの問いに、情報発信隊員1名、有機農業隊員2名、種子島宇宙芸術隊員2名の計5名を採用した。

2番目に、旧通学バス2台の処分はどうしたかとの問いに、令和6年度に公売により財産処分することとしている。

3番目に、ふるさと応援寄附金が減少した主な理由はとの問いに、総務省の制度改正で経費率の見直しがあったことや、安納いもの基腐病の影響などが考えられる。

4番目に、令和5年度に南種子町に企業進出したいというところがあったかとの問いに、企業立地促進条例に基づく企業進出はなかったが、令和6年度の現在、2件の相談が来ている。

5番目に、サテライトオフィスの設置による費用対効果はとの問いに、企業誘致推進費は主にサテライトオフィス運営費となっており、企業進出で言うと、5年度に（株）南種子町未来総合研究所が上之平に事務所を設け、リスペクト社が西之町に事務所を構え、進出企業として事業拡大を行っている。

6番目に、特産品協会運営補助でどのような品目を出展したか。また、販路拡大事業で1,322万円の効果はとの問いに、関西ファンデー27万4,925円については、ジェラートの販売をした。販路拡大事業については、トンミー市場の売上げが600万円ほど伸びており、生産者の手取りも増えたと認識している。

また、極楽湯のホームページやInstagram、SNSでのPRなど、1,322万円以上の効果はあったと認識している。

7番目に、年々結婚する方が少なくなっているが、企画課として出会いの場を設けるような対策は考えているかとの問いに、3年に1回、定住促進実行委員会の出会いの場をイベント開催している。次年度がその年になる。

8番目に、広報紙は1部どれぐらいかかるかとの問いに、単価契約にしており、ページ数、カラー印刷枚数などによって違ってくるとのことであった。

次に、建設課について報告します。

建設課では、投資効果、事業内容を検討の上、緊急性を要する事業を重点に、職員一丸となり早期完成に努めた。まちづくり公社への業務委託による維持補修においても、連携を図りながら迅速な対応に努めた。

道路補修事業については、恵美之江線・轆之牧線の道路改良事業、上中西之線歩道整備事業、本町共栄線法面对策事業、橋梁長寿命化修繕改革に基づき5橋の補修工事、ゾーン30区域内の役場本町線道路整備事業を計10地区実施したところであるが、3橋の補修工事以外7地区については繰越事業となった。

現在、6地区8件が完了し、残り1地区1件の完成検査を残すのみとなった。

令和4年度から繰越事業となった恵美之江線を含め、6地区の早期完成に努めたところである。令和5年度の公共土木施設災害復旧事業は、長谷平山線道路災害復旧工事の1件で繰越事業となったが、6月上旬には完成している。砂坂漁港、田尻港のしゅんせつ工事も繰越事業となったが、5月下旬に完了した。

公営住宅建設事業については、島間団地の公営住宅建設工事と長谷団地の解体工事及び長谷団地の設計業務委託を実施した。

その他として、町単独事業で改良舗装工事、維持補修工事、公営住宅等修繕工事や町管理の漁港・港湾・河川などの維持管理に努めた。公営住宅使用料の収入未済額については、収納対策を継続強化する。

また、他の課からの業務依頼などにも迅速な対応を図ってきたとの説明を受けた。

質疑に入り、まちづくり公社への補助金の業務内容についてはとの問いに、道路維持班・道路管理班・公園班の3つがあり、側溝とか舗装の陥没、地域からの要望による軽微な土木作業、町内の建設課所管の公園及び健康公園の芝刈り及び草払い、町道や国道・県道の一部の草払いを中心に作業を行っている。

2番目に、夏場の道路伐採作業等に従事する者への夏季手当の積み増しなどの要望はないかとの問いに、聞いていないとのことであった。

次に、あおぞら保育園について報告します。

あおぞら保育園は、保育理念・保育目標を基に保育運営を行い、保護者に寄り添いながら、安心安全な保育環境の中、職員26名が保育・調理などそれぞれの業務を行っている。令和5年度の入園児童は、4月当初64名でスタートし、年度末では74名の園児をお預かりした。

保育においては、子どもたちの年齢に応じた保育、園行事もコロナが5類に移行され、感染予防対策等を十分に行い、各行事なども制限なく実施した。療育の必要

な子どもには、関係機関と連携して情報共有を図り、支援を行ってきた。

保護者の勤務形態による支援として、通常保育の1時間の繰上げ・繰下げ保育を継続実施している。地域の子育て支援では、自家保育の親子の交流、育児や相談の指導・助言などを行い、子育て家庭への支援を実施してきた。

環境整備においては、5年度では保育室空調機取替修繕、園庭支柱クッション補修、保育業務支援システムを導入するなどして保育環境を整えてきたとの説明を受けた。

質疑についてはなかった。

次に、水道事業会計について報告します。

水道課は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的としている。

令和5年度の事業運営については、当年度純利益が2,889万2,992円となり、未処分利益余剰金が5,214万79円となった。経営の健全化を示す経常収支比率は、前年比で0.04ポイントの減となり112.38%と健全経営を示しており、引き続き経営改善に取り組む。

水道料金の収納対策については、給水停止も含め実施し、加えて債権整理による不納欠損処分を実施した。

建設改良事業では、中央地区の耐震化事業による第5配水池の築造工事、道路改良工事に伴う配水管移設工事、第5水源地の移設工事を実施し、水道施設事業改良等工事として配水管の布設替えと施設整備の更新などを実施した。

今後も安定した水道水の供給に努め、適正な水道料金の収納により、安定した事業経営ができるように努めたいとの説明を受けた。

質疑についてはなかった。

次に、税務課について報告します。

税務行政の執行に当たっては、適正かつ公平な賦課徴収を図り、町の財政支出に必要な収入を確保することが求められ、業務を円滑に遂行するためには、町民の税に対する理解と信頼を得ることが大事である。

税関係の概要については、令和5年分の申告所得は、全体で3,123名、総所得65億4,332万3,095円で前年比0.80%増加し、申告者1人当たりの平均所得は209万5,204円で前年比6万6,083円、3.26%増加となった。

所得の多い順から、給与所得54億8,236万4,830円で全体の83.79%を占め、次に、年金などの雑所得が5億3,748万8,433円で全体の8.21%、次に、営業所得3億2,281万6,553円で全体の4.93%となっている。

収入ベースで、農業では申告者751人、全体収入21億3,192万3,674円で前年比申告者50人減、金額で1億4,618万3,841円の6.42%減少している。

主な減の要因は、甘しょなど芋類の減収及び面積の減となった。子牛についても競り単価が下がったことや、飼料、肥料、燃料などの高騰による経費の増大などが考えられる。

給与は2,789人で全体収入額の79億6,598万1,795円、人数で6名増加し、金額では1億8,332万6,943円増加している。年金収入は2,105人で21億3,815万7,018円で10人減少したが、金額では2,918万4,020円増加となった。

次に、課税状況では、町税全体の現年度調定額は8億7,608万8,949円、前年度比2.17%増加となった。国民健康保険税の現年度調定額は1億261万6,800円で、前年度比8.58%の減少となった。

収納状況については、町税現年度分で1.48%増の98.95%、滞納繰越分で3.4%増の12.47%、町税全体では0.28%増の92.7%となった。国民健康保険税の収納率は、現年度分0.02%増の97.94%、滞納繰越分0.89%増の13.23%、国保全体では0.99%増の76.02%となった。全税目の合計で見ると、0.64%増の90.57%となった。

令和5年度の総括として、コロナ感染症が5類感染症に移行したことに伴い、人の移動も増え、飲食店、宿泊業など回復基調であったと思われるが、農業に関しては全体として厳しい状況であったが、税に対する納税者の御理解、御協力により、現年・過年度ともに昨年度を上回る収納率を達成できた。

今後も、納税の公平性確保の観点から、差押えなど滞納処分の強化、納税意識の啓発など収納率向上を目指すとともに、納税相談を密にした対応も必要と考えている。不納欠損処分については、死亡や執行停止、時効到来により処分したが、今後の適正な債権管理の下、より適切に処理していきたい。

地籍調査については、計画的な事業推進を図り、早い時期の事業完了を目指しているところであるが、国のコロナ対策費などにより、事業費割当て費が数年削減されている状況である。

令和5年度は、荃永の一部の調査を行い、年度末の実施済面積は84.69平方キロメートルで、進捗率は89.5%となったとの説明を受けた。

質疑に入り、納税啓発カレンダーと広報紙の配布部数との開きについてはとの問いに、各世帯に配布するものと各集落公民館に配布するもの、残りの部数は転入者などに配布している。

2番目に、まちづくり公社への補助金について、何人の職員がどのような業務を行っているのかとの問いに、フルで3名、パートで2名の職員が配置されている。業務としては、地籍調査の立会い、事前調査、閲覧に関する全ての業務である。

3番目に、地籍調査事業はあと何年ほど見込まれるのかの問いに、今年度末で実施が90%を超えらると思うが、単純に1年に1平方キロメートルずつ完了すれば10年

で終了となるが、市街地は今の面積とか精度では対応できないところがあるので、面積的には減少してくると思うが、最低でも15年のはかかるのかなと思うとのことであった。

次に、農業委員会について報告します。

農業委員会の業務は、農地法に基づく農地の売買・賃貸・転用などの審査のほか、農地等の利用の適正化であり、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消・新規参入の促進の3つの取組について推進している。

農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、人・農地プランが地域計画に代わり、地域計画では10年後に目指す地域の農地利用を示すものである。計画の中で、目標地図を令和5年から令和6年度に作成することになっている。農業委員会では、目標地図の素案を作成することになっており、農業者などの意識把握を取りまとめ、総合農政課とともに地域での話し合い活動を行い、地域計画に取り組んでいる。

昨年度の事務処理実績は、農地法の3条申請が60件、4条申請が1件、5条申請が12件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する利用権の設定等が16件、農地中間管理事業による利用権設定などが107筆、非農地判断・証明が103筆などとなっている。

農業者年金の加入促進については、目標数1名に対し、2名の新規加入があった。

全国農業新聞購読推進については、農家戸数に対する年間普及率の部で、ともに全国1位であったとの説明を受けた。

質疑に入り、農地法4条申請1件、5条申請12件となっており、その他の内訳で、田んぼ4条申請1件、5条申請2件、畑4条申請1件、5条申請6件となっているが、田んぼ・畑の面積に対しての使用用途についてはとの問いに、4条申請の1件は宿泊施設に、5条申請の田んぼの2件はJAXAの保安用地、畑の6筆についてもJAXAの保安用地及び資材置場、一時転用のものである。

2番目に、農地の貸し借りで耕作放棄などトラブルは発生していないかとの問いに、令和5年度に大型農家が約25ヘクタールの農地を3年ほど耕作放棄している問題がある。内容については、地域への地権者・管理者を集めた説明会を実施し、大型農家については、農業委員会、農業委員、農地利用最適化推進委員などの出席の下、説明会を実施し、その後の対応については、地権者・管理者と協議しながら進めており、今も対応中であるとのことであった。

次に、議会・監査について報告します。

議会については、町の意思決定機関であると同時に、批判・牽制する立場にある。また、町長と同じく、住民に対して直接責任を負う機関である。これらの機能と責任を果たすため、年4回の定例会と臨時会はもとより、研修会・調査等を通じ、資

質を高め、議会の活性化に努めてきた。

監査については、監査委員の職務は、常に公正普遍の態度を保持し、秘密業務を課し、業務を遂行しなければならない。近年、監査委員を取り巻く環境の変化に伴い、監査機能のさらなる充実・強化が求められており、各種研修会等への参加による知識の向上を図ってきたとの説明を受けた。

質疑についてはなかった。

次に、会計課について報告します。

会計課では、会計管理者の権限とその補助組織設置規則に基づいて、一般会計、特別会計及び水道・病院事業会計の歳計現金と所得税等の歳計外現金、基金等に関する会計事務を適正かつ円滑に実施することに努めている。

公金の取扱いについては、関係法令などを遵守し、金融機関等で連携を図り、速やかな収納、確実な支払いを、日々の出納事務において正確かつ迅速に行い、公金の適正な管理・保管に努めている。

口座振替・振込業務では、ネット決済による運用が開始されたことで、効率よく事務処理がなされるようになった。

各基金の管理運用については、基金の設置・目的に応じて有効な活用が図られるよう努めている。債権運用を視野に、今回、南種子町公金の管理運用基準第6条（基金の管理及び運用）の規定により、利回り、運用金額及び運用機関などの比較において、安全かつ有利と判断し、国債の運用を開始したところであるとの説明を受けた。

質疑についてはなかった。

次に、総合農政課について報告します。

農林水産業・農村を取り巻く環境は、大変厳しい課題が山積みしている。国内外の情勢変化や国・県の施策を見極めつつ、農業生産基盤整備や各種事業を推進してきた。

耕作面積及び生産状況調べについて、2020年農林業センサスにおいては、農家戸数は621戸、5年前より162戸減の21%減少している。令和5年度の生産実績は25億6,522万2,000円で、前年対比89%であった。

早期水稲については、コシヒカリの種苗更新や無人ヘリ、ドローンによる町内一斉防除を推進し、生産額は2億3,433万8,000円であった。

でん粉用甘しょにおいては、栽培面積254ヘクタールで、前年より5ヘクタール減少した。栽培農家の高齢化及びサツマイモ基腐病の発生が主な要因と考えられる。

基腐病については、サツマイモ基腐病種子島プロジェクトチームと南種子町さつまいも生産対策協議会において、防除対策の推進、次期作に向けた栽培管理指導を

関係機関一体となり取り組んだ。

さとうきびについては、栽培面積32ヘクタール減少の461ヘクタールで、反収については5,242キログラムと、前年比382キログラム減となった。生産振興対策として、国のさとうきび生産性向上緊急支援事業や町単独のさとうきび支援事業、優良種苗供給確保事業などに取り組んできた。

野菜については、生産額は1億8,814万6,000円で、前年より5,140万9,000円の減となった。園芸産地再生支援事業や園芸施設資材等導入事業による生産振興と野菜価格安定制度による野菜農家の経営安定対策に取り組んできた。

重点品目の安納いもについては、令和4年3月2日に地理的表示（G I）保護制度に登録されたことを機にさらなる生産振興を図るため、基腐病対策や品質・収量の向上、育苗施設の増設によるバイオ苗の普及推進に努めてきた。

畜産については、肉用牛の生産額は6億1,962万1,000円、前年度比8,862万6,000円の減少であった。需要の減少や燃油、飼料などのコストが膨らんでいることから、子牛の市場価格は低調になっている。

畜産振興対策として、貸付事業による優良牛の導入推進、ワクチン接種による子牛損耗防止推進事業、再編交付金を活用した飼料高騰対策事業などに取り組んできた。

林業振興については、町森林整備計画に基づく効率的な施業支援による地元産材の利用促進、森林病虫害駆除に努め、林業振興に取り組んだ。

また、特用林産物の生産拡大のため、各種研修会を開催するなど、種子島産シキミ・ヒサカキの銘柄確立と生産拡大に努めた。

鹿の被害対策については、町鳥獣被害対策協議会、町猟友会を中心に、中種子町境を重点捕獲地域に定め取り組んできた。

水産業の生産額は1億6,887万4,000円で、前年度比1億950万9,000円の減であった。主な原因は、モジャコ漁の減少によるものである。

水産振興については、離島漁業再生支援事業などを活用し、漁業の再生整備、輸送支援事業により、鮮魚・活魚の流通支援、つくり育てる漁業として、ブリ人工種苗中間育成の推進などに取り組んできた。

土地改良関係では、生産基盤整備や農業振興整備を計画的に実施してきた。県営事業の経営体育成農地整備事業茎永地区をはじめ、農道、農業用排水路等の維持補修、農地・農業用施設災害復旧事業等を実施したとの説明を受けた。

質疑に入り、消防用設備点検業務の委託業務の概要に、旧たばこ乾燥施設というのがあるが、今はどのような施設かとの問いに、旧たばこ乾燥施設は、現在、安納いも生産者団体に貸している。もう一つの利用は、サツマイモ蒸熟処理機を設置し

ている。

2 番目に、南種子町食鳥処理施設浄化槽管理業務委託について、年間何体のインギー鶏が処理されているのかとの問いに、1,085羽の処理をしたとのことであった。

3 番目に、有害鳥獣捕獲事業について、61頭が捕獲されているが、その処理はどのようにされているのかとの問いに、基本的に埋没処理となっているとのことであった。

次に、くらし保健課について報告します。

健康増進係については、各種検診や予防接種事業、献血対策事業などを実施し、健康づくりの啓発や推進を図った。

また、令和5年8月1日から南種子町子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期に切れ目ない支援体制を構築した。新型コロナワクチン接種については、春は高齢者を対象、秋は初回接種を終了した人を対象に実施した。

環境衛生係については、施設の機能維持・管理を行いながら拠点収集に取り組み、資源ごみの有効利用と焼却ごみの減量化に努めている。

省エネ家電製品購入促進事業では、南種子町ゼロカーボンシティ宣言の取組の一環として、物価高騰対応重点支援地方交付金を活用して、第1弾を12月に、第2弾を1月に実施した。

保険給付係については、国民健康保険制度について、県と連携を図りながら事業推進している。

国民健康保険事業勘定特別会計に関する業務については、疾病予防や医療費適正化対策、健康増進対策事業を実施し、医療費抑制による国保財政の健全化に努めた。令和5年度の特定健診実施率は45.5%、特定保健指導実施率は52.8%と、コロナ禍の影響により受診率が下がった令和2年度からは回復傾向にある。

後期高齢者医療保険特別会計に関する業務については、長寿健診の実施や各種検診の費用助成など、県広域連合と連携しながら事業の推進を図っている。

介護保険係については、第8期介護保険事業計画に基づいて、在宅介護や地域支援事業など適正な運用に努めた。

地域包括支援センターについては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護予防対策をはじめ、必要な援助・支援を実施している。

また、総合事業では、各地区に地域支え合い推進員を配置して、介護予防教室やサロン活動を行って、地域で生活支援体制づくりの充実を図ったとの説明を受けた。

質疑に入り、合併浄化槽設置に伴う補助金について、修理等が必要となった場合の補助について協議したことがあるのかとの問いに、改修についての補助はない。現在、汚水処理人口普及率が68%で、県の普及率が86%である。南種子町小型合併浄

化槽整備事業補助金要綱に基づき、合併浄化槽の設置を推進して生活環境の確保に努めていきたい。

2番目に、河川の水質分析事業について、8河川8か所を採水し、水質分析を行っているが、どこかの問いに、8河川の場所は、広田川、宮瀬川、郡川（上流・下流）、大川川、島間川、鹿鳴川（上流・下流）である。

3番目に、さらに公立病院からの汚水が流れる川の汚染はないかとの問いに、環境測量士の国家資格を持ったところに委託しており、問題はないとのことであった。

次に、福祉事務所について報告します。

福祉行政については、ほとんどが国の施策に基づいて実施している状況であり、生活保護業務などの生活困窮者対策を行っているほか、障害者福祉・高齢者福祉については、地域で安心して暮らせるような広域的な連携を取りながら支援を行っている。

児童福祉については、公立種子島病院に開設している病後児保育施設ひだまりについて、施設改修工事により感染症回復期の子どもが利用しやすい施設とするとともに、全地区に開設している放課後児童クラブにより、仕事と家庭への両立支援を行ってきた。

出産祝金支給事業については、1・2歳誕生日に5万円の支給を行う制度の拡充を行い、次代を担う子どもの健やかな成長と児童福祉の向上を図っている。

また、国の交付金事業により、低所得世帯や子育て世帯に対し給付金の支給を行っている。

河内温泉センターの運営については、シルバー人材センターに委託し、利用促進と経営改善を図っているところである。令和5年度は利用者数も回復してきているが、燃料費の高騰などの影響により、大変厳しい経営状況となっている。

福祉センターについても、施設の老朽化があり、非常に厳しい状況であるが、令和5年度に浄化槽入替え工事や2階ホールのサッシ取替えなどの施設改修工事を行い、施設の保全に努め、健全運営に努めているとの説明を受けた。

質疑に入り、予算流用、予備費充用が非常に多い。予算に不足が生じたのかとの問いに、福祉センターについては、通常修繕費を組んでいるが、ピアノの傷が大きく、その補修に早急な対応が必要ということで予算不足部分を流用した。温泉センターサウナ室の備品のテレビについては、音が聞こえなくなり既存予算での対応ができなかったことから、4万円流用しテレビを購入した。

償還金利子割引料で、児童福祉総務費、母子福祉費については、前年度の実績に返還金が生じ、これについて予算が不足したため流用した。

児童福祉総務費の手数料については、乳幼児医療の件数の増減によって毎年の手

数料が変わり、件数が増えた関係で当初見込みより手数料が多くなった分、年度末で予算不足により流用を行った。

児童福祉の補助金の方の病後児保育、それらの給食支援事業についても、実績で予算不足が生じて流用となった。

福祉センターの修繕費は、予備費からの充用であるが、2月の落雷で防火槽の制御盤の損傷があり、早急な対応が必要となったとのことであった。

次に、学校給食センターについて報告します。

学校給食は、学校給食の管理基準に基づいた管理に努め、食中毒や異物混入などの事故が発生しないよう、全職員で取り組んでいる。給食では、南種子産の米や地場野菜の活用など地産地消に配慮した、より安心でおいしい学校給食、アレルギー食13食も含め、令和5年度末で1日588食の提供を行った。

給食費補助については、完全無償化となっており、令和5年度の補助は牛乳増量分を含め、2,503万9,684円である。

食育事業については、児童生徒向けに27回、職員向けに2回実施した。

また、7月に新米試食会、12月に有機食材を使った有機給食会を実施している。

その他、民生委員や保護者、学校評議員、地域の皆様方との試食会を開催し、学校給食への理解を図った。

施設設備関係については、浄化槽や衛生保守に係る管理業務委託や、ボイラーのメンテナンス点検業務を実施している。修繕については大きなものはなく、配送車の維持管理に努めたとの説明を受けた。

質疑についてはなかった。

次に、教育委員会管理課について報告します。

教育委員会では毎月定例会を開催し、児童生徒の健全育成に関すること、条例規則の改廃に関すること、人事に関することなどを協議している。令和5年度は、定例会12回、臨時会1回を開催し、報告承認10件、議案議決24件の計34件の実績である。その他、学校訪問や給食会、陸上及び水泳記録会、運動会、音楽発表会などに出席した。

また、委員研修会など様々な行事へ参加し、教育行政全般に関して幅広く活動を行ってきた。

学校教育については、基礎的・基本的学習を重視し、道徳教育、児童生徒一人一人の個性を生かす教育に努めた。

令和5年度の主な事業は、宇宙留学制度について、中平小学校を除く7小学校に50名、中学校に6名の計56名を受け入れ、里親留学24名、家族留学20世帯30名、親戚留学2世帯2名であった。補助金については、留学生1人当たり月額4万円と宇

宙留学連絡協議会の運営費で、令和5年度の補助金は2,784万2,999円である。

施設関係では、各学校の営繕工事、荃南小学校の改築に伴う耐力度調査及び基本設計の業務委託を実施した。

また、国の掲げるGIGAスクール構想に基づく高速通信環境を整備し、個別最適化された学びの推進や教職員の業務効率化による負担軽減のための校務ICT環境の整備に努めた。

物品購入については、令和6年度から使用するデジタル教科書の導入や各種の教材備品の整備を行った。

その他、通学バス運行管理事業や奨学金貸付事業、修学旅行補助、就学援助事業を実施し、保護者の負担軽減を図ったとの説明を受けた。

質疑についてはなかった。

次に、社会教育課について報告します。

社会教育課では、宇宙のまち教育振興基本計画に基づき、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として、生きがいとぬくもりに満ちた活力あるまちづくりを目指し、社会教育の推進を図っている。

重点施策として、第1、生涯学習の推進では、「町民1人1学習・1スポーツ・1ボランティア」運動を推進し、みなみたね町民大学講座において各種講座を開設し、その成果発表の場として生涯学習大会を開催した。

第2、社会教育の推進では、健やかで豊かな人間性の育成を目指し、公民館活動、青少年育成、成人教育、家庭教育の充実に努めた。公民館活動では、各種研修会の開催、公民館運営補助の充実に図った。

青少年交流事業では、秋田県大館市、愛知県飛島村の児童らと南種子町児童生徒らとの交流事業を行った。

成人式事業では「二十歳のつどい」を開催し、宇宙留学生12名を含む46名が参加した。

教育施設の整備については、中央公民館耐震改修工事業務委託、自然の家宿泊等改修工事、図書システムの導入などを行い、施設の充実と環境の整備を図った。

第3、社会体育の推進では、各種スポーツ団体の組織強化・競技力向上を図るとともに、各種事業推進に努めた。

第4、芸術文化の振興と文化財の保存活用では、芸術文化の振興として文化団体の育成・支援、伝統文化の継承・記録・保存に努めた。

文化財の保存活用では、文化遺産を次世代に引き継ぐため、適正な調査・記録と併せて保護体制を確立し、郷土の歴史や文化を学び理解する機会の提供に努め、国史跡や重要文化財をはじめ、貴重な資料の適正管理に努め、企画展や体験学習など

充実を図るとともに、文化財を活用した観光振興にも努めた。

また、茎永の野木田遺跡の埋蔵文化財については、発掘現場から水田区画と思われる遺構や1,500点以上の土器・木製品が出土されているとの説明を受けた。

質疑に入り、公民館未加入者は何名くらいか把握されているのかとの問いに、上中地区以外は把握されている。上中地区は集落で把握されているところと、されていないところがあり、詳細不明である。

2番目に、スポーツ協会の加盟団体について教えてほしいとの問いに、野球連盟、サッカー連盟など17団体であるとのことであった。

次に、選挙管理委員会について報告します。

選挙管理委員会では、選挙事務の公正かつ適正な業務を図るため、委員及び職員の研修等に積極的に参加し、選挙執行に対応できる知識を身につけるよう自己研さんに努めている。

年4回、選挙人名簿定時登録を実施し、毎月定例委員会を開催して永久選挙人名簿抹消等を行い、令和5年4月9日県議会議員選挙、4月23日町長・町議会議員選挙が執行され、適正な選挙事務執行に努めたとの説明を受けた。

質疑についてはなかった。

次に、総務課について報告します。

行政係では、職員の健康管理のための定期健康診断の実施や職員の資質向上、事務処理能力の向上、行政推進の向上に資するための研修会を実施した。

財政係では、限られた財源の重点配分とその効率化に努めた。

令和5年度の決算については黒字決算となり、健全な財政運営であったと考えるが、自主財源の少ない本町財政では、町税等の伸びがそれほど期待できなかったことにより、地方交付税が収入全体構成比の44.6%と大きなウエートを占めている状況である。今後の国の財政状況や方針に配慮しながら、より一層の経費削減に努めたい。

消防交通係については、交通安全対策では、交通安全意識の普及・啓発など、交通事故防止運動に積極的な取組を実施した。

令和5年度の本町の交通事故状況は、発生件数1件、死者0人、負傷者1人で、島内の事故特徴として、高齢者による事故が目立っている。交通事故防止に対して、防災無線での呼びかけ、警察署及び関係機関団体との連携を図らなければならない。

消防関係では、町民の生命・財産を守り町民の生活安定に寄与すべく、その任務に対処し、団員の資質向上のための消防学校での訓練の実施、独自の新入団員の訓練、団員全体の規律訓練、島間地区における防災訓練、消防出初め式、火災予防運動などに取り組んだ。

管財係については、公有財産の維持管理に努め、災害などの停電時に非常用発電装置が正常かつ安全に運転できるよう、日々点検等を実施している。

また、町有林の維持については、補助事業を活用した間伐事業を行い、適正な生育環境の整備を行い、町有地の登記については、地籍調査など関係各課との連携により、公共用地登記事務の促進に取り組んでいる。

戸籍住民係については、戸籍法等の関係法令に精通して正確を期することと秘密の保持が重要であり、職員は常に研さんに励み、窓口での接遇にも意を配しているところである。さらに、リモートであるが、法務局における研修などにも積極的に参加し、誤りのない戸籍事務に取り組んでいるとの説明を受けた。

質疑に入り、公会計関連業務委託の詳しい事業内容と今後の方向性はとの問いに、今後も引き続き行う業務である。業務内容は、自治体は単式簿記となっているが、夕張市の財政破綻を受け、自治体でも複式簿記による財務状況を管理すべきではないかということで、この公会計という制度で自治体の財政をしっかりと分析しなさいとの指導に基づき、業務委託しているとのことであった。

以上で、全ての課の審査を終えた。

次に、町長、副町長、総務課長の出席をいただき、総括質疑を行った。

初めに、町長より、審査中にいただいた意見などについては、部内で十分協議し、今後の行政運営に生かしていきたいとの説明があり、総括質疑を終了し、決算審査を終えた。

その後、議会第1委員会室において、令和5年度一般会計及び3特別会計並びに水道事業会計の令和5年度歳入歳出決算認定について、討論・採決を行った。全ての審査において意見がないか確認し、意見なしと認め、採決については、起立採決とすることを決定した。

まず、認定第1号令和5年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定については、討論なく、採決の結果、これを認定すべきものと全会一致で決定した。

次に、認定第2号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、討論なく、採決の結果、これを認定すべきものと全会一致で決定した。

次に、認定第3号令和5年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論なく、採決の結果、これを認定すべきものと全会一致で決定した。

次に、認定第4号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論なく、採決の結果、これを認定すべきものと全会一致で決定した。

最後に、認定第5号令和5年度南種子町水道事業会計決算認定について、討論な

く、採決の結果、これを認定すべきものと全会一致で決定した。

審査に際して、当委員会の意見について取りまとめたが、例年意見として申し入れている予算の流用、充用等についても適切な執行と認め、その他についても適切な予算執行と処理がされていた。

以上で、令和5年度決算認定に係る決算審査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は会計ごとに歳入歳出一括して行います。

初めに、一般会計について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、介護保険特別会計について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療保険特別会計について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、水道事業会計について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

以上で、全会計の質疑を終わります。

これから会計ごとに討論、採決を行います。

初めに、一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。採決は起立により行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、認定第1号令和5年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。採決は起立により行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、認定第2号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。採決は起立により行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、認定第3号令和5年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。採決は起立により行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、認定第4号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。採決は起立により行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、認定第5号令和5年度南種子町水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

ここで11時10分まで休憩をします。

—————・—————
休憩 午前11時00分

再開 午前11時08分
—————・—————

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 発委第1号 南種子町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第6、発委第1号南種子町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員会、柳田 博委員長。

[柳田 博議会運営委員長登壇]

○議会運営委員長（柳田 博議員） 発委第1号南種子町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてであります。

発委第1号南種子町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、別紙のとおり、地方自治法第112条及び南種子町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものでございます。

提出者は、南種子町議会議会運営委員会委員長、柳田 博であります。

本条例は、南種子町役場の機構改革により、水道課と総合農政課の土地改良係の業務を建設課に再編することに伴い、議会委員会の所管事項を削るものであります。

新旧対照表で説明しますので、新旧対照表をお開きください。

第2条第1項表中の産業厚生委員会の「・水道課」を削るものであります。

条文をお開きください。

附則については、この条例は、令和7年1月1日から施行することといたしております。

以上で説明を終わります。議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号南種子町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第7 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第7、選挙第1号選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本件については、委員及び補充員が令和6年12月24日をもって任期満了となる通知を受けたことによって、地方自治法第182条の規定によって選挙を行うものであります。

選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員は、西園和良君、中脇重夫君、外園 香君、崎田春彦君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、西園和良君、中脇重夫君、外園 香君、崎田春彦君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には、第1順位、大脇 誠君、第2順位、立石 勝君、第3順位、向井秋則君、第4順位、中里サワ子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、第1順位、大脇 誠君、第2順位、立石 勝君、第3順位、向井秋則君、第4順位、中里サワ子さん、以上の方が順序のとおり選挙管理委員会補充員に当選されました。

日程第8 発言取消し申し出について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第8、発言取消し申し出についてを議題とします。

濱田一徳議員から、12月5日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元に配付しました発言取消申し出書に記載した部分を取り消したいとの申し出があります。濱田一徳議員の発言を許します。

○9番（濱田一徳議員） 12月5日の会議における私の発言の中で、関係者や町民に不安や不快感を与える可能性がある下記の部分を取り消したいので、議会において許可されるよう、会議規則第64条の規定により申し出ます。

取り消したい発言、下記のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、濱田一徳議員からの発言
取消し申し出を許可することに決定しました。

_____・_____・_____

日程第9 閉会中の継続調査申し出

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第9、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のと
おり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、
閉会中の継続調査とすることに決定しました。

_____・_____・_____

日程第10 議員派遣

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり派遣したいと思います。御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣する
ことに決定しました。

_____・_____・_____

閉 会

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和6年第4回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さま
でした。

_____・_____・_____

閉 会 午前11時17分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議員 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 柳 田 博

南種子町議会議員 大 崎 照 男